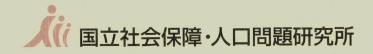
資出出

海外社会保障研究

WINTER 2007

No.161

特:	集 : フランス社会保障制度の現状と課題		
特集	の趣旨	江口隆裕	2
フラ	ンス社会保障制度を考える視点	加藤智章	4
医療	制度-近年の動向・現状・課題-	笠木映里	15
フラ	ンスの高齢者介護制度の展開と課題	原田啓一郎	26
フラ	ンス年金制度の現状と展望	嵩さやか	37
フラ	ンスにおける家族政策	清水泰幸	50
	ンスの失業保険と雇用政策		61
動	n 向		
OEC	ED SOCXの更新について		
	-SOCX 2007editionのデータについて-		
	国立社会保障·人口問題研究	所 企画部	79
書	·····································		
ジャン	ノ=クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ著 中原隆幸、宇仁宏幸、神田修悦、須田文明訳		
	『フランスの社会保障システム』	米山正敏	90



海外社会保障研究

WINTER 2007

No.161

国立社会保障・人口問題研究所

特集:フランス社会保障制度の現状と課題 趣 旨

1946年1月、ピエール・ラロックは、悲惨な戦争が終わり、古い秩序は破壊されたとして、新たな社会・経済秩序と社会保障制度再建の必要性を訴え、戦後フランス社会保障の基本的方向を示すラロック・プランを公表した¹⁾。そこでは、まず完全雇用を目指し、社会保障は労働収入では不足する場合にこれを補うものと位置づけた。そして、国民連帯(solidarité nationale)の理念に基づきすべての国民に社会保障を適用するとともに、社会のあり方として社会民主主義を標榜し、労働者の経済生活や企業管理への参加の促進だけでなく、社会保障制度への参加も謳った。さらに、労使関係者が自ら制度を作り上げるためにも、税方式ではなく社会保険方式を採用することによって、効率性の最大化をも目指すとした。

それから60年余りが経過した。政治的には、1958年に第5共和政に移行し、ド・ゴール将軍の身の丈に合わせるように大統領の権限が強化され、ポンピドー(1969-74年)、ジスカール・デスタン(1974-81年)、ミッテラン(1981-95年)、シラク(1995-2007年)と5人の大統領が統治してきた。この間、左派(社会党)のミッテランおよび保守派(共和国連合)のシラク両大統領の時代には、大統領と首相の政治的立場が左右に分裂する保革共存(cohabitation)も経験している。他方、経済では、栄光の30年(Lestrente glorieuses)と呼ばれる戦後の高度経済成長期を経て、1970年代後半以降、オイルショックなどを契機に低成長への転換を余儀なくされる中で、失業者は増大し、国家財政も赤字基調が続き、社会保障財政も赤字に苦しみ続けることになる。この間、1993年に欧州連合条約が発効し、2002年1月にはユーロへの通貨統合が始まり、フランスは、ヨーロッパにおける偉大な国家フランスからEUの一員としてのフランスへの道を選択する。

このような変化の中で、ラロック・プランの理念がどこまで貫徹されているかを概観してみよう。まず、雇用の状況をみると完全雇用の理想からはほど遠く、失業は常に大きな社会問題になっている(2007 年 8 月現在、318 万人)。わが国の皆保険に相当する社会保障の一般化(généralisation)は、1999 年の普遍的 医療保障制度(Couverture Maladie Universelle: CMU)の創設によって半世紀ぶりにようやく実現した。また、社会保障財源についても、1991 年には新たな財源として社会保障目的税たる一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée: CSG)が導入され、さらに、1995 年には、それまでの社会保障の赤字を棚上げし、その債務を 10 年以上かけて返済するための目的税である社会保障債務償還拠出金(Contribution pour le Remboursement de la Dette Sociale: CRDS)が導入された。そしてその代償として、社会保障全体の予算をコントロールすることを目的とした社会保障予算法(Loi de Financement de la Sécurité Sociale: LFSS)の仕組みが導入され、これによって議会が社会保障予算をコントロールすることになった。このように、フランスの社会保障²⁾は、その前提となってきた政治的、経済的、社会的諸条件の変化とともに、自治ないし自律(Autonomie)という特色を失いつつあるが、それでもなおラロックが示した連帯の理念は失われていないようにみえる。

以上のような変化の中にあって、フランス国民は、2005年5月の国民投票でEU憲法の批准を拒否し、EU市場(至上)主義にNon!を突きつけたかのようにみえた。しかし、それでも物価の上昇、移民問題、

治安の悪化、教育問題などの課題は解決せず、今年になってアメリカ流市場主義を標榜するかのようにみえる国民運動連合(UMP)のサルコジ氏を大統領に選出した。

市場主義者からの挑戦は、ここ数年来、わが国の社会保障に対しても激しく行われている。それゆえにこそ、わが国でも連帯の意義が改めて問われなければならず、その母国たるフランスの連帯に関する研究は近年勢いを増しつつある³⁾。制度としても、同じく社会保険方式を基本とするフランスの社会保障制度が今後どのように変貌していくのかは、わが国の社会保障制度のあり方を考える上でも留意しなければならず、本特集は、変貌の過程にあるフランス社会保障制度の歴史の一断面を描写するものとして、読者諸賢に有意義な示唆を与えるであろう。

最後に、本特集に際し、新進気鋭の若手研究者にも執筆陣に参加していただけたことは何よりの喜びであり、わが国におけるフランス社会保障研究がより降盛を極めるものと確信している。

注

- 1) Pierre LAROQUE "LE PLAN FRANÇAIS de Sécurité sociale" Revue Française du Travail, 1946, No.1, p.9-20.
- 2) フランスで社会保障(Sécurité sociale)という用語は、わが国の社会保険を意味し、わが国の社会保障に相当する語として社会的保護(Protection sociale)が用いられるが、ここでは、両者を区別せずに社会保障という用語を用いる。
- 3) 最近のものとして、田中拓道『貧困と共和国―社会的連帯の誕生―』(人文書院、2006年)、ジュリスト№1341 (2007年)「責任意識の動態―日米仏の法意識調査」に掲載されている各論文、特に、高山佳奈子「社会的連帯と個人主義―フランス法意識調査に見る責任観念」。

(江口降裕 筑波大学教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランス社会保障制度を考える視点

加藤 智章

■ 要 約

財源構成の変化と社会保障制度における国家のあり方とはいかなる関係に立つのか、という視点に立って、1990 年代以降のフランス社会保障制度を検討した。

フランスでは、財政自律性原則が機能してきた結果、一般化社会拠出金を財源とするか否かによって、社会保障における 国家が直接責任を果たすべき領域か否かが明確にされた。そこでは国家、社会保険としての保険者と被保険者からなる保険 集団、この保険集団とは別に組織される相互扶助のための補足制度、そして自助責任を果たすべき個人という 4 つのアク ターが当事者として、それぞれの役割を分担している。このことは、わが国では国家対国民という 2 項対立の図式で社会保 障が語られてきたのに対して、フランスでは、国家・社会・国民という 3 当事者の関係のなかで、多様な所得保障システム としての社会保障が模索されてきたことを意味する。

■ キーワード

自律性原則、租税代替化、社会保障財政法律、国民連帯

はじめに 一比較の意義と視点の設定一

社会保障というシステムは、労働者や生活困窮者を対象とする政策として出発した経緯から、その国の経済や社会の状況と密接に結びついている。このため、目的を同じくする政策であっても、国に応じて、政策実現のための手段や運営組織、財源構成のあり方が大きく異なることがある。また同じ国の政策であっても、時代に応じて、その政策を具体化する制度内容が変化することもある。医療保障政策であっても、医療保険を採用する国もあれば国民保健サービスによる国もある。また医療保険を採用する場合でも、被保険者資格の設定の仕方や財源構成など、国や制度に応じてそれぞれ異なる。したがって、医療保険と国民保健サービスとの異同はもちろん、同じく医療保険であっても、その具体化の方法や財源構成などにいかな

る違いが存在するのか、さらにその違いはどのような経済的社会的状況から生じてきたのかを明らかにすることは、社会保障の研究にとって、基本的かつ不可欠な作業である。大局的な制度設計や権利義務関係のあり方を考えるうえでも、あるいは個別具体的な政策指針を設定するためにも、重要な素材を提供するからである。

このような制度や政策の比較検討においては、 視点の設定に一定のルールがあるわけではなく、 多様な視点の設定が可能である。しかし、社会保 障が社会集団を対象とする人為的な営みである以 上、システムとしての社会保障は制度理念や政策 論としての理論的有効性だけではなく、具体的な 制度運営のために実現可能性によっても評価され る。また、社会保障における社会とは何か、言葉 を換えれば、社会保障における国家の役割とは何 かを考察することが、他国の社会保障を研究する 目的のひとつであるとするならば、その国において当該制度が成立・展開した歴史的経緯や、その時々の社会・経済事情に立脚した総合的多角的な検討を可能とする視点の設定が望まれる。

社会保険を社会保障の根幹と位置づけている点で、ドイツとフランスは、わが国と共通する。しかしドイツは連邦国家であり、連邦と州との権限分配を前提としている点で日本とは異なる。したがって、中央集権的国家体制という点で、日本とフランスは同じような基盤のうえで社会保障制度を構築してきたといえよう。このような共通点を有する両国であるが、第二次世界大戦直後における社会保障のあり方に関する制度設計には大きな隔たりが存在した。それは、社会保障制度における国家の関与に端的に表れている。わが国では「国家には国民の生活を保障する義務がある」としたのに対して、フランスでは社会保障は労使双方の協力によるとの認識のもと、国家とは一線を画する社会保障の構築を目指したからである。

その後の制度展開もまた、日仏両国はそれぞれ 異なる方向を指向していると思われる。日本では 1990年代後半から社会保障制度構造改革の名のも とに、国家の関与を弱める動きが見られる一方、 フランスでは財源構成の関係で租税を投入する領 域と社会保険を堅持する領域との二極分解が進ん でいる、といえそうだからである。このような評 価自体、いかなる視点を設定するかによって結論 が異なると考えられるが、本稿では、社会保障制 度における国家のあり方を、財源構成の変化から 検討してゆきたい。具体的には、ラロックプラン で示された制度運営原則の1つである自律性原則、 そのうちでも特に財政的自律性原則に着目して、 1990年代以降のフランスにおける社会保障制度の 変容を検討する。

1 フランス社会保障制度の概要

ここでは、先に示した本稿での検討を行う前提 として、フランス社会保障制度の沿革とその概要 をごく簡単に概説する。また、社会保障制度の制 度設計を行う際の基本的データと考えられる人口 構造の推移について概観する。

(1) 歴史的沿革

フランスの社会保障制度は、ピエール・ラロックの策定したラロックプランに基づく 1945 年 10 月 4 日および 10 月 19 日のオルドナンスを出発点とする。

ラロックは、国民すべてが等しく社会保障を必 要とする状況に陥っているという認識のもと、社 会保障計画を立案した1)。社会危険に対する所得保 障の必要性が一定の階層に特定できない状況にお いては、新たに構築される社会保障制度はすべて の国民を対象とするものでなければならないとし たのである。こうして、制度構築の理念として国 民連帯を掲げ、一般化原則、単一金庫原則および 自律性原則という三原則に基づいて、国家とは一 線を画する社会保障制度を構想した。すなわち、 一定の保険事故に対する所得保障を目的とし、最 終的にはすべての国民を対象に、全国社会保障金 庫を頂点とする一元化された管理運営組織のもと、 被保険者や使用者等の負担する保険料を唯一の財 源とし、関係当事者自らが直接制度の管理運営に 関与するという社会保障制度である。

一般化原則とは、皆年金皆保険体制の標榜ともいうべき人的適用範囲の拡大を意味し、単一金庫原則は管理運営組織の具体的な設定方法と一般化原則の具体策を提示する。また、自律性原則は、2つに分解することができる。国庫には依存せずに専ら当事者の負担する保険料を財源とする財政的自律性原則と社会保障制度の管理運営を保険料を負担する当事者が行うという当事者参加原則とで

ある。これら3つの原則、すなわち一般化原則、 単一金庫原則および自律性原則は、国民連帯の理 念に基づく制度構築のあり方を示す原則というこ とができる。そして、これらラロックプランにお ける三原則のなかでフランス社会保障制度を特徴 づけるものは何よりも、自律性原則に求められる。 フランス社会保障制度の展開過程は、自律した制 度の構築を目指す社会保障制度と国家との緊張関 係の過程と言い換えることもできるからである。

(2) 社会保障の概要

フランスにおいて社会保障という場合、社会保 険、労災補償および家族給付を意味することが多 い。社会保険はさらに疾病・出産・障碍・死亡と 老齢・寡婦(夫)とに分けられることが多い。し たがって、フランスにおける社会保障は、これに 労災補償と家族給付をあわせた4つの部門から構 成される。このように、わが国の社会保障制度と 比較すると極めて狭い領域を対象としているフラ ンスの社会保障は、その人的適用範囲からおおき く4つに分類される。民間企業労働者を対象とす る一般制度、フランス国有鉄道やフランス銀行な ど特定の業種や職種により個別に組織される特別 制度、自営業者や自由業者などを対象とする自治 制度2)、さらに農業経営者と農業被傭者から構成さ れる農業制度である。このうち一般制度が最も大 きく、国民のほぼ85%を対象とする。

わが国の社会保障制度に近い概念は社会保護 (Protection Sociale)である。ここで社会保護とは、 先に紹介した限定的な社会保障に、以下の3つの 制度を含めた概念として用いられている。1つは、 わが国の生活保護や社会福祉に相当する社会扶助 (l'aide sociale)³⁾であり、いまひとつは歴史的沿革 から労働協約に基づいて支給される失業保険⁴⁾、さ らには補足制度と総称される制度である。この補 足制度は、公的年金の法定給付に対する補足年金⁵⁾ や公的医療保険の一部負担金を補う補足給付⁶⁾か らなる。

ここで留意すべきことは、補足制度の存在と保 険料の負担割合についてである。

まず、補足制度についてである。補足制度とは 医療保険・年金保険ともに、法定給付に対する上 乗せ給付を支給する制度である。この補足制度が 注目されるのは、1つには、所得保障の重層性と同 時に、法定給付の保険者とは異なる組織を設ける ことで保障主体の側面でも多様性を確保している ことである。所得保障の重層性とも重なるが、い まひとつは給付水準の比較に関係する。年金制度 に妥当することであるが、補足年金制度には、強 制加入制度と任意加入制度との2段階システムに なっている。このような補足制度の存在は、法定 給付の給付水準が相対的に低く設定されていたこ とを意味する。また、制度比較の観点からは、加 入を強制される補足年金の給付水準や任意加入制 度の加入率や給付水準をも視野に入れないと、年 金に関する比較分析としては不十分な結果となる。 さらに、公的医療保険における一部負担金の補足 給付も、その普及率を考えるとこれを無視して比 較することは問題の本質を見誤る結果となる。

いまひとつは、保険料の負担割合についてである (表 1 参照)⁷⁾。わが国と同じく、労災補償は無過失責任原則を採用していることから、その保険料は全額、事業主が負担する。家族給付に関する拠出金も全額、事業主が負担する。問題は社会保険である。年金保険、医療保険ともに、その保険料は労使折半ではない。制度発足当初から事業主の負担割合が高い。医療保険については、一般社会拠出金の導入により、労使の保険料率は 0.75%と 12.8%である。また、年金保険の場合には、保険料の算定に用いられる賃金報酬に限度額が設けられている。これを保険料算定限度額 (Plafond)というが、この算定限度額の範囲内で 6.65%と8.3%、賃金報酬全額について 0.1%と 1.6%とされている。このように、フランスでは、事業主の保

険料負担は賃金の肩代わりという認識も根強く、 戦後一貫して事業主の保険料負担部分が高く、労 使折半を原則とするものではなかった。

(3) 人口構造

社会保障の制度設計に大きな影響を与えると考えられる人口構造に関して、日仏両国は非常に対照的な特徴を有している。

国連の定義によれば、65歳以上の高齢者が総人口の7%以上を占める社会を高齢化社会(Aging Society)、14%を越える社会を高齢社会(Aged Society)という。フランスは高齢化社会への移行が最も早い国の1つであり、1865年にはすでに高齢化社会に移行していたといわれる⁸⁾。しかし、高齢社会に移行したのは1980年代であり、7%から14%に移行する倍化年数に110年以上要しており、非常に緩慢な高齢化の進行であったといえる。これに対して、日本は1970年に高齢化社会に移行した後、わずか24年という短期間のうちに14%の水準(1994年)に達した。

このような人口高齢化の違いは、日仏両国の社会保障制度のあり方に大きな影響を与えた。フランスでは緩慢な高齢化の進行に加え、特に1930年代に総人口の減少する事態に直面した。このことが家族給付制度の展開に大きな影響を与えたとい

われているし、高齢者介護も高齢者扶助制度の延長として介護手当制度が設けられている⁹⁾。また、老人保健制度のような高齢者に固有の医療保険は存在せず、現役を引退した時点で所属していた医療保険制度にそのまま所属する突抜方式を採用している¹⁰⁾。日本は、高度経済成長と軌を一にするように従属人口指数が減少し、1970年に高齢化社会に移行した後は一気に高齢化が進行した。このことは出生率の低下とも密接に関連するが、介護保険制度を導入する原動力となったということができる。

2 自律性原則の変貌

自律性原則は、当事者の負担する保険料を財源とする財政的自律原則と管理運営の側面における当事者参加原則とに分解することができる。財政的自律原則は、租税代替化の進行により、相対的にその原則としての地位は後退を余儀なくされた。他方、当事者参加原則は、管理運営組織における意思決定機関である金庫理事会が労使代表から構成されることに象徴される。しかし、この原則は、現実には形式論理以上の効果を有するものではなかった。保険料率や給付水準の実質的な決定権限は、金庫理事会ではなく行政府にあったからであ

	医療保険		年金	家族手当	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者
1990/1/1	12.6	5.9	8.2	7.6	7
1991/2/1	同	上	8.2 1) 1.6 2)	6.55 1)	5.4
1991/7/1	12.6	6.8	同	上	同上
1993/7/1	12.8	同上	同	上	同上
1997/1/1	同上	5.5	同	上	同上
1998/1/1	同上	0.75	同	上	同上
2006/1/1	同	上	8.3 1) 1.6 2)	6.65 1) 0.1 2)	同上

表1 保険料率の変遷

注:1) 保険料算定上限額の範囲内(2007年現在月額2682€)の料率を示す。

2) 保険料算定上限額なし、すなわち報酬全額に対する料率を示す。

る。こうして、財政的自律原則の相対的な地位の 後退に伴い、当事者参加原則についてもその形式 論理としての地位が大きく縮減された。

普遍性原理に基づく租税代替化の進展とも密接に関連して、社会保障制度をめぐる関係当事者の緊張関係に大きな変更を迫ったのは、社会保障財政法律の制定である。さらに、租税代替化の進展と社会保障財政法律の制定は、制度理念としての連帯概念にも大きな影響を与えた。ここでは、租税代替化、社会保障財政法律および連帯概念の変容について、検討する。

(1) 租税代替化 (fiscalisation)

エネルギー資源の石炭から石油への移行に伴う 産業構造の高度化は、財政自律性原則との関係で は、財政基盤の脆弱な個別制度を生み出し、1970 年代後半から個別制度相互の財政支援すなわち財 政調整による救済策が採用された。しかし、1990 年代に至り、職域間連帯に基づく財政調整の手法 も限界を露呈する。保険料率の引き上げは企業の 国際競争力を低下させる一方、EU 通貨統合のため に財政赤字の解消が強く望まれたからである。こ のため、1991 年から、福祉目的税ともいうべき一 般社会拠出金(CSG)が導入された。

一般社会拠出金は当初、家族給付部門に対する財源に充当するため、賃金などの稼働所得、年金給付などの代替所得あるいは資産所得などに賦課率1.1%として導入された。一般制度における給付部門は、医療、年金、労働災害および家族給付から構成される。このうち、家族給付部門だけが、民間労働者、自営業者の別なく全国家族手当金庫を頂点とする管理運営組織によって運営されていた。特に1978年1月1日以降、支給要件を国籍要件から居住要件に変更した結果、家族給付制度は、フランスに居住し、児童を扶養する者すべてを対象に所得保障を行う制度として機能していた¹¹¹。

導入後、その賦課率が最初に引き上げられたの

は 1993 年である。これはそれまで一般制度などが 肩代わりしていた老齢被傭者手当や老齢非被傭者 手当の財源を手当てするとともに、一般制度が抱 えていた累積赤字を返済するために老齢連帯基金 (FSV)を設けるための措置であった。老齢被傭者 手当や老齢非被傭者手当は老齢者最低所得保障給 付(minimum vieillesse)と総称され、障害や失業 のために保険料の拠出期間が存在しないか不十分 なため、低額の拠出性年金しか受給し得ない者を 対象に一定の所得保障を行うための給付である¹²⁾。

次に、大きな引き上げが行われたのは1998年で ある。ここでは4.1%もの引き上げを断行したが、 それは普遍的医療給付 (CMU) を導入するためで あった。普遍的医療給付は、基礎給付と付加給付 からなる13)。基礎給付は、フランス国内に安定的 かつ適法に居住し、いかなる医療保険制度にも属 していない者を対象に、その所得に応じて無償な いしは減額された保険料を納付することによって、 一般制度の医療保険制度に基づく医療を提供する ものである14)。次に付加給付は、外来診療におけ る3割の一部負担金や入院診療費に相当する金額 を第三者支払方式で支給する。この付加給付は、 一部負担金の支払能力の有無が受診行動に大きな 影響を及ぼす、との認識に基づいて、支給される ものであり、給付の性格から基礎給付と付加給付 とは併給される。したがって、普遍的医療給付は、 基礎給付と付加給付をあわせて支給することによっ て、低額所得者に対する医療費の無償化を実現す る制度ということができる。

導入当初、1.1%であった一般社会拠出金の賦課率は、2回の大きな引き上げを経て、現在7.5%である(表2参照)¹⁵⁾。ここで注目されるのは、一般社会拠出金の導入あるいはその賦課率を引き上げる正当化根拠として、普遍性原理が強く求められたことである。一般社会拠出金が導入される契機となったのは、医療および年金に関する社会保険の財政収支の悪化であるが、財源が充当されたの

は家族給付制度であった。それは、先に述べた家族給付制度の構造上の特徴が一般社会拠出金を賦課する正当化根拠となった。その後の2度にわたる引き上げは、いずれも高齢者に対する最低限の所得保障を確保するという要請や、フランス国内に居住するすべての者に対する医療アクセスを保障するという要請が、引き上げの根拠となっている。

(2) 社会保障財政法律の制定

1995年11月15日に国民議会に示されたジェペプランは、関係するすべての組織の責任を強化するとともに、社会保障の負債を早急に解消し、21世紀を担う次世代のためにより公正な社会保障制度の構築を目指した。こうして社会保障財政法律は、公正の確保と責任の強化に関連して、社会保障財政に関する議会の責任を強化するために憲法を改正して制定された。

社会保障財政法律は、政府の策定した社会保障 政策および保健医療政策の方針を承認し、医療、 老齢、労災および家族の各部門ごとに収入の推計 額と支出の目標額を決定するとともに、医療保険 支出全国目標(ONDAM)を定める¹⁶⁾。

議会の立法権限が憲法により厳しく制限されて

いたとはいえ、社会保障に関する責任を強化する という改革の方針がこの時期に打ち出されたこと は、日本の制度体系になじんだ目からみればやや 奇異に映る。社会保障財政法律の制定は、租税代 替化の進展と密接に関連し、社会保障制度をめぐ る当事者関係に変更を迫ったと理解することがで きる。

租税代替化の進行により、財政的自律原則は相 対的に後退を余儀なくされた。この財政的自律原 則の相対的な後退に伴い、当事者参加原則もその 形式論理としての地位を大きく縮減された。すな わち、社会保障財政法律に基づく議会による統制 の強化は、財源を負担する者が保険料負担者とし ての被保険者・事業主から納税者としての国民に シフトすることに対応して、財源の帰趨を判断す る主体を、それまでの保険料負担であった当事者 すなわち労使代表から国民代表へ転換することを 意味する17)。端的に述べるならば、議会による統 制の強化は、社会保障財政に関する当事者代表か ら国民代表への統制システムの変更であり、ジュ ペプランは、形式論理として存続していた当事者 参加原則に終止符を打ち、国民代表による財政統 制に大きな方向転換を図ったと評価することがで きる。もっとも、ジュペプランが当事者参加原則

表 2 一般社会拠出金賦課率の推移

(%)

	稼働所得	代替所得	資産・投資益	賭博益	充当範囲(充当料率)
1991/1	1.1	1.1	1.1	_	家族手当(1.1)
1993/7	2.4	2.4	2.4	_	家族手当(1.1) 老齢(1.3)
1997/1	3.4	3.4	3.4	3.4	家族手当(1.1) 老齢(1.3) 疾病(1.0)
1998/1	7.5	6.2	7.5	7.5	家族手当(1.1) 老齢(1.3) 疾病(5.1)
2001/1	2.4 ¹⁾ 5.1 ²⁾	2.4 1) 3.8 2)	7.5	7.5	家族手当(1.1) 老齢(1.15)疾病(5.25)
2005/1	7.5 ³⁾	6.6 ① 6.2 ②	8.2	9.5	家族手当 (1.08) 老齢 (1.13) 疾病 (5.29)

- 注:1) 税額控除前賃金 (salaire brut) 額全額に課税する賦課率である。
 - 2) 税額控除前賃金額の95%に対して課税する賦課率である。
 - 3) 税額控除前賃金額の97%に対して課税する賦課率である。また、①は退職年金・障害年金所得に、②は 失業手当・日額手当金所得(税額控除前賃金額の97%に対して課税)に対する賦課率である。

を完全に排除したわけではない。社会保障財政法律の導入以後も、全国金庫や下級金庫における理事会の構成は、なお当事者参加原則に基づくものといえるからである。しかし、2004年8月13日法による医療保険全国金庫の理事会から評議会への名称変更、その権限の改正および評議会構成メンバーの変更は、ジュペプランの示した方向転換によってはじめて可能であった¹⁸⁾。この意味で、現在のフランス社会保障政策の指向はジュペプランに示された方向性の延長線上にあるといえよう。

ここで留意しておかなければならないことは、 ジュペプランによる議会の統制強化は、直ちに行 政権限の縮小を意味しないことである。繰り返し にはなるが、フランス第5共和国憲法は、立法事 項とデクレ事項を峻別し、議会の立法権限を制限 している。ジュペプランに基づく議会の統制強化 は、立法事項として社会保障財政法律の審議・採 決を付け加えたけれども、そのことが直ちにデク レ事項すなわち行政府の裁量権を縮小させること を意味するものではない。国家とは一線を画する 社会保障制度の運営というラロックの意図になぞ らえれば、むしろ国家という枠組が立法府と行政 府とに分解されたことを意味する。したがって、 国家対社会保障組織の緊張関係は、ジュペプラン 以降、立法府、行政府および社会保障組織という 3 当事者間の緊張関係に移行したといえる。

(3) 連帯概念の変容

わが国の社会保障制度の枠組を定めた「社会保障制度に関する勧告」(1950(昭和25)年)は、「国民には生存権があり、国家には国民の生活を保障する義務がある」として、社会保障制度を社会保険、国家扶助、社会福祉および公衆衛生という4つの部門から構成されると定義した。

これに対して、フランス憲法にはわが国の生存権に相当する明文の規定は存在しないものの、憲法ブロックという概念のもと、社会保障に関連す

る規定がいくつか存在する。フランス社会保障制度を構築する指導原理ともいうべき役割を果たしたのは、国民連帯という概念である¹⁹⁾。それはラロックプランの段階ですでに、鮮明に打ち出されていたが、社会保障法令の法典化に伴い、社会保障法典の第1条に相当する条文(L.111-1条)において、「社会保障の組織は国民連帯(solidarité nationale)の原則に基づく」と規定されている。

私見によれば、この国民連帯概念は、第二次世界大戦後の展開過程のなかで、以下のような3段階の変遷を辿ってきた。

第1は、国民連帯の標榜から職域連帯への移行である。ラロックプランでは、単一の管理運営機関のもとで、すべての国民に社会保障制度を適用することが構想された。単一金庫原則と人的適用範囲の全国民への拡大を意味する一般化原則の標榜である。しかし、商工業自営業者や手工業者などが、被傭者と同一の管理運営組織に加入することを拒否した結果、フランスの社会保障制度は、職域に応じた個別制度を複数併存させることになった。この国民連帯から職域連帯への移行は、制度設計のあり方をめぐる対立の結果であり、職域連帯に基づく個別制度の組織化が図られた。

第2は、職域連帯から職域間連帯への移行である。1970年代から1980年代にかけて、産業構造の高度化により財政的に自律し得ない個別制度を救済するため、個別制度間で財政調整が行われた。職域連帯にとどまらず、制度間での連帯という意味で職域間連帯の実現ということができる。これは、国庫負担への依存が国家の介入を招くことを回避するための措置であった。第1で述べた職域連帯に基づく個別制度の組織化とは異なり、この職域間連帯への移行は、財政調整を実現するための論理、すなわち具体的な財源調達のための論理として機能した点で重要である。

第3は、租税代替化の進行にともなう国民連帯 と職域連帯との併存状態である²⁰⁾。1991年から導 入された一般社会拠出金によって顕著になった動 向である。財政調整が限界に達したため、財政調 整に象徴される職域間連帯が国民連帯の妥当する 領域と職域連帯の妥当する領域とに分化した状態 である21)。国民連帯の理念が妥当する領域は、医 療保障、家族給付、要介護手当 (APA) および社 会参入最低所得(RMI)であり、いずれも一般社 会拠出金がその財源として投入された給付群であ る。一般社会拠出金は、解決すべき問題の普遍性 を根拠に、フランスに居住するすべての者に、賃 金や資産所得、老齢年金や失業給付などの代替所 得などを対象に賦課されることから、国民連帯の 理念を体現する性格の財源である。他方、ここに いう職域連帯とは、一定の社会集団を対象に、そ の集団の所得水準に応じて、負担に比例した給付 を保障するための論理であり、失業保険、補足年 金や補足医療給付に関連する補足制度部門などの 領域に妥当し、これに労働災害部門を加える場合 もある。

このような状況について、国民連帯を"所属による連帯(solidarité d'appartenence)"、職域連帯を"参加による連帯(solidarité de participation)"と評する論者もいる²²⁾。就労形態の変化が職域連帯の限界を露呈させる一方で、社会保険システムでは十分に対応できない問題を、国民レベルで解決することが承認された。手段としての社会保障財政法律による財源管理であり、解決すべき問題対象としての家族給付、高齢者に対する最低限の所得保障あるいは医療アクセスの保障である。これらの課題に対応するために普遍性原理によって一般社会拠出金の投入が正当化され、それを支えたのは平等(égalité)ではなく公正(équité)の概念であった。

むすびにかえて

以上のように、1990年代以降のフランス社会保

障制度を概観すると、一般社会拠出金を投入した ことによる大きな影響をみてとることができる。 この検討に関連してわが国との比較から注目さ

この検討に関連してわが国との比較から注目されるのは、以下の3点である。

まず、普遍的医療給付はわが国流に言えば皆保 険の実現ということになる。国民健康保険法の制 定をもって皆保険が実現したとするならば、フラ ンスのそれは時期的にかなり遅れたといえる。し かしここで留意すべきは、所得格差による医療ア クセスの阻害を排除しようとする姿勢である。す なわち、低所得者に対しては居住要件のみで一部 負担金の負担を必要としない無償医療の提供を実 現した。ここで無償医療というのは、一般制度に 所属する形式で第三者支払方式が採用され、一般 制度から医療機関に対して一部負担金相当額が支 払われるからである。高齢者であることだけを要 件に一部負担金の負担割合を軽減したうえ、1割ほ どの保険料以外は国庫負担金と医療保険者からの 拠出金で財源を構成するわが国の高齢者医療制度 の制度構想とは大きな隔たりがある。

次に、高齢者に対する所得保障は社会扶助に分類される老齢者最低所得保障給付、公的年金保険、補足制度の加入強制部分と任意加入部分と4段階構成になっていることである。ここには、フランス社会保障制度の特徴ともいえる所得保障システムの階層性、多元性が端的に表れている。階層性とは4段階のシステムから構成されていることを、多元性とは各段階の給付主体が異なり、保障システムも社会扶助や社会保険、さらには補足制度を組織する任意加入の共済あるいは私保険まで多様である。わが国にも国民年金基金、確定給付企業年金法など法定年金給付に対する上乗せ給付を実現する補足制度が存在する。しかし、社会保障制度における存在意義という点ではこれからの展開が期待される。

このこととも密接に関連するが、第3は公私の 役割分担についてである。わが国でも社会保障に おける役割分担として、公助・共助・自助などの 区別が論じられてきた。しかし、わが国の場合、 国民年金や国民健康保険に明らかなように、制度 発足当初からその財源に国庫負担金が投入されて きたため、国家と保険者ないし被保険者との責任 あるいは役割を明確に論じることが難しい。例え ば、国民健康保険の財源構成は、事業主負担の保 険料相当額と保険料の減免額に相当する額など、 さまざまな要因に基づく国庫負担金ないしは都道 府県負担金が混在している。このため、社会保険 制度でありながら、社会扶助的な給付を支給する 性格をも併有しており、役割分担に関する議論の 焦点が拡散する結果になる。これに対してフラン スでは、財政自律性原則が機能してきた結果、一 般化社会拠出金を財源とするか否かによって、社 会保障における国家が直接責任を果たすべき領域 か否かが明確にあぶり出されてきたといえる。そ こでは国家、社会保険としての保険者と被保険者 からなる保険集団、この保険集団とは別に組織さ れる相互扶助のための補足制度、そして最後に自 助責任を果たすべき個人という4つのアクターが 当事者として、それぞれの役割を分担することが 予定されている。このような多元性は、わが国で は国家対国民という2項対立の図式で社会保障が 語られてきたのに対して、フランスでは、国家・ 社会・国民という3当事者の関係のなかで、多様 な所得保障システムとしての社会保障が模索され てきたことを意味する。補足制度の存在に象徴さ れる国家ではないが社会保障の担い手たり得る"社 会"の形成・充実という視点が、日本の社会保障 制度にとって大きな検討課題の1つとなると考え る。

注

- P.Laroque, Le plan français de sécurité sociale, Revue française du travail, avril 1946, No.1.
- 2) この制度には、農業制度に属さず被傭者制度にも

- 属さない自営業者,手工業者,自由業者などが, それぞれ個別の組織を設けていたが,2005年3月 31日のオルドナンスによって2006年から,これら 3業者を対象とする疾病保険,手工業者老齢保険お よび商業者老齢保険が合体し,自営業者社会制度 とされた。自由業者の老齢保険制度については全 国金庫のもと11業種の職域別金庫から構成される 枠組に変更はない。
- 3) 社会扶助は社会活動および家族法典(Code de l'action sociale et des familles)に規定されている。 社会参入最低所得(RMI)制度が制定されるまでは,児童,高齢者,障害者などのカテゴリー別の 扶助体系であった。RMIについては,出雲祐二「フランスの所得格差とRMI」海外社会保障研究159号48頁以下(2007),都留民子「フランスの「排除 Exclusion」概念」海外社会保障研究141号3頁以下(2002)参照。
- 4) ラロックプランも失業保険制度の創設を意図していたが、それは1958年末に成立したうえ、労働協約に基づくものであった。他方、租税を財源とする連帯制度も存在する。この失業保険制度と連帯制度は雇用保障という観点からともに労働法典に根拠を置く。
- 5) 補足年金制度には、強制的補足制度として補足退職年金制度連合会(ARRCO)や幹部職員退職年金制度総連合会(AGRIC)といった私的組織が管理運営を行っている。この強制的補足制度のほかに任意加入の上乗せ退職年金制度が存在する。 蒿さやか『年金制度と国家の役割―英仏の比較法的研究―』東京大学出版会 2006 年参照。
- 6) 公的医療保険の外来診療における3割の一部負担金などに対応する補足給付について,国民の84%が何らかの制度を利用しているとされる(Assemblée nationale: Projet de loi No. 1419: http://www.assemblee-nationale.fr/11/projets/pl1419.asp). これらの給付は、相互扶助組織(Institution prevoyaence)、共済組合(mutuelle)および保険会社が運営するが、その根拠規定は、社会保障法典、共済組合法典および保険法典である。
- 7) liaisons sociales, légis.soc., No.8652 などに基づき 筆者作成。
- 8) 人口統計資料集·年齡別人口参照(国立社会保障· 人口問題研究所 HP (http://www.ipss.go.jp/))。
- 9) 1997 年 1 月 24 日法 (No.97-60) により設けられ た介護特別給付 (PSD) は重度の要介護高齢者に 偏り,2001 年 1 月現在,要介護高齢者 80 万人中,

利用者 13万5千人に過ぎないなどの問題を指摘されるにいたり、要介護手当(APA)が2001年7月20日法(No.01-647)によって導入された。要介護手当は、要介護の認定につき全国統一の基準を設け、対象者の範囲を拡大した。財源として、一般社会拠出金の一部と老齢保険制度からの補助金を財源とし、要介護手当基金が創設された。

- 10) Css.L311-2, L311-9.
- 11) 1975 年 7 月 4 日法 (Loi No.75-574) が国籍要件 を廃止し、居住要件のみを要件とした。
- 12) 複数の手当の総称であった老齢者最低所得保障給付は,2004年6月24日のオルドナンス(Ord.No. 2004-605)により,2006年1月1日から高齢者連帯手当(ASPA)に一本化される。支給要件に変更はなく,65歳以上(労働不能の場合には60歳以上)でフランスに居住している者に支給される(Css.L 815-1 et s.)。なお、http://www.sante.gouv.fr/drees/seriestat/pdf/seriestat73.pdf.参照。
- 13) 「疾病の予防および治療に関する不平等は,最も明白な不公正 (injustices) のひとつである。その子供に必要な医療を与えられないことは受け容れることができない。病気や痛みを訴えていながら,所得水準が差別を助長しているという事実も見過ごすことができない。……さらに,自己負担の軽減については医療扶助制度が存在するものの,……フランス全体で医療扶助に関する平等が確保されているとは言い難い。このため本法案は,自己負担分に関する補足給付についても,支給の対象とする」という理由から,1999年7月27日の法律(Loi No.99-641)により制定された (http://www.assemblee-nationale.fr/11/projets/pl1419.asp)。
- 14) 2007 年 9 月 30 日までは年額 7083 €以下の場合は 保険料の負担が免除される。この金額を超える所 得がある場合には,その超過額に 8%の保険料率を 乗じた額が保険料となる。2006 年 12 月 31 日現在, 基礎給付受給者数 172 万 9565 人,付加給付受給 者総数 447 万 6913 人である(http://www.ameli. fr/l-assurance-maladie/statistiques-etpublications/donnees-statistiques/)参照。
- 15) 筆者作成。
- 16) 社会保障財政法律は,1996年7月22日の憲法法律による憲法改正に基づき,1996年12月27日にはじめて1997年度社会保障財政法律が制定された。その後,2005年8月2日の社会保障財政法律に関する組織法律により,審議対象年度を2ヶ年度から3ヶ年度とし,審議対象となる法定制度も被保

- 険者数2万人以上の制度からすべての制度に拡大 したほか,医療保険支出全国目標を細分化するな どの改正が行われた.
- 17) 1996年2月22日の憲法法律の提案理由は「民主主義において、経済・社会問題の重大な選択の責任は第一に議会にある」と述べるほか(Projet de loi constitutionnelle No.2455)、「経済、保健医療および社会問題の相互依存が、社会保障に関する政策選択における国家責任の再定義を強く求めることとなった」と説明されている(R.Ruellan、"Clarification des pouvoirs et rénovation du système"、Dr.Soc.No.9/10,1996)。
- 18) 拙稿「フランスにおける医療費抑制策の変遷」社 会保険旬報 2272 号 18 頁以下参照。
- 19) 19世紀の政治思想から20世紀初頭に導入される福祉国家の思想原理の1つとして「連帯」を取り上げる著作に、田中拓道『貧困と共和国―社会的連帯の誕生』人文書院 2006年参照。
- 20) Bruno Palier, Gouverner la sécurité sociale : les réformes du système français de protection sociale depuis 1945, Paris, Presses Universitaires de France, 2002. J-P. Chauchard, Droit de la sécurité sociale, LGDJ. 3ed.
- 21) 2000 年度から 2005 年度までの社会保護財源の構成割合は以下の通り (単位:10 億 €) であり、一般社会拠出金など租税の占める割合は 19%から 17%で推移している (http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?ref_id=NATFPS04612&tab_id=218).

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
保険料	284.8	299.4	312.4	323.8	333.7	345.6
租税	82.8	89.9	92.5	94.5	83.1	91.7
公的拠出金	48.4	47.4	50.1	51.6	70.6	71.5
財政利子	2.2	2.4	2.4	2.2	1.9	2.0
その他	14.1	14.4	14.4	14.7	16.0	16.9
合計	432.4	453.5	471.8	486.8	505.4	527.7

22) M.Borgetto, "Logique assistancielle et logique assurancielle dans le système français de protection sociale : le nouveaux avatars d'un vieux débat", Dr.soc., No.1, janv.2003, pp.115 et s.

参考文献(注で取り上げた文献を除く)

J-J Dupeyroux, M Borgetto, R Lafore et R Ruellan, Droit de la sécurité sociale,Dalloz 15é éd. 藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フラ

ンス』東京大学出版会 1999 年

- 加藤智章 『医療保険と年金保険―フランス社会保障制度における自律と平等―』北海道大学出版会 1995 年藤井良治「フランス社会保障研究の現在」大原社会問
- 題研究所雑誌 517 号 2001 年
- 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子『比較政治 経済学』有斐閣アルマ 2004 年
- 笠木映里『公的医療保険の給付範囲』法学協会雑誌 123巻 12 号~124 巻 6 号 2006 年・2007 年

略語表

- CSG:Contribution sociale généralisée:一般社会拠出金
- FSV: Fonds de solidarité vieillesse: 老齢連帯基金 CMU: couverture maladie universelle: 普遍的医療給付

- ONDAM: objectif national de dépenses d'assurance maladie: 医療保険支出全国目標
- APA:allocation personalisée d'autonome:要介護手
- PSD: Prestation spécifique dépendance: 介護特別給付
- RMI:Revenu minimum d'insertion:社会参入最低所 得
- ASPA:allocation de solidarité aux personnes âgées: 高齢者連帯手当
- ARRCO: Association des régimes de retraites complémentaires: 補足退職年金制度連合会
- AGRIC: Association générale des institutions de retraites des cadres: 幹部職員退職年金制度総連合会

(かとう・ともゆき 新潟大学大学院教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

医療制度

―近年の動向・現状・課題―

笠木 映里

■ 要約

フランスの医療制度は、これまで、①医療費の抑制および②職域保険から排除される人々を包含するための医療制度の一般化という二つの政策目的の下、多数の改革を試みてきたが、これらの改革は、いずれの政策目的に関するものも、1990 年代以降、それまでとは大きく異なる新しい方向へと展開している。まず、①医療費抑制政策としては、従来よりも強い国家の統制の下で、医療給付の良質性や効率性に踏み込んだ給付のコントロールが試みられている。一方、②一般化のための政策としては、住所を要件として一般制度への加入を認める制度と、補足的医療保険給付を無拠出で提供する制度との組み合わせという手法が採用された。本稿では、このような1990 年代以降のフランスの医療制度改革の動向を追い、現状と課題を指摘するとともに、日本の議論にとって示唆となる点にも言及する。

■ キーワード

フランスの医療制度、医療費抑制、一般化

I はじめに

フランスの医療制度は、特に1970年代以降、き わめて頻繁な制度改革を経験してきたが、そのう ちの多くは、直接的に、あるいは間接的に、以下 のような二つの政策目的のいずれかと結びついて いる。一つ目は、言うまでもなく、経済成長の停 滞や人口構造の変化に起因する制度の財政状況の 逼迫を背景とした、医療費抑制の必要性である (i)。二つ目は、フランスの医療制度が職域保険 の形態を採用していることに起因する、制度の適 用対象者の拡張、いわゆる「一般化(généralisation) | の必要性である $(ii)^{1}$ 。 そして、フランスにおけ る近年の医療制度改革の動向を概観すると、これ らの二つの政策目的のいずれについても、1990年 代以降、従来の制度や政策論からの大きな方向転 換を示すような一連の改革が行われていることが うかがえる。そこで、本稿では、1990年代以降に 行われた重要な制度改革を、主にiの政策目的に関係するもの(Ⅱ)と主にiiの政策目的に関係するもの(Ⅲ)とに分けて順に検討し、近年のフランス医療制度の動向と現状、および、今後の課題について分析を加えるとともに、こうした考察が日本の医療制度に関する最近の議論に対してどのような示唆をもたらすものであるかについても、簡単に言及する(Ⅳ)。

Ⅱ 医療費の抑制を目指す制度改革

1 背景

近年のフランスの医療費抑制政策の背景には、 それ以前の政策に対する反省がある。すなわち、 従来フランスが試みてきた医療費抑制政策は、主 として被保険者、あるいは患者だけに向けられた もの、具体的には保険料および受診時の自己負担 の引上げであったが、こうした政策、特に自己負 担の引上げに対しては、費用抑制のためには不十 分な効果しかもたない一方で、低所得者層に負担 を集中させ、その医療へのアクセスを不当に抑制 する効果をもたらしている等の批判が強まった²⁾。 このような反省をふまえて、1990年代以降、費用 抑制のためのより根本的で制度全体を見渡した施 策が検討されるようになり、制度全体に対する国 家のコントロールが強化されるとともに、患者側 の受診行動よりもむしろ医師によって提供される 給付の内容に着目した費用抑制政策が目指される に至った。以下、こうした一連の流れに含まれる 制度改革を、(a)制度の管理・運営に対する国家(議 会あるいは行政権)の統制を強化するもの、(b)医 療給付の質や効率性の向上を目指すもの、(c)制度 の管理・運営における専門家の役割を強化するも のに分けて検討を加える。

2 制度の管理・運営に対する国家の統制の強化 (上記(a))

(1) まず、国(議会)の権限を直接に強化する ことを通じて医療費を抑制しようとする制度改革 を取り上げる。最も重要なものは、憲法改正を伴っ て行われた社会保障財政法律 (Loi de financement de la sécurité sociale) の創設であろう。1996年に 当時の首相アラン・ジュペの下で試みられた一連 の社会保障制度改革(いわゆる「ジュペ改革」)の 一環として、憲法34条が改正され、「社会保障の 財政均衡の一般的な条件を決定し、収入の見込み を考慮して支出目標を設定 | する社会保障財政法 律が創設された(同条6項)。社会保障財政法律の 導入は、原則法律事項(同条4項)として議会が 基本原則の決定にのみ関与してきた社会保障の分 野に重要な変更をもたらすものである。この改革 は、伝統的に重視されてきた労使代表による社会 保障制度の管理運営を損なうものとして少なから ず批判の対象となったが、社会保障財政の危機的 な状況、とりわけ医療費の膨張に対処するための

手段が必要であると考えられたことから³⁾、社会保障に対する民主的統制の強化という主張の下に実現された⁴⁾。これにより、1997年以降、毎年12月に翌年度の社会保障財政法律が定められ、この法律の中で、医療保険制度の全国医療支出目標(objectif national de dépenses d'assurance maladie, ONDAM)が定められるとともに、医療費抑制等を目指すさまざまな重要な法改正が行われることとなった⁵⁾。

なお、制度導入当初、最も注目されたのは、外来医療について、ONDAMを基礎として算定された目標を超えて支出が増加した場合に、医師に対する制裁が科され得ることであった。もっとも、この制裁の仕組みは、個別の医師の行動を十分に考慮できないなどの問題を抱えていた上、医師の強い抵抗を引き起こし、紆余曲折を経て⁶⁾現在は完全に機能を停止している⁷⁾。

(2)① 続いて、保険者として制度を管理運営する金庫の組織改革を通じて国(ここでは、特に行政権)によるコントロールが強化されたと見られる改革を取り上げる(以下、基本的に被用者を対象とする一般制度を念頭において議論を進める)。

1996年のジュペ改革は保険者の組織にかかわる改正を複数含んでいたが⁸⁾、全体として、労使代表から構成される意思決定機関たる金庫理事会に比べて(相対的に)全国金庫(一般制度の場合、被用者全国金庫(caisse national d'assurance maladie travailleurs salariés, CNAMTS)の事務局長の権限を強化したと見ることができる⁹⁾。例えば、地方および初級金庫の事務局長の任命権限や、事務局長以外の幹部職員について候補を指定する権限(任命は理事会による)が、新たに全国金庫の事務局長に与えられた。そして、このように事務局長の権限が理事会との関係で相対的に強化されたことは、単に理事会を構成する労使代表の役割の後退のみならず、この事務局長を任命する大臣の影響力の強化をも意味している¹⁰⁾。

また、このとき、医療保険の保険者相互の調整や連携を重視する制度改革も同時に行われた。特に、地方単位での連携を強化することを目的として、地方疾病保険金庫連合(unions régionales des caisses d'assurance maladie, URCAM)が創設されたことが重要であろう。URCAM には国の代表も参加し、異なる制度の医療政策を調和させることを目指す¹¹⁾。

このように、1996年の改革により、全国金庫の事務局長および URCAM における代表を通じて、制度に対する国の統制が従来よりも強く及ぶようになったと見ることができる。また、金庫相互の連携の強化や、全国金庫の権限強化の観点から検討した事務局長による基礎的社会保障機関への統制の強化も、制度を全体として統一的で体系立ったものとすることに役立ち、結果として国による制度のコントロールに資するものと考えられる¹²⁾。

② 一方、2004年8月の医療保険法改正(以下、 2004 年法律と呼ぶ) ¹³⁾ によって、新たに医療保険全 国金庫連合 (union nationale des caisses d'assurance maladie, UNCAM) が創設された。 UNCAM は医療保険の各制度の全国レベルの金庫 の連合体であり、これまで各全国金庫が担ってい た医師団体との間での協約締結権限等を引き継ぐ (社会保障法典 L.182-2 条 1 項の 1、L. 162-5 条 等) ほか、それまで大臣に委ねられていた、医療 保険の償還対象となる医療行為の一覧表の決定権 限や、患者自己負担の具体的な割合の決定権限な ど、医療保険制度の管理・運営にかかわる重要な 権限をも掌握する。この法改正は、URCAM の創 設と同様制度全体の統一性を増すものであるが、 一方で、保険者の連合体への権限集中という形で、 形式的には、制度の運営における保険者の役割を 強化するものといえる¹⁴⁾。

もっとも、ここでいう「保険者の役割の強化」は、必ずしも保険者を運営する労使の役割の強化を意味していない。というのも、UNCAMにおい

て実質的な決定権限をもつのは、各全国金庫の理 事会が選任したメンバーから構成される理事会で はなく、各全国金庫の事務局長および事務長から 構成される事務長グループであることがうかがえ るためである。中でも、UNCAM の事務局長と事 務長グループのメンバーを兼ね、事務長グループ において二票を与えられている CNAMTS の事務 局長が大きな権限を与えられている。このような UNCAM 内部の構成や権限配分からすれば、上記 の改革は、保険者の連合体に権限を集中するもの であるとはいえ、実際には、デクレによって任命 される CNAMTS の事務局長への権限の集中とい う色彩が強い¹⁵⁾。つまり、上記の改正で実質的に 達成されたのは、保険者を通じた国による社会保 障制度の管理・運営の強化と、これに伴う制度運 営における労使代表の役割の後退、という方向性 であると評価することができよう¹⁶⁾。

(3) 以上の検討を振り返れば、1996年以降、国家によるコントロールを強化することで医療費を抑制しようとする考えが登場し、医療制度に対する国の関与が、複数の異なる手段を通じて直接的・間接的に強化された。制度横断的な連合体の創設等、制度全体の統一化・体系化を図る試みは、こうした国の関与をより実効的なものとするのに役立つものと説明できるだろう。

3 医療給付の質や効率性への着目(上記(b))

(1) 近年のフランスの医療費抑制政策の出発点といえる政策理念として、医療費の「医学的抑制」という考え方がある¹⁷⁾。1990 年代初頭に登場したこの理念は、需要サイドに着目した従来の医療費抑制政策に対置される、医療供給者の側に向けられた政策を広く示すものとして¹⁸⁾きわめて多義的に用いられたが¹⁹⁾、この理念の中核であり、現行制度にも強く反映されていると考えられるのは、医師によって提供される医療給付の内容に着目し、これを良質で効率的なものとすることを通じて医

療費を抑制するという議論であろう²⁰⁾。こうした 議論を背景として、1990年代以降のフランスでは、 医療給付の質や効率性に着目した医療費抑制政策 が積極的に採用された。以下、具体的な制度改革 のうち重要と思われるものを、個別の医療給付に 着目するもの(2)、患者に対して提供される治療の 総体に着目するもの(3)、入院医療に関するもの(4)²¹⁾ に分けて検討を加える。

- (2) 個別の医療給付に着目するもの²²⁾
- ① 医療給付の良質性と給付費用の抑制とを同 時に目指そうとする制度としては、まず、効果の 無い、あるいは危険な医療行為を特定する医療職 指標 (références professionnels) を挙げることがで きる。この制度は1993年に初めて法律上の制度と して導入され、その後、複数の法改正を経て、現 在に至っている。この制度の最大の特徴は、ある 医療行為を望ましくないものとして特定する医療 職指標が、医師団体と金庫との間で締結される全 国協約において対抗力のあるものとされた場合、 医療職指標を遵守しない医師に対する協約上の制 裁措置が採られることが予定されている点である (社会保障法典 L.162-5-2 条 1 項)。このことは、こ れまで給付提供者側に注目した医療費抑制政策を ほとんど採ってこなかったフランスにおいて、医 師の具体的な医療行為の態様に踏み込んで、制裁 を伴ってその行動をコントロールする制度が導入 されたという重要な変化を意味している。ただし、 実際の制裁措置の実施は難航しており、2007年9 月現在の段階で、医療職指標については具体的な 制裁の内容が定められていないようである。
- ② この医療職指標とも関連性を有する重要な 改革として、次に、金庫の顧問医集団である医療 監視部門 (contrôle médicale) の権限を強化する一 連の改革に触れておこう。

1996年以前、医療監視部門の権限や活動領域は きわめて限られていたが、近年の制度改革はこの 医療監視部門の権限を大幅に強化した。まず、1996 年には、医療監視部門が医療保険等の給付の分配・ 支給にかかわる医学的規律の要素のすべてに関与 する権限をもつことが法律上明示されるとともに、 医療監視部門は、医学的に正当化されない給付に ついて、被保険者に対して費用の償還を拒絶する ことができるものとされた(社会保障法典 L.315-1 条、L. 315-2条)。また、2004年法律は、医療監視 部門に対して、被保険者からの費用請求の際に医 療給付の内容を審査し、医師が法令や協約上の義 務を遵守していたかを確認する権限を付与した(社 会保障法典 L.314-1条)。義務違反が発覚した場 合、帰責性のある被保険者に対しては費用償還の 拒否という措置が採られ、義務違反の種類や医師 の責任次第では、医師に対して罰金が科されるこ ともある。従来、フランスには給付内容の事後的 な審査について定める一般的な規定が法令上存在 しなかったが、この 2004 年の改正によって初めて、 一般的・網羅的なある種の審査支払の手続がフラ ンスの制度にも導入されたと評価することもでき る。

- (3) 患者に対して提供される治療の総体に着目 するもの
- ① 一方、ある患者に対して複数の医師から提供される治療が、全体として有効・効率的に提供されることを目指し、結果として費用を縮減することを目指す試みも行われている。これらの制度は、一次的には患者の受診行動に着目している点で、(2)で検討した制度とは若干方向性を異にしているものの、提供される治療から無駄を排し、良質な治療を目指すという目的は共通している。
- ② まず、ある患者が過去にどのような傷病を経験し、どのような治療を受けたかという情報を医師が治療の際に参照できるように情報を一元化することで、医師間の連携を強化しようとする制度がある。こうした制度は、1996年に医療手帳(carnet de santé)という形で導入されたが、紙媒体で配布され情報の保護が十分とはいえなかった

ことや、医療手帳を利用しないことが患者にとって何ら不利益を伴わなかったことから、ほとんど普及しなかった²³⁾。2004年法律は、この制度に代わるものとして個人医療情報(dossier médical personnel)制度を創設した。この制度は、個人の既往症等の情報をデータ化し、アクセス権者を狭く限定するとともに、カードを使用しない被保険者について受診時の自己負担を引き上げるという不利益を用意している点で、従来の制度の弱点を乗り越えるものとなっている。

③ さらに、初診を行う医師を予め患者に特定させ、患者による医師の選択に一定の枠を設定して治療の「道筋 (parcours)」を定め、全体として、提供される治療の質を高めようとする制度も導入されている²⁴⁾。この制度は、当初、1997年に協約上の制度として「参照医 (médicin referent)」制度として実現されたが、当時の制度はあくまで被保険者が任意で参加するものであった上、参照医以外の医師から初診を受けたとしても、患者には何ら制裁が科せられなかった²⁵⁾。

2004年法律は、法律上の制度として「主治医」 (médicin traitant) 制度を導入した (社会保障法典 L.162-5-3条)²⁶⁾。主治医制度は、被保険者に自らの主治医を選択させ、選択した主治医以外の医師にかかるためには、当該主治医からの紹介を受けなければならないという制度である。主治医を選択しない場合、あるいは、主治医を選択したにもかかわらず直接に主治医以外の医師にかかった場合には、患者の受診時の一部負担が増額される。この制度は上述した個人医療情報の制度と関連づけられており、主治医として指定された医師には、個人医療情報の構築や管理に参加するなど、多様な義務が課される。

④ このように、1990年代半ば以降、医師をわたり歩くような患者の行動を制限するとともに、主治医に、ほかの医師と連携しつつ全体として効果的に患者の健康状態を維持するという役割を付

与しようとする試みが見られ、こうした試みは近 年特に強化されている。

(4) 病院の認証制度の創設(上記(c))

1990年代以降、病院で提供される医療についても、その内容を良質なものとすることを目指す制度が導入されている。一例として、1996年に導入された外部機関による認証(accréditation)の制度がある。認証を担当するのは、このとき新設された全国医療認証評価局(agence nationale d'accréditation et d'évaluation en santé, ANAES)である。ANAES は、医療担当大臣の監督の下におかれる公的な専門家機関であり²⁷⁾、医療機関の認証に加え、医療の質の評価のために必要なガイドラインの作成や配布等も担当する²⁸⁾。認証は、医療機関の質や医療機関の提供するサービスや活動について、医療機関の申請に基づき、その自主的な取組みを前提としながら行われる。

2004年法律は、この ANAES に代えて、同様に 公的な専門家機関として高等医療局(haute Autorité de santé、社会保障法典 161-37条)を設置した ため、これ以降、病院の外部評価(この法改正に よって認証から保証(certicication)へと名称が変 更された)はこの高等医療局が担当することとなっ た。

4 専門家の役割の強化

3で検討した制度改革と表裏の関係にある医療制度の動向として、制度の管理運営において医学的知識・資質をもつ専門家の役割が強化されるというものがある。保険者の医療監視部門の権限強化や、病院の認証評価を行うANAES、高等医療局の設立については既に述べたが、そのほかにも、当初協約締結権者である医師と保険者とによって作成されていた医療職指標が、1996年前後からANAESによって作成されるようになった。さらに、上述の高等医療局は、従来のANAESの権限を引き継いだだけではなく、医療保険の給付対象とな

る医療行為の決定に際して意見を述べるなどのき わめて重要な役割を付与されている。

こうした傾向は、医療給付の質や効率性に着目 する制度においてこれらを評価する必要があるこ とを考慮すれば、当然の帰結ともいえる。一方で、 このような制度の変容を別の観点から見れば、治 療を行う医師や労使によって運営される保険者と いった当事者ではなく、第三者的な立場に立つ専 門家が、制度の管理運営において重要な役割を占 めるようになりつつあるという考察も得られる。 さらに、多くの場合こうした専門家が大統領や大 臣等によって任命され(ANAES の認証部門のメン バー、高等医療局の構成員)、場合によっては専門 家機関が国の直接の監督の下におかれる(ANAES) こと(さらに、ANAESの場合、理事会のメンバー に国の代表が含まれていた)からすれば、上記の ような傾向は、2で見た国の統制権限の強化という 傾向とある程度親和的なものでもある。すなわち、 国は、自らの影響力の下にある専門家集団を通じ て、間接的に医療制度をコントロールしていると 評価することも可能であろう²⁹⁾。

Ⅲ 「一般化」を目指す制度改革

続いて、「一般化」を目指す制度改革(1、2)、 および、一般化を目指すものではないが、これと 関連するものと評価されることの多い、医療制度 への税財源の投入という動きを取り上げる(3)。

1 適用対象者の拡大30)

フランスの医療保険制度は、職域ごとに分立する保険者の集合体によって担われているため³¹⁾、この制度から抜け落ちた人びとに対してどのように医療保障を提供するかという問題を常に抱えている。そこで、これまで家族の要件の緩和や個人加入保険制度、あるいは低所得者に対する医療援助といった手段を講じてきたが、依然として制度

から排除されている者が特に低所得者層に少なからず存在していた。

1999年に創設された普遍的医療保障(couverture maladie universelle, CMU。以下、この制度を創設した法律をCMU法律と呼ぶ³²⁾)は、フランス国内に居住していることを要件として、ほかのいかなる資格によっても医療保険に加入できない者を、一般商工業被用者を対象とする一般制度に加入させる制度である。これによって、フランスに住所を有するあらゆる者が、職域か居住か、いずれかの基準によって医療保険制度に加入することが可能となった。保険料の支払いは受給権の取得要件ではなく、低所得者には保険料支払い義務が課されない。

ここで重要なのは、CMUが、1990年代半ばまで重視されてきた個人保険の適用対象者の拡大という方法ではなく、一般制度の中に被用者でない被保険者を混在させるという方法で一般化を完成した点である³³⁾。これは、1995年のジュペによる改革案(一連のジュペ改革の基礎として提案されたもの)が、職域保険を完全に一本化することを目指した(しかし実現はできなかった)という経緯を経て、CMUが創設されたことを背景としている。この点で、CMUは、職域保険というフランスの伝統を今後さらに大きく転換させる可能性を秘めている。

2 補足的保護の創設

(1) 上述の通り、1999年のCMU法律は医療保険の適用対象を一般化した。ここで注目すべきなのは、CMU法律が、このような強制加入の医療保険(以下、フランスにおける用語法に従い医療保険基礎制度と呼ぶ)の適用対象者の一般化に加えて、医療保険基礎制度を補足する補足的給付の一般化を同時に行った点である。

すなわち、CMU 法律は、医療保険制度の人的適 用範囲を普遍化するとともに、低所得者層も補足 的な医療保障を獲得できるような仕組みを創設し た(社会保障法典 L. 861-3 条ほか)。フランスでは、 既に述べた通り自己負担の引上げによる医療費の 抑制という政策が好んで用いられ、その結果、自 己負担の割合は、諸外国に比べきわめて高額なも のとなっている。他方、フランスでは、患者の自 己負担部分をカバーする私保険が国民に広く普及 しており、1999年当時国民の84%が、このような 補足的医療保険に加入していた³⁴⁾。そのため、高 い自己負担の影響を直接に被るのは、主としてこ うした私保険に加入する資力をもたない一部の低 所得者に限られていた³⁵⁾。CMU 法律以降、所得が 一定額を下回る市民は、補足的保護(protection complémentaire) の受給者として、自らが選んだ保 険者(私的な医療保険者および強制加入の医療保 険の保険者の中から自由に選択する)による補足 的医療保険給付を、保険料負担なしで受けること ができる。

この制度改革の特徴は、医療保険基礎制度と補足的医療保険制度とを組み合わせて医療への平等なアクセスを提供することを志向していること、つまり、医療保険基礎制度のみでは国民の医療保障として十分でないことを前提として制度を構築していることである。逆にいえば、フランスにおいては、医療保障の一般化という目的を達成するためには、単に医療保険制度に全国民が加入しているだけでは足りず、実際に被保険者が医療サービスにアクセスできるような制度が構築されなければならないと考えられたのである。

(2) この補足的保護の財源は、一般財源に加え、補足的医療保険を提供する私的な保険者が支払う負担金によって支えられている。もともと、補足的医療保険の保険者に対しては、この CMU 法律以前から、保険料や給付範囲の設定方法等について、被保険者の利益を保護するための、いわば社会法的な規制が課せられていた³⁶⁾。補足的保護は、私保険である補足的医療保険を制度の中に深く取

込み、この制度がもともと有していた私保険と社会保険との中間的な性格を強めるとともに、本来公的な医療保険が負担すべき費用をこの私保険に移転するという方向性の改革と評価することも可能であろう³⁷⁾。こうした制度は、いわゆる「民営化」とは異なる形で社会保障給付を私保険に移転するという特殊な方向性を含んでいる³⁸⁾。このような方向性の制度は、今後より進展していく可能性もあるが³⁹⁾、私保険たる補足的医療保険がどの程度こうした制度設計に参加し負担を引き受け得るのかが不透明な面もあり⁴⁰⁾、今後の動向が注目される。

3 税財源の投入

次に、医療保険の財源に目を転じる。伝統的にフランスの医療保険制度は一般財源の投入に対して消極的であったが、1997年以降、一般化社会拠出金(contribution sociale généralisée, CSG)と呼ばれる租税が財源として新たに導入され⁴¹⁾、2003年の時点ではこの CSG が財源の 3 割以上を占めるに至っている⁴²⁾。つまり、CMU 法律による医療保険の一般化と同時期に、租税財源の導入が急激に進められたのである。

CSG は使用者負担保険料に代えて投入されており、本来、CMUとは直接の関連性をもたない⁴³⁾。しかしながら、フランスでは、CMUの創設と、CSGの医療保険財源への投入との関連を明らかに意識した議論が散見される。例えば、Palier は、フランスにおいて、財源構造の変化と、CMUの導入による医療保障制度に関する理論の変容という同時に生じた二つの動きは、相互に調和的なものと理解されていたと指摘している⁴⁴⁾。つまり、給付の面で職域保険の理論が修正されるのと同時に、財源の面でも、職域連帯を基礎とした保険料拠出という理論が修正されたという形で、一貫性のある制度改革が行われつつあるとの評価であろう⁴⁵⁾。

I(1) 最後に、II、IIIの検討をまとめ、フランスの医療制度の変容と現状および今後の課題について分析を加えるとともに、日本における議論にとって参考になると思われる点を簡単に指摘しておく。

まず、近年のフランスで採用された医療費抑制 政策の特徴は、提供される医療給付の内容に着目 し、その良質性や効率性を向上させることを通じ て費用抑制を図ろうとする試みが積極的に行われ ていることである。このような医療費抑制政策の 方向性は、フランスと同様に自己負担の引上げと いう医療費抑制政策に行き詰まり、新たな方法を 模索している日本の制度にとっても、大いに参考 になるものといえる。

そして、フランスにおける上記のような医療費 抑制政策は、従来に比して統一的な体系を与えられた制度の枠内で、国家のより強いコントロールの下で展開している。

以上のような医療費抑制政策は、全体として、フランスにおいて伝統的に尊重されてきた、①医師の治療上の自由と、②職域ごとに分立した制度の労使による自主的な管理運営という二つの基本原則に修正・制限を加えるものであり⁴⁶⁾、制度史上重要な意味をもつ。

(2) もっとも、上述のような二つの価値の修正・制限は、フランスにおいていずれも大きな課題を抱えている。まず、①医師の治療上の自由への制約を通じた医療費抑制政策に関しては、医師の行動をコントロールする仕組みを、いかに実効性のあるものとするかという課題がある。上述の通り、外来分野における支出目標を超過した場合の医師に対する制裁の仕組みは失敗に終わっており、医療職指標の不遵守に対する制裁も十分に機能しているとは言い難い。つまり、医師の治療行為に対

して制裁を通じた直接的な拘束力を及ぼそうとす る仕組みは必ずしも成功していない。今後の課題 は、良質で効率的な給付提供行動へと医師をいか に誘導するか、言い換えれば、医師をいかにして 制度に取り込み、その協力を得るかという点にあ るように思われる⁴⁷⁾。この点は、日本において今 後医療給付の内容に着目した医療費抑制政策を検 討する場合にも考慮すべき重要な要素である。一 方、②労使による制度の自主的な管理を制限した ことについては、労使代表やほかの集団との交渉 に慣れていない国が制度の管理運営に関与するこ とで、諸アクター間の協調関係にネガティブな影 響が及んだとの指摘がある48)。新しい権限配分を 前提として、今後、労使団体や医師団体、さらに は補足的医療保険といったさまざまなアクターと 国との間に安定した関係が構築されていくことが 求められている⁴⁹⁾。

2 また、既に指摘した通り、フランスでは近 年、給付と財源の両面において、職域保険の原則 が修正されつつある。そして、こうした動きにつ いては、医療費抑制政策として指摘した国の権限 の強化(および、それを基礎付ける制度横断的な 組織を通じた制度全体の統一性の強化)という方 向性との理論的な関連性も指摘されている。近年 のフランスでは、フランスが、職域連帯を体現し た社会保険という伝統を修正することで、国家の 管理する制度が普遍的な給付を提供するベヴァリッ ジ型の公的医療サービスに近づいたのではないか という趣旨の議論が少なからず見られるのである50)。 もっとも、フランスにおいて医療保障の普遍化は、 ①職域ごとの保険者と保険料財源を維持し、②私 保険を併用するという特殊な形で行われている。 こうした折衷的な制度が今後いかなる方向に進ん でいくかは、1(2)で指摘したような諸アクターと国 との関係、あるいは諸アクター間相互の関係がい かなるものになっていくかによって大きく異なる だろう。日本では、国民皆保険制度が、税財源と

保険料財源の併用、および異なる性格の保険者の併存によって支えられており、特に①の点に関するフランスの制度の今後の動向は、日本における保険者や財源のあり方に関する議論にも示唆をもたらすものであろう⁵¹⁾。

3 最後に、フランスの医療制度は、全体として、医療制度財政の逼迫を背景としながらも、医療給付を自由化し市場に委ねるという方向性ではなく、むしろ、良質な医療保障に対する国の責任と権限を強化し、医療保険を一般化して医療市場を社会化するという方向性を志向していると整理することができる520。日本において、1990年代末以降、類似の問題状況を背景として医療の領域における市場の拡大が活発に主張されていることを考慮すれば530、フランスの近年の動向は、これと大きく異なる選択肢を示すものとして、今後の日本の政策論や立法論にとって示唆に富んだものといえるだろう。

注

- 1) 柴田洋二郎 2007「フランスにおける医療保険制度 の動向-近年の改革による一般化の実現-」『海外 社会保障研究』第 157 号 p.60。
- 2) 清水直人 2002「医療の適正化と医療費のコントロールーフランス医療制度における「拘束力のある医療指標 (RMO) に関する一考察-」『会計検査研究』第 25 号 p.221 ほか。
- 3) Dupeyroux, J.-J. 2005, *Droit de la sécurité sociale*, 15^e édition, p.340.
- 4) 参照, Polton D. 1996, "La régulation des dépenses de médecine de ville : dépasser le débat maîtrise médicalisée /maîtrise comptable" *Droit Social*, n. 9/10, p. 809.
- 5) Palier B., 2002, Gouverner la sécurité sociale, p. 249.
- 6) 伊奈川秀和 2000『フランスに学ぶ社会保障改革』 中央法規 pp. 122-124, 稲森公嘉 2002「フランス における開業医の医業遂行への諸規律-自由な医 療と疾病保険制度の相剋と調整-(五)」『法学論 叢』151 巻 5 号 pp. 85-。
- 7) Dupeyroux J.- J., op.cit., p. 522.

- 8) 本文中で取り上げているもののほかに注目を浴びたものとしては、1982年以来初めて理事会の構成を労使同数に戻したというものがある。参照、Laborde J. P., 1996、"La nouvelle organisation des caisses" *Droit social*、n. 9/10, pp.799 et s.
- 9) 以下, 伊奈川·前掲注 6) 書 pp.136-138.
- 10) Palier B., 2002, op.cit., p.248.
- 11) Palier B., 2002, op.cit., pp.248, 249.
- 12) 参照, 伊奈川·前揭注 6) 書 138 頁.
- 13) Loi n. 2004-810 du 13 août 2004 relative à l'assurance maladie, *J. O.* 17 aôut 2004.
- 14) Assemblée Nationale, Projet de loi relatif à l'assurance maladie, n. 1675, p. 5.
- Bras P.-L. 2004, "Notre système de soins sera-t-il mieux gouverné?", *Droit Social*, n. 11, p. 968, 969.
- 16) 参照, Tabuteau D., 2004, "Assurance maladie: les «standards» de la réforme". *Droit social*, n. 9/10, p. 875, Dupeyroux J.- J., op.cit., p. 336.
- 17) Palier B., 2002, op.cit., p.247.
- 18) Palier B., 2002, op.cit., p.246.
- 19) 既に触れた医療費の総枠規制も,多くの場合この 理念と関連付けて論じられる。参照, Palier B., 2002, op.cit., p.247.
- 20) 参照, Ravoux V. 1996, "La-maîtrise médicalisée des dépenses de santé contribution à l'analyse d'un concept" *Droit Social*, n. 6, pp. 578, 579, Polton D., op. cit., pp. 808 et S., Dupeyroux J.- J., op.cit., p. 314.
- 21) 本稿では取り上げることができなかったが,1990 年代以降最近に至るまで、病院については、監督 権限の所在, 予算配分の方法や病床設置・高額機 器についての許可制度,許可を付与する計画制度 などに関して重要な制度改革が行われている。 監 督権限との関係では、特に 1996 年に地方病院庁 (l'agence régionale de l'hospitalisation, ARH) が 設立されたことが重要であろう。また,予算配分 の方法としては、1997年以降、公立病院および公 的サービス参加病院においては, 社会保障財政法 律に定められる支出目標 (ONDAM) を基礎とし た病院ごとの包括払いが採用されていたが、2004 年以降は段階的に,公私問わずすべての病院につ いて,ONDAM を基礎として決められる全国包括 払いと,疾病群ごとの包括払いとの組み合わせが 採用されることになった。前者は主として教育, 研究, 開発などの業務にあてられる予算であり, したがって通常の治療にかかる費用は今後,疾病

- 群別包括払いを用いた出来高払いによって支払われる。以上, Dupeyroux J.- J., op.cit., pp. 547 et s.
- 22) ここで取り上げた以外のものについては、参考文献 [6] を参照。
- 23) Dupeyroux J.- J., op.cit., pp. 524, 525.
- 24) 以下, Dupeyroux J.- J., op.cit., pp. 526, 527.
- 25) ただし、参照医制度への参加は患者および医師の 双方に利益をもたらす仕組みとなっていた.
- 26) 参照医制度と主治医制度との相異点については, Bras P.-L. 2006, "Le médecin traitant: raison et déraison d'une politique publique", *Droit social*, n.1, pp. 60, 61 が詳しい。
- Clément J. -M. 2003, Mémento de droit hospitalier, 10° édition.
- 28) 以下, 医療経済研究機構 1999『フランス医療関連 データ集』1999 年版 pp. 76, 77.
- 29) ANAES について、Palier B., 2002, op.cit., pp.248, 249. もっとも、例えば高等医療局については、専門家としての能力のみを理由としてメンバーが選ばれる旨が法律上定められている(社会保障法典L.161-42条1項)。また、高等医療局に対しては所轄官庁の監督も予定されていない。このように、少なくとも最近の傾向は、従来よりも専門性・中立性の高い機関に権限が集まるというものであって、専門家の役割の強化を国によるコントロールの強化と同視してよいかどうかについては、依然として留保が必要であるように思われる。
- 30) 以下, CMU および CSG については, 特に指摘しない限り, 柴田・前掲注 1) 論文を参照.
- 31) 商工業の被用者を対象とする一般制度,特定職域 の被用者を対象とする特別制度,自営業者等を対 象とする自営業者社会制度が併存する.
- 32) Loi n99-641 du 27 juillet 1999 relative à la couverture maladie universelle, *J. O.*, 28 juillet, 1999.
- 33) 参照, Marié R. 2000, "La couverture maladie universelle", *Droit social*, n. 1, pp. 7, 8
- 34) Dupeyroux J.- J., op.cit., pp.1075, 1076.
- 35) ジャン=クロード・バルビエ,ブルーノ・テレ(著)中原隆幸,宇仁宏幸,神田修悦,須田文明(訳) 2006『フランスの社会保障システム 社会保護の 生成と発展』ナカニシヤ出版 p 85 の表 14 を参照。
- 36) 詳細については参考文献[6](五),第5号 pp.1115 を参照.
- 37) 参照,中村岳 2006「フランスにおける民間医療保険の動向」『総研クォータリー』第46号(2006年) pp. 52,53 2004年に行われた,補足的医療保険

- の連合体という組織を新たに創設し、医療保険基礎制度の管理運営に一定の関与を認めるという法改正(社会保障法典 L. 182-3 条, L. 162-1-7 条等参照) も、同様の方向性を志向するものと評価できる。Group de travial de la Commission des comptes de la Sécurité sociale, Groupe présidé par M. Jean-François Chadelat, 2003, "La répartition des interbentions entre les assurances maladie obligatoires et complémentaires en matiere de dépenses de santé"も参照。
- 38) バルビエほか・前掲注 35) 書 84,92 頁は,フランスにおいては,医療保険で賄われないコストが増大しても,医療ケアに対するアクセスの「商品化」は進まなかったと指摘し,アメリカ型の民間保険の発展への期待など,民営化へと向かう圧力も存在したが,その影響力は限定的なものに留まっていたと述べている.
- 39) 参照, Palier, B., 2004, La Réforme des systèms de santé, pp. 114 et s.
- 40)参照,中村·前掲注 37) 論文 pp. 49, 50.
- 41) CSG は、当初家族手当保険料を代替するものとして 1991 年に創設された、稼得所得を基礎としている保険料、さらには通常の所得税よりも広範な所得を課税基礎とする点と、課税の対象者が所得税よりも広い点に特徴がある。
- 42) 柴田·前掲注 1) 論文 65 頁表 4.
- 43) 柴田·前掲注 1) 論文(注) 39.
- 44) Palier B., 2002, op.cit., pp. 251, 252.
- 45)参照,柴田·前掲注1) 論文 pp. 67, 68.
- 46) 参照, バルビエほか・前掲注35) 書 pp. 85, 86.
- 47) バルビエほか・前掲注 35) 書 pp. 90, 91.
- 48) バルビエほか・前掲注 35) 書 p. 91.
- 49) 国家の権限の強化を,制度の国家管理化でなく労 使による制度運営の実質化であると評価する可能 性について, Palier B., 2002, op.cit., pp. 253 et s.
- 50) 1996 年時点の分析として, Ruellan R. 1996, "Clarification des pouvoirs et rénovation du système" *Droit social*, n. 9/10, p.790, 2004 年の分析として, バルビエほか・前掲注 35) 書 p.92. Palier B., 2002, op.cit., p. 256 も参照。
- 51) 1990 年代初頭から半ばの時点におけるフランスの制度に関する検討をふまえ,この問題を扱うものと読める文献として,江口隆裕 1996 『社会保障の基本原理を考える』 有斐閣,第5章~第7章.
- 52) 参照, バルビエほか・前掲注 35) 書 p. 92.
- 53) 例えば八代尚宏(監修)通産省サービス産業課(編)

1999『改革始動する日本の医療サービス』東洋経済新報社。

参考文献

本文中に掲げたもののほか,

- (1) Ravoux V. 2003, Le Panier de biens et de services de santé.
- (2) Allal P. et al., 2003, Droit hospitalier. Etablissements de santé, institions sociales et médicosociales.
- (3) La documentation française, 2004, "Réforme de l' assurance maladie" *Regards sur actualité*, n. 304.

- [4] Borgetto M. 2000, "Brèves réflexions sur les apports et les limites de la loi créant la CMU" *Droit social*, n. 1, pp. 30 et s.
- [5] 江口隆裕 1999 「医療保険制度と医療供給体制」藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥ フランス』東京大学出版会。
- [6] 笠木映里 2007「公的医療保険の給付範囲-比較法を手がかりとした基礎的考察-」(四)~(六)『法学協会雑誌』第 124 巻 4 号 pp. 899-992, 5 号 pp. 1047-1141, 6 号 pp. 1309-1402.

(かさぎ・えり 九州大学准教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランスの高齢者介護制度の展開と課題

原田 啓一郎

■ 要 約

高齢者介護の給付については、ドイツや日本は社会保険制度を導入して、その保障を行っている一方、フランスでは、収入を要件としない普遍的かつ本格的な保障をめざし、2002年に個別化自律手当(APA)を導入した。APAは、保険により保障されている老齢、疾病、労災、家族に続く第5のリスク(「自律の喪失(要介護)」)に対して、主に租税と社会拠出金を財源として給付を行う制度である。

近時では、「自律の喪失(要介護)」のための給付の財源に充てる「連帯の日」による自律連帯拠出金(CSA)の創設や高齢者・障害者介護給付の財源を配分する全国自律連帯金庫(CNSA)の創設など、障害者施策と高齢者施策が接近する新たな展開がみられる。

■ キーワード

個別化自律手当 (APA)、全国自律連帯金庫 (CNSA)、自律連帯拠出金 (CSA)、高齢者施策、障害者施策

I はじめに

フランスでは、ほかの先進諸国に比べて出生率の低下が早期に始まったことにより人口の高齢化も早く到来している。1865年には、すでに全人口に占める65歳以上の人口の割合は7%を超えていたが、14%を超えるには114年を費やしており、高齢化の進行は極めて緩やかであった。フランスの人口問題の解決はもっぱら出生率を引き上げることに向けられ、高齢者に対する系統的な施策の展開は遅れていた。

戦後のフランスの高齢者施策の展開の源流は、「高齢者問題研究委員会」が今後 20 年間の高齢者施策の指針をまとめた 1962 年の報告書『高齢者施策』(ラロック報告書)まで遡ることができるが、フランスで介護問題が社会的に大きく注目され始めたのは 1980 年代に入ってからである。1980 年代に行われた地方分権改革により、フランスの高齢

者福祉に関する諸権限は国から県に移管し、1997年には特定介護給付(prestation spécifique dépendance: PSD)、2002年には PSD を廃止し個別化自律手当 (allocation personnalisée à l'autonomie: APA) の創設と相次いで高齢者介護制度の新たな試みを展開してきた。

そこで、本稿では、1980 年代以降の高齢者介護制度の展開を概観し(Ⅱ)、高齢者福祉サービスとAPAの具体的内容とその特徴を指摘したうえで(Ⅲ)、APA 創設以降の諸改革の動向と課題について考察をする(Ⅳ)。

Ⅱ 高齢者介護制度の展開

社会扶助や社会福祉サービス分野における地方 分権化が 1980 年代初頭から進められ、高齢者介護 との関係では、1975 年に国の社会扶助制度として 創設された「第三者補償手当 (allocation compensatrice pour tierce personne: ACTP)」が県に移管された。ACTP は成人障害者で基本動作に第三者の介助を要する状態にある者に対して介助費用を補償する手当が支給されるものであったが、その受給要件には年齢要件がなかったこともあり、要介護高齢者(personne âgées dépendante)」にも支給されていた。折りしも、地方財政は80年代の経済危機の深化にともない逼迫しており、ACTPを含む移管された社会扶助制度が県の財政を悪化させる要因のひとつとみられていた。

このような状況を改善するために、高齢者介護のあり方が活発に議論されるようになり、1991年には、その後の高齢者介護制度の方向性に大きな影響を与えた政府や国民議会の報告(「ショプラン報告」、「ブラール報告」)がまとめられている。これらの報告では、統一的な財源上の責任のもと体系的な新たな高齢者介護に関する制度を創設することが提言された。

こうした提言を実現するために、議会には要介 護高齢者の新たな給付に関する法案が複数提出さ れているが、制度の財源問題が懸案となりいずれ も具体化には至らなかった。そこで、バラデュー ル内閣は1995年1月1日から要介護高齢者に対す る扶助の社会実験を実施し、制度創設への足がか りとした。そして、1995年4月の大統領選挙の際 にジャック・シラク大統領が掲げた公約に基づき、 1997年に保守派アラン・ジュペ首相が PSD を創設 した $^{2)}$ 。PSD は県の管轄する社会扶助のうち、資産 調査をともなう60歳以上の高齢者を対象とする高 齢者扶助の一部として位置づけられる給付であっ た。しかし、PSD の利用者数は伸び悩んだ。その 理由は、PSD の受給が要介護度 (groupes isoressources: GIR) 1~3に限られている点、受給 に際し資産調査がある点、家族に対する扶養義務 に基づく求償 (récupération) は問わない一方、一 定額以上の相続財産や贈与財産に対する求償制度 がある点、施設の給付水準を念頭に置いた PSD の 要介護度判定と在宅での給付水準に乖離がある点、 県ごとの給付格差がある点におおよそ集約するこ とができる。こうした状況下、PSD について早く も改革を求める声があがっていた³⁾。

1997年に保守党から社会党に政権が移り、社会党のリオネル・ジョスパン首相の下で、PSDの改革が検討された。2000年5月、社会党上院議員シュウールを中心とする検討委員会によって改革に関する報告書がまとめられた(「シュウール報告」)。同報告の柱は、PSDに代わる新しい制度として個別化自律扶助(aide personnalisée à l'autonimie: APA)を立ち上げることにあった4。政府部内での検討を経て、2001年3月に「高齢者の自律の喪失への対応および個別化自律手当に関する法律案」が議会に上程され、審議を経て、2001年7月20日に公布された。

■ 高齢者福祉サービスと個別化自律手当 (APA)

1. 高齢者福祉サービスの概要5)

高齢者福祉サービスは、在宅サービスと施設サービスに大別され、さらに財源や根拠法により福祉サービスと保健医療サービスに区分することができる。フランスでは、社会福祉・家族法典で福祉サービス利用者の権利と自由が明文化されており⁶⁾、高齢者福祉サービスでも積極的に利用者を主体的に位置づけることを求めている。

(1) 在宅サービス

福祉サービスの中心は、掃除、買い物、料理などの家事援助(aide ménagère)などを行うホームヘルプサービス(service d'aide à domicile)である。ホームヘルプサービスは、県の社会扶助の一環として60歳以上の生活困窮者に支給される法定給付(社会福祉・家族法典(以下、CSAFとする。)L.231-1)と、全国老齢保険金庫(CNAV)などによる任意給付がある。いずれの場合も、県やCNAV

などが実際にサービス提供者となっているのでは なく、その費用を負担しているのみである。

他方、主な在宅での保健医療サービスとして、在宅看護サービス(service de soins infirmiers à domicile: SSIAD)がある。SSIADは、開業看護師が法定の業務範囲内で、清拭や褥瘡の処置などの看護サービスや保健衛生ケアを居宅で行うものである(CASF D.312-1以下)。SSIADの費用は医療保険財源から支出される。なお、フランスでも在宅サービスでの保健医療と福祉の連携はかねてより課題とされており、2005年にはSSIADにおいてソーシャルワーカーと看護師の連携に関する改正が行われている。

(2) 施設サービス

要介護高齢者滞在施設 (établissements d'hébergement pour personnes âgées dépendance : EHPAD) には、福祉系の施設として、自律した生活を営める高齢者用の住居施設である老人アパート (logements-foyers)、日常生活援助や食事の提供など高齢者のニーズ全般をカバーする施設である老人ホーム (maison de retraite)、保健医療系の施設として、高齢者に限らず生活上自律をすることが困難で医療上の看守りが必要な状態の者を対象とする長期療養施設 (unités de soins de longue durée : USLD) などがある。

2. APA 給付をめぐる状況

要介護高齢者の介護の費用負担は社会扶助の一 環として古くから行われてきたが、現在では、そ の多くを APA が担っている。直近の統計によると、 2006年12月31日時点で、APAの受給者は100.8 万人にのぼり、前年度比 6.3%の増加となった 7)。 2007年1月1日現在、60歳以上の高齢者のうち約 8%が APA を受給している(総人口のうち 60 歳以 上の高齢者が 1340 万人 (うち 75 歳以上の高齢者 は520万人))。EHPADの入所者はAPA 受給者全 体の 40% に対し、在宅は 60% であり、在宅 APA の受給者の増加が近年目立っている。要介護度別 の割合をみると、最も重度の GIR 1 は受給者全体 の8%である(表1参照)。在宅 APA 全体の平均 給付額は月額 490 ユーロ (2006 年現在。2006 年 12 月時点で1ユーロ約150円)、施設APAの平均は 月額 406 ユーロである(GIR 別については、表 2 参 照)。在宅 APA 受給者の自己負担額は収入に応じ て設定されており、免除措置がある。これに対し、 施設入所者の自己負担額は受給者の収入とは独立 して設定されるため、在宅受給者と比べてその負 担割合は高い。

3. 個別化自律手当(APA)の概要

(1) 受給要件

APA の受給には、フランス国内において安定した正規の居住をしているという居住要件⁸⁾、60歳以

表 1 要介護度別 APA 受給者数

(2006年12月31日現在 千人)

		1 /4 11/2 11 /4/		
要介護度	在宅	施設	計	
GIR 1	18 (3%)	61 (15%)	79 (8%)	
GIR 2	114 (19%)	175 (43%)	289 (29%)	
GIR 3	132 (22%)	69 (17%)	201 (20%)	
GIR 4	337 (56%)	102 (25%)	439 (43%)	
計	602 (100%)	406 (100%)	1008 (100%)	

出典: Espagnol Philippe 2007, "L'allocation personnalisée d'autonomie au 31 décembre 2006", Études et résultats, n°569. p.7.を一部改変

表 2 APA の平均給付額と利用者負担額

(2006年12月31日現在 ユーロ)

在宅 APA							
要介護度	平均給付額	県負担額	利用者負担額	利用者負担 支払者比率(%)			
GIR 1	972	816	156	69			
GIR 2	769	635	134	73			
GIR 3	575	483	92	73			
GIR 4	356	302	55	75			

EHPA における施設 APA

要介護度	平均給付額	県負担額	利用者負担額
GIR 1 & GIR 2	484	348	136
GIR 3 と GIR 4	299	174	124

出典:Espagnol Philippe 2007, "L'allocation personnalisée d'autonomie au 31 décembre 2006", Études et résultats, n°569. p.7.を一部改変

上の者であるという年齢要件、身体的・精神的状態と関連した自律の欠如・喪失による影響に対処する能力がないという自律の喪失(perte d'autonomie) 要件を充足していなければならない(CASF L.232-1条)。自律の喪失の判定に際しては、PSDで用いられた AGGIR 判定票(la grille autonomie gérontologique-groupes iso-ressources)を使用する。

(2) 決定手続き

APAの受給を希望する者は、県会の議長に申請書と必要書類を提出する。APAの申請が受理されると要介護調査および認定が行われる。在宅の場合、訪問調査の調査員は少なくとも医師1名、福祉職員1名が構成員である社会医療チーム(équipe médico-sociale)が申請者の居宅で訪問調査を行い、要介護度判定を行う(CASF L.232-1)。他方、施設入所者の要介護調査は当該施設と連携している医師の責任のもとで当該施設で要介護度が判定される。要介護度が重度(GIR 1~3)および中軽度(GIR 4)に該当する者はAPA 受給の対象となるが、軽度(GIR 5)および非該当(GIR 6)の者は受給対象にはならない。

在宅サービスの利用を希望する申請者が GIR 1

~4 に該当する場合、申請受理から30日以内に社 会医療チームは要介護度に応じたケアプラン(plan d'aide)を作成し、申請者に提示する。ケアプラン には、家事援助や看守りの時間、施設での一時滞 在費、配食サービス費、移送費、住宅修繕費といっ た在宅介護に関する事項と在宅医療・看護に関す る事項が記載される。作成されたケアプランにつ いて、申請者は一部または全部を拒否することが できる。申請者が提示されたケアプランに同意し た場合、県の APA 委員会が申請者のニーズと資力 を考慮して APA の給付額を県会の議長に提案し、 議長はこの提案に従って支給決定を行う。APA 支 給決定では、APA の更新日、給付月額、受給者の 自己負担額、初回の支払額が定められる。APA 申 請者の状態が医療上または福祉上緊急を要する場 合、県会の議長は暫定的に APA の支給決定をする ことができる (CASF L.232-12)。

(3) APA の給付額と給付方法

在宅 APA の給付額は、実際に受給者が利用するケアプラン記載の額から自己負担分⁹⁾を控除した額である。ただし、ケアプランに基づく在宅 APA の上限額がデクレ(政令)により定められている。在宅サービス単価は全国一律に定められているも

のではなく、県ごとに定められている。

在宅サービスにおける対人サービスの利用形態 は、派遣方式(mode prestataire)、委任方式(mode mandataire)、直接雇用方式 (mode gré à gré) が あり100、利用者は利用形態を自由に選択できる110。 ただし、身体的もしくは精神的状態の悪化により 常時看守りが必要な場合や GIR 1と GIR 2に該 当する高齢者には、明確な拒否の意思表示がない 限り、派遣方式を充てるように努めなければなら ない。APA は受給者に支払われるが、直接介護を 行っているホームヘルパーまたはサービス事業者 に支払うこともできる (CASF L.232-15)。APA の給付が確実に居宅サービスに用いられているか を確認するために、受給者は APA 決定通知受理後 1か月以内に、APAによってサービスを受けてい る事業者または被用者を県会の議長に届け出なけ ればならない(CASF L.232-7)。この届出が行わ れない場合には APA の支払いは停止される。APA 受給者は家族をホームヘルパーなどとして雇用す ることができるが、配偶者、内縁関係者、民事連 帯契約 (PACS) を締結した者については、雇用す ることができない(CASF L.232-7)。APA 受給者 は、県会の議長に対して、受給した APA の額と自 己負担額の総額について支出の立証責任を負う。

他方、施設の場合、施設入所にかかる費用は、日常生活支援に関する介護サービス費、入所滞在費、ケア費であり、このうち介護サービス費について施設 APA が支給される。入所滞在費は全額利用者負担であり、ケア費は県知事または地方病院庁(ARH)長官が決定し、費用は医療保険財源からの交付金による。施設で APA を受給する場合には、ケアプランの作成は必要ではなく、介護料金表に基づき介護費用が決まる。施設 APA は、要介護度ごとに定められた施設の介護料金表に基づく額から、受給者の収入に基づいて決定される自己負担分を控除した額が直接施設に支給される。

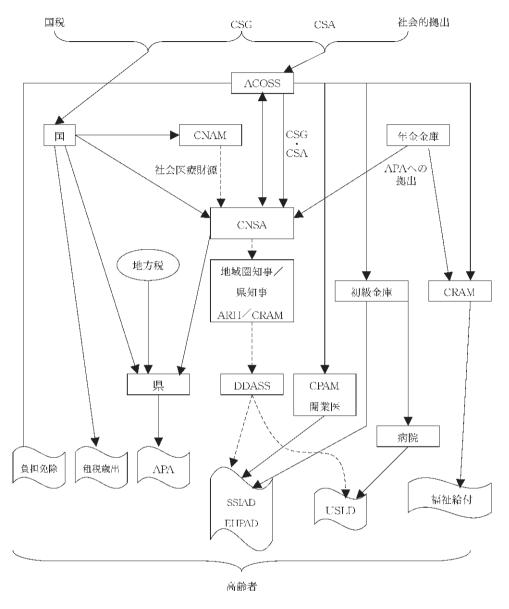
(4) APA の財源

APA は社会扶助の体系に属する制度であるため、保険料財源ではなく、租税財源を主な原資としている(図 1 を参照)。2006 年現在、その主な内訳は、県の一般財源、各年金金庫からの APA 拠出金、一般社会拠出金(contribution sociale généralisée:CSG)、自律連帯拠出金(contribution solidarité autonomie: CSA)、全国医療保険金庫の社会医療部門の歳出などである。

4. APA の特徴

要介護高齢者の介護費用をどのような方法で社会保障制度の中に仕組むかという問題については、PSD 創設議論の初期から社会扶助をベースとした議論が主流であった。ドイツの介護保険創設議論に影響を受けた学者の中には依存保険(assurance dépendance)として社会保険方式を提唱する有力な主張もみられた¹²⁾が、政府内部での議論はごくわずかであった¹³⁾。このため、要介護高齢者の介護費用に関する焦点は、PSD 創設議論の初期から早くも国・県との財政責任の分担と、扶養義務との関係に移っていた。

フランスでは、社会扶助の補足性(subsidiaire)について、家族扶養との関係では、相続財産等からの扶助費の回収で対応していた。PSDでは、要介護高齢者の介護費用は相続、遺贈または贈与の際に求償の対象とされていた。一方、APAではこの求償規定が設けられなかった。このため、法案の予備作業の段階では、APAは社会扶助(aide sociale)の論理を放棄し、社会福祉(action sociale)給付へと移行したことが強調されていた「4」。しかし、APAの創設を規定する2001年7月20日法に関する憲法院判決は、県が支給権限を持つAPAは国民連帯の要請に応える社会扶助の手当であるとしている「5」。求償規定がなくなったことをみると、APAの給付から社会扶助的な性格が失われたとみることもできるが、なおもAPAの性格は不明確で



[略語] ACOSS:中央社会保障機関、CNAM:全国医療保険金庫、CNSA:全国自律連帯金庫、ARH:地方病院庁、CRAM:地方医療保険金庫、CPAM:初級医療保険金庫、DDASS:地方保健医療福祉局、SSIAD:在宅看護サービス、USLD:長期療養施設、EHPAD:要介護高齢者滞在施設、APA:個別化自律手当、CSG:一般社会拠出金、CSA:自律連帯拠出金 →財源の流れ、・・・・ 財源の配分決定

出所:Cour des comptes 2005, *Les personnes âgées dépendantes, Rapport public particulier*, Les éditions des Journaux officiels, p.152 を一部改変

図1 高齢者福祉に関する財源の流れ

あるとの指摘もある16)。

Ⅳ 2003年夏以降の改革

1. 背景と経緯

2002年1月から施行された APA の受給者は当 初の予想を超えて増加し、2002年末では60.5万人 に達した。これは、PSD であった前年比で 4倍(2001 年末で14.3万人)の増加であった。こうした増加 は、PSDのときに問題とされていた受給抑制が改 善されていることを示唆するのと同時に、APA の 財政としては支出の増大を意味するものであった。 そこで、政府は、初年度の APA 受給者の大幅増加 による財政圧迫に対応すべく居宅 APA の自己負担 を引き上げるなど、財政面の緊急措置を柱とする 2003年3月31日の法律を成立させた17)。しかし、 その夏、フランスは猛暑に見舞われ、虚弱な高齢 者などフランス全土で約1万5000人の死者が出た。 この対応の不手際により、保健医療大臣などの辞 任問題にまで発展した。この猛暑により、フラン スの高齢者福祉の影が明らかになり、その抜本的 な対応が喫緊の課題として認識された。

2. 2004年の改革

(1) 概要

2003年夏の酷暑の惨事を受け、政府はすぐに抜本的な改革の検討作業に着手し、同年12月には『老いと連帯計画』を示し、2008年までに要介護高齢者と障害者の福祉に関する多角的な改革を実施することとした。この計画には、要介護高齢者と障害者の福祉サービスの財政機構である全国自律連帯金庫(caisse nationale de solidarité pour l'autonomie: CNSA)の創設や障害者の新たな個人化補償給付の創設が盛り込まれていた。この計画を実現すべく、ラファラン政権は、2004年6月30日に「高齢者および障害者の自律のための連帯に関する法律」を成立させ、各県ごとに異常事態

が発生した場合に備える高齢者および障害者のための警告計画の策定、「連帯の日(La journée de solidarité)」と自律連帯拠出金(CSA)の導入、全国自律連帯金庫の創設を行った。

(2) 「連帯の日」と自律連帯拠出金 (CSA) の導入

CSA は、高齢者福祉施策と障害者福祉施策の財源を捻出するために、労使が合意した日、または労使の合意がない場合には聖霊降臨祭の翌月曜日を「連帯の日」として、その日に就労した所得の0.3%を使用者が拠出する拠出金(contribution)である。CSA は中央社会保障機関(ACOSS)を通してCNSA に交付される。2006 年には、20 億ユーロの CSA が CNSA に交付されている。

(3) 全国自律連帯金庫(CNSA)の創設

CNSA は、APA 創設とともに制度化された個別化自律手当財政基金 (FFAPA)の財源と機能を引き継ぐかたちで、2004年7月1日に創設された。
CNSA は行政的公施設法人であり、法人格と独立した会計を有する。CNSA の主となる任務は、金庫に与えられた歳入の範囲で高齢者および障害者の「自律の喪失 (要介護)」に対する援助への財政措置、社会医療施設および医療福祉サービスに関する医療保険の支出目標 (ONDAM)に基づく予算の配分、「自律の喪失 (要介護)」の管理等に関する専門技術の提供、高齢者や障害者の自律改善に関する専門技術的評価、情報の共有および伝達である。CNSA の組織は、理事会と理事長、学術委員会で構成される。理事長はデクレにより任命され、任期は3年である。

CNSAの歳入は、FFAPAの財源であったCSGの0.1%と各年金金庫からの拠出金のほか、新たな歳入として、連帯の日の勤労所得にかかる0.3%のCSA、資産や投資所得に対する2%のCSG、ONDAMに基づく高齢者と障害者の社会医療施設に関するサービス経費の医療保険からの拠出金である。2006年のCNSAの歳入規模は、CSA20億

ユーロ、CSG10 億ユーロ、年金金庫の拠出金 6400 万ユーロ、繰越金その他 5.4 億ユーロの計約 36 億 ユーロに加え、高齢者および障害者関連の医療保 険の予算から 109 億ユーロの計 145 億ユーロであっ た。

他方、CNSAの歳出は、APAに関する各県への財政支援、高齢者在宅援助の現代化への支出、社会医療施設に入所をした高齢者および障害者に関する費用の医療保険制度への償還、2005年2月11日法により創設された障害補償給付(prestation de compensation du handicap: PCH)に関する県への財政支援などである。歳出先として最も多いのは、高齢者および障害者関連の社会医療施設およびサービス部門であり、全体の8割(119億5200万ユーロ)を超える。APAに関する配分は14億ユーロであり、CNSA財源全体の1割程度である。

3. 2005年の諸改革

2004年までの立法により高齢者福祉の改革をスタートした政府は、次いで長年の懸案でもあった障害者福祉改革に着手した。酷暑により高齢者福祉と障害者福祉の脆弱さが露呈した 2003年は、ヨーロッパ障害者年にあたり、各種の障害者関連のアソシアシオンが障害者の社会統合・社会参入に関する運動を行っていた。こうした動きを背景に、2005年2月11日に「障害者の権利と機会の平等、参加、市民権に関する法律」が制定された。この法案の提出理由によると、障害補償給付(PCH)によって品位ある生活設計の選択の自由を障害者に保障すること、教育、労働、公共施設や交通機関へのアクセスといった障害者の実質的な社会参入を社会全体で図ること、障害者の主体性を位置づけることが改革の柱とされている。

このほか、対人サービスの振興の一環として、 直接雇用方式での介護職の雇用の柔軟化や対人 サービス職の新規雇用を柱とする2005年7月26 日法や成年者の法的保護改革に関する2007年3月 5日法などが制定されている。

V おわりに

2003 年夏以降の高齢者福祉施策の改革の動向として、CNSAによる「自律の喪失(要介護)」に対する給付に関する新たな財源配分の仕組みの導入と、障害者福祉施策との近接化をさしあたり挙げることができる。

APA 創設当初には、FFAPA が APA の財源配

分の機能を担っていた。CNSA の創設により、CNSA は、APA と PCH の財源を県に配分する役割を負 うとともに、医療保険の医療福祉部門の財源を地 方に移転する役割を負うこととなった。一方、CNSA は APA と PCH の財源をデクレによって定められ た基準によって配分しなければならないため、金 庫自身に配分額の決定の自由は与えられていない。 こうした点から、CNSA は既存の社会保障金庫に いう「金庫」ではなく、その内容は FFAPA と同 様に専門的な基金に過ぎないともいわれている。 APA や PCH の給付内容の決定は県会の議長によ ることもあわせ鑑みると、現時点では CNSA を従 来の社会保障金庫と区別して考える必要があろう。 こうした CNSA は、法案審議や政府の説明のな かで度々強調されたように「自律の喪失(要介護) | を疾病、老齢、家族、労災リスクに次ぐ「社会的 保護の第5のリスク | としてとらえた「社会的保 護の新たな部門(branche)」であるといわれること がある。APAや PCHの財源は、保険料ではなく、 租税と各種拠出金を主な原資とする。また、APA や PCH 受給者のニーズに応じてケアプランにより 受給内容が個別的に決定され、受給者の収入に応 じて給付額が変化する。こうした特徴は個別性に 配慮する社会扶助的性格に近い。その一方で、APA が PSD のときには存在した収入要件を排除し、求 償規定による社会扶助の補足性の原理を放棄して いる点では社会扶助的性格を離れ、社会保険的な

普遍的給付の性格をみせている。加えて、高齢者 福祉や障害者福祉の領域における「自律の喪失(要 介護)」に関する財源を配分する金庫の創設は、新 しいリスクに対する新たな部門の創設のようにも みえる。結局、「第5のリスク」として認識された 「自律の喪失(要介護)」に関する制度は、社会的 保護制度のなかでは、社会扶助的性格と社会保険 的性格を併せもつハイブリッドなままであるとい える。

他方、2003年夏以降、60歳以上の要介護高齢者 施策と高齢障害者施策との近接化の流れがみられ る。例えば、APA に類似する障害補償給付(PCH) の創設である。PCH 給付対象者は、20歳以上60歳 未満の成人障害者である。PCH の給付範囲や額は 障害者自身のライフプラン (projet de vie) に基づ き、県障害者センター(la maison départementale des personnes handicapées : MDPH) の専門家チー ムによって策定される障害補償プランに基づいて 県会の議長が決定をする。こうした支給決定の手 続きは、給付内容の個別化(individualisation) 18) に 対応するものであり、要介護高齢者に対する APA の手続きを基本的には踏襲している。さらに、こ うした近接化の傾向は障害者の補償給付をめぐる 「年齢の壁(barrière d'âge)」をぼかし始めようと している。これまで介助費用に関する補償給付は 障害者の年齢に応じて区分されていた。2005年2 月11日法では、すべての障害者が障害の種類や年 齢にかかわらず補償給付を受ける権利 (droit à la prestation de compensation) を有することが明確 にされ、2006年1月施行後5年以内に補償給付な どの年齢要件を廃止することが盛り込まれた。現 行制度では、PCH を受給している成人障害者は、 60歳になった時点で、PCHをそのまま継続して受 給するか、APA の受給に変更するかを選択するこ とができる。年齢要件が廃止されれば、60歳以上 の要介護高齢者を対象とする APA と成人障害者 を対象とする PCH との関係が問われることになろ

う。

フランスでは、成人障害者福祉と高齢者福祉は、障害の形式と年齢により、制度上分離する歴史をたどってきた¹⁹⁾。社会扶助や社会福祉給付の個別化が進むフランスにおいて、高齢者福祉と障害者福祉の近接化が今後どのように展開されていくのか、その行方は介護保険制度と障害者自立支援制度の統合を検討している日本に少なからず示唆を与えてくれよう。

注

- 1) 日本の「要介護」とされる状態をフランスでは「依存(dépendance)」という用語を用いる。"personne âgées dépendante"を「依存高齢者」と訳出することには違和感があるので、フランスで「依存」という用語が用いられているのは高齢者の社会的位置づけの歴史にその違いがあることに留意しつつ、本稿では「要介護高齢者」とすることにしたい。
- 2) 法律の名前が、「高齢者のための自律手当の創設を期待しつつ、PSDにより高齢者の需要により適切に応えるための法律」とされていたように、PSDは自律手当が創設されるまでの経過措置として位置づけられていた。
- 3) Kessler 1997, p.37.
- 4) PSDでは、「依存 (dépendance)」という用語を用いていたが、シュウール報告書では、「依存」は自律をして生活する能力の障害に着目するものであったのに対して、「自律 (autonomie)」とは継続的に保持、獲得、拡大すべき自由の空間に着目する概念であるとする。そして、「個人化(personnalisée)」は、受給権がすべての者に保障されるべきであるとしても、その給付内容はケアプランに基づく各人に適したものである必要があることを意味するとする。Sueur 2000, p.15.
- 5) フランスの高齢者福祉サービスの概要については, Debons 2006, Borgetto et Robert Lafore 2006, 藤井・塩野谷 1999, p.245 以下を参照。
- 6) 具体的には、非差別原則、扶養または近親者への権利、情報への権利、選択の自由・明確な同意・当事者の参加の原則、家族関係の尊重の権利、自律の権利、予防および維持の原則、入所者の市民権行使の権利、宗教活動の権利などを規定する。 Brami 2007.

- 7) Espagnol 2007, p.3.
- 8) 安定した居住地のない者に関する APA の支給の責任をどこが負うのかについて,国と県が協議をして決めることとなっており (CSAF L.232-1 (2007年6月末日をもって削除)),コンセイユ・デタまで争われた事案がある (CE, 27 juillet 2005, Départment du Val d'Oise, req. nº 266115, RDSS 2005 nº 6, p.1033, chro. Christophe Devys; AJDA, 2006, p. 52, note Hervé Rihal)。その後,立法改正がなされ,2007年7月から APA, PCH, RMI の責任を負う県は利害当事者が選択した居住地の管轄とすることとなった (CSAF L.264-1以下)。
- 9) 利用者負担は受給者の収入により異なり、収入が 月額 658.04 ユーロ (2006 年 1 月 1 日現在) 未満の 場合には利用者負担は免除され、収入が月額 658.04 ~2622.34 ユーロの者については、その収入額に応 じて 0~90%の負担となり、月額 2622.34 ユーロを 超えると 90%で固定される。
- 10) 派遣方式は、サービス事業者と利用者がホームへルパーの派遣に関する契約を締結する方式である。委任方式は、利用者がサービス事業者に使用者としての事務管理を委託する一方、サービス事業者が決定するホームへルパーと利用者との間で、利用者を使用者、派遣されるホームへルパーを被用者とする労働契約を締結する方式である。直接雇用方式は、利用者が直接ホームへルパーを決定し、労働契約を締結する方式である。直接雇用方式の場合、家族をホームへルパーとして雇用することが認められている。Debons 2006. pp.26-28.
- 11) 直近のデータ (2002 年) によると,居宅 APA 受給者の居宅サービスの形態別の割合は,派遣方式55%,委任方式16%,直接雇用方式22%,その他7%である. Mette 2004, p.6.
- 12) Kessler 1995c, p.451.; Kessler 2000, p.631.
- 13) Kessler 1995c, p.454.; Kessler 1995b, p.88.
- 14) Kessler 2002a, p.5.
- Cons. const. décis. nº 2001-447 DC du 18 juillet 2001, JO 21 juillet, p.11743.
- 16) Kessler 2002b, p.254
- 17) 2003 年の改革について, Riehm-Cognée et, Kessler 2003, p.514.
- 18) Aubin 2006, p.37.
- 19) Dessertine et Kerchen. 1993, p.27.

参考文献

伊奈川秀和 2000 『フランスに学ぶ社会保障改革』中央

法規

- 伊奈川秀和 2001「フランス社会保障改革の動向 ――特定介護給付と普遍的疾病給付の創設を巡って――」『社会保障法』16巻 pp.71-85
- 上村政彦 1996「フランスにおける高齢者介護給付制度 の構想」『三田商学研究』 39 巻 3 号 pp.51-64
- 大庭三枝 2006「世界の介護制度における経済と財政 フランス|
- 坂本忠次・住居広士編『介護保険 経済と財政』勁草 書房 pp.202-215
- 熊本哲也 2003「フランスにおける介護給付制度の動向 について」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』6巻 1号
- 原田康美 2001「フランスの高齢者介護給付制度 ―PSD の実施と改革の動き―」『海外社会保障研究』 135 号 pp.110-117
- 藤井良治・塩野谷祐一編 1999『先進諸国の社会保障 ⑥ フランス』東京大学出版会
- 嵩さやか 2007「フランス高齢者福祉サービスにおける 契約と当事者間の責任」岩村正彦編『福祉サービ ス契約の法的研究』信山社 pp.165~169
- Aubin, Emmanuel 2006, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, Gualino éditeur.
- Borgetto, Michel et Robert Lafore 2006, *Droit de l'aide* et de l'action sociales 6^e éd., Montchrestien.
- Brami, Gérard 2007, Les droits des personnes âgées hébergées, Berger-Levrault.
- Debons, Pierre 2006, *Le services à la personne*, Éditions Juris associations.
- Dessertine, André et Nicole Kerschen 1993, "Handicap, vieillesse, dépendance. Un siècle de réglementation : convergences et divergences", *Gérontologie et Société* n°65, pp.24-36.
- Espagnol Philippe 2007, "L'allocation personnalisée d'autonomie au 31 décembre 2006", *Études et résultats*, n°569. p.7.
- Kessler, Francis (dir.) 1994, La dépendance des personnes âgées : Un défi pour le droit de la protection sociale, Presses Universitaires de Strasbourg.
- Kessler, Francis 1995a, "Dépendance des personnes âgées : premier commentaire de «l'expérimentation»", Revue du droit sociale et sanitaire 31-1, pp.216-224.
- Kessler, Francis 1995b, "Quelles prestations pour les personnes âgées dépendantes? Panorama des propositions de réforme", *Droit social* 1995-1, pp.

85-94.

- Kessler, Francis 1995c, "Pour une vrai assurance dépendance", *Droit Ouvrier* octobre, pp.451-463.
- Kessler, Francis 1997, "La prestation spécifique dépendance (premier commentaire de la loi nº 97-60 du 24 janvier 1997)" in Kessler F. (dir.), *La dépendance des personnes âgées*, 2º éd. Sirey.
- Kessler, Francis 2000, "Bréves observations autour du Rapport Sueur", *Revue du droit sociale et sanitaire* 36-3, pp.626-637.
- Kessler, Francis 2002a, "L'allocation autonomie personnalisée", *Travail et Protection sociale*, février, pp.5-7.
- Kessler, Francis 2002b, "La prise en charge des personnes dépendantes", in Kessler F. et al, *Droit de la protection sociale*, Montchrestien, pp.243-260.

- Martin-Papineau, Nathalie (dir.) 2004, *La protection* sociale face au vieillissement, LGDJ.
- Martin, Claude (dir.) 2003, La dépendance des personnes âgées. ENSP.
- Sueur, J.-P. 2000, L'aide personnalisée à l'autonomie : un nouveau droit fondé sur le principe d'égalité.
- Riehm-Cognée, Anne et Francis Kessler 2003, "Une nouvelle réforme pour rien de l'aide aux personnes âgées dépendantes", *Revue du droit sociale et sanitaire* 39-3, pp.514-525.
- Mette, Corinne 2004, "Allocation personnalisée d'autonomie à domicile : une analyse des plans d'aide", *Études et résultats*, n° 293, pp.1-10.

(はらだ・けいいちろう 駒澤大学准教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランス年金制度の現状と展望

嵩さやか

■ 要約

日本と同様、高齢化が進展しているフランスでは、賦課方式による公的年金制度の財政均衡が大きな政策課題となっている。これを受けて2003年年金改革では、制度の持続可能性と年金水準の維持を目指した改革がなされた。また同改革では、年金受給における個人の選択の自由や年金における公正な取扱いの理念に沿って、さまざまな改正もなされた。そうした改正内容を分析すると、そこには「被保険者の分化」をめぐる動きが見られる。ひとつは、個人レベルの分化を推進する動きであり、もうひとつは、被保険者集団内において生じている職業による分化について公平の観点から対処する動きである。こうした被保険者の分化をめぐる改正は、年金制度におけるリスクのあり方と連帯の再検討を迫るものである。フランスでは2008年にさらなる改革が予定されており、制度の財政維持や被保険者間の公平など、2003年改革と連続性を持った政策が進められる見込みである。

■ キーワード

年金、選択の自由、分化、連帯、リスク

I はじめに

急激に少子高齢化が進んでいる日本と同様、フランスでも年金制度に最も影響を与えている要因は人口構造の変化である。フランスの国立統計経済研究所 (INSEE) によると 2005 年現在の平均寿命は男性 76.8歳、女性 83.8歳で、2050 年には男性 84.3歳、女性 91.0歳に達すると予測されている(表1参照)。これにより、20歳から 59歳までの人口に対する 60歳以上人口の割合は、2000年では 0.40であったのが、2035年には 0.73に、2050年には 0.81に達すると予測されている「)。こうした高齢者人口の増加は、賦課方式で運営されている公的年金制度の財政に深刻な影響を及ぼすため、近年では制度の持続可能性の保障を主な目的とした改革が行われている。ただし、こうした年金改革には、財政均衡の観点からの改正だけでなく、さまざまな

理念に基づいた興味深い政策が含まれている。そこで、以下ではフランスの年金制度体系を概観したうえで、2003年の年金改革の内容と、年金の公的専門検討機関である年金方針評議会(Conseil d'orientation des retraites)の報告書をもとに2008年に予定されている改革に向けた今後の課題について検討する。

Ⅱ フランス年金制度の概要

1 全体像

フランスの年金制度は大きく分けると3つの階層で構成されている。1階部分が法定基礎制度のなかの老齢保険、2階部分が補足制度、3階部分が上乗せ退職年金制度である。2階部分の補足制度は、もともと一種の企業内福利厚生として労使間の協約に基づいて発展してきたが、現在では多くの就

表 1 フランスの 60 歳時における平均余命の推移と予測

	60 尨	裁時
年	男性	女性
1950	15.4	18.4
1960	15.7	19.5
1970	16.2	20.8
1980	17.3	22.4
1990	19.0	24.2
2000	20.4	25.6
2010	21.7	27.1
2020	23.2	28.5
2030	24.6	29.8
2040	25.9	31.0
2050	27.2	32.1

出所: Conseil d'orientation des retraites «Retraites: perspectives 2020 et 2050» (Troisième rapport, Mars 2006) p.55

労者に加入が義務づけられており、さらに1階部分の老齢保険と同様、賦課方式で運営されている。そのため「公的年金制度」といった場合には、法定基礎制度だけでなく補足制度も含めた形で観念されることが多い²⁾。これに対し、3階部分の上乗せ退職年金制度はいわゆる企業年金や個人年金などの私的年金であり、公的年金の所得代替率の低下に伴い近年重視されつつある。

これらの年金制度の他に高齢者のための最低所得保障制度が存在し、最終的な受け皿として機能している。この制度で給付される高齢者連帯手当は非拠出制であり³⁾、フランス本土および海外県に正規に定住する65歳以上の者で、本人(および配偶者)の収入が一定額(単身:年7635.53ユーロ、夫婦:年1万3374.16ユーロ(2007年))を下回る者に支給される。給付額(2007年)は、単身の場合月額621.27ユーロ、夫婦の場合月額1114.51ユーロであり、その他に収入がある場合にはその額が控除されて支給される。

以下では、本稿で検討する年金改革の主な対象

である1階部分の法定基礎制度について概観する。

2 法定基礎制度

(1) 法定基礎制度の体系

法定基礎制度は職業に応じた複数の制度によって構成されており、そのなかの老齢保険が年金制度の1階部分を構成している(表2参照)。法定基礎制度でカバーされるのは職業活動を行っている者のみであるため、非就労者は社会保険の被保険者となることはできない。全制度を通じての老齢年金受給者は2003年では1237万2000人となっている4)。他方、被保険者数は全制度を通じておよそ2444万2000人(2004年)である5)。

(2) 一般制度

法定基礎制度のうち被保険者数の最も多い制度は、商工業被用者が強制加入する一般制度である。一般制度は労使自治の理念から、主に労使代表者が運営する被用労働者老齢保険全国金庫(CNAVTS)が管理運営を行う。

一般制度が給付する退職年金の支給開始年齢は 60歳であり、給付額は次のように計算される。

給付額=平均賃金年額×支給率×(一般制度 での加入期間÷160四半期)⁶⁾

平均賃金年額は、かつては当該被保険者についての最高の10年間の賃金の平均額とされていたが、1993年改革によって最高の25年間の賃金(ただし、社会保障上限賃金額(月額2682ユーロ(2007年))まで)の平均額に段階的に引き上げられている(2007年では「最高の24年間」)。支給率は保険加入期間に応じて決定される。60歳から満額率(50%)の支給率で受給するには、全法定基礎制度における保険加入期間の合算が160四半期以上必要であるが、65歳から受給し始める場合には保険加入期間

		法定基礎制度	補足制度	(強制加入)	
		本化基证制反	押 起则这	()55 (P) () ()	
	農業被用者	農業社会保障共 済組合	補足年金制	幹部職員退職 年金機構総連	
被用者	商工業被用者	一般制度	度連合会 (ARRCO)	合会(AGIRC) (農業·商工業 幹部職員)	
	国家公務員	国家公務員	制度		
	地方公務員	地方公務員	公務員付加年		
	その他(公的・ 準公的セク ター)	その他の特 (国鉄職員、船	金制度		
	農業経営者	農業社会保障	共済組合		
	商工業・手工 業自営業者	自営業者社会			
非被用者	自由業者(医 者、公証人、薬 剤師など)	自由業者老齢保険全国金庫			
	弁護士	フランス弁護:	士全国金庫		
	聖職者	聖職者老齢・障 害・疾病保険金庫			

表 2 フランスの公的年金制度

出所:Les régimes obligatoires de retraite par répartition (http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm) をもとに著者作成。

の長短にかかわらず一律満額率となる。65 歳未満で受給する場合で保険加入期間が160 四半期に満たないときは、満額率から不足期間に応じて一定率が差し引かれて支給率が計算される。一般制度における退職年金給付の所得代替率(2000年)は、平均所得の非幹部職員について46.4%、平均所得の幹部職員については22.2%である⁷¹。

一般制度の主な財源は労使が拠出する保険料であり、2005年では一般制度の老齢保険における全歳入の69.96%が労使の保険料でまかなわれている⁸⁾。保険料率は、社会保障上限賃金額までの賃金について被用者6.55%、使用者8.20%、上限なしの全賃金について被用者0.10%、使用者1.60%である。財政方式については、従来、老齢保険は積立金を持たない完全な賦課方式で運営されていたが、1999年社会保障財政法律で積立基金が創設され、これにより積立金を持つ「修正賦課方式」へ

と移行した(現在は 2001 年 7 月 17 日の法律により創設された年金積立基金が積立金を保有している)。この基金の主な役割は長期貯蓄である積立金を積み立てることでベビーブーム世代の高齢化と平均寿命の延びから生じる財源不足を補い、年金制度の持続可能性を保障することである。

■ 2003 年年金改革⁹⁾

2002 年総選挙で政権を握ったラファラン政権はフィヨン社会問題・労働・連帯大臣のもと、「年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律 (n°2003 -775)¹⁰⁾」(以下 2003 年法という)を制定し年金改革を行った。以下では 2003 年年金改革の概要と、本改革の特徴のひとつである被保険者の「分化」をめぐる動きを検討する。

1 2003 年年金改革の概要

(1) 目的

2003 年年金改革の中心的な目標は「2020 年までに制度の(財政)均衡を回復させること」である¹¹⁾。 財政不均衡の要因は、ベビーブーム世代が年金支給開始年齢に到達することと、平均寿命が延びていることである。これらの要因により 2005 年から年金受給者数が激増し、年金制度の財政均衡に悪影響を及ぼすと考えられた。法律案によれば、改革しなければ 2020 年までに年金制度は 430 億ユーロの赤字を抱えると予想されている。こうした状況を受け、2003 年の改革では主に年金制度の持続可能性を保障することが目指されたが¹²⁾、その他にも注目される改正が行われた。

(2) 主な改正内容

2003 年年金改革では次の4つの政策方針が掲げられた:高い年金水準の保障、公正と社会的正義の保護、柔軟性と選択の自由の付与、年金財政の保障、である。

① 高い年金水準の保障

ラファラン政権は、2020年まで公的年金について現在の所得代替率(約3分の2)を維持するため、給付額算定における保険加入期間の引き上げを行った。具体的には、公務員のための年金制度について、2008年までに満額率(75%)で受給するために必要な保険加入期間を一般制度と同じ160四半期とした(2003年法51条)。

また、これらの改正と併せて、満額率で受給するための保険加入期間 (2008年で160四半期)を2020年までに一般制度・公務員制度ともに引き上げることとされた。これは、60歳以降の平均余命の延びを受け、現役期間と引退(年金受給)期間との比率の安定化のためである。具体的には2009年から毎年1四半期ずつ引き上げて2012年に164四半期とし、2013年から2020年までは、保険加入

期間と受給開始時の平均余命との比率関係を 2003 年当時のレベルに維持するように保険加入期間を 調整する (法 5 条)¹³⁾。

こうした保険加入期間の引き上げ措置の実効性確保のため、55歳以上のための就労促進策も同時にとられた。具体的には、(a) 55歳以上被用者の雇用保障(定年設定要件の厳格化)、(b) 55歳以上被用者に就労するインセンティブを与えること(在職年金制度の柔軟化、繰下げ受給における上乗せ支給)、(c) 55歳以上被用者について退職するインセンティブを小さくすること(段階的早期退職手当の廃止など)、である。

② 公正と社会的正義の保護

法3条は、「被保険者は、過去の職業活動や加入制度にかかわらず、年金に関して公正な取扱いを受けるものでなければならない」と規定し、公正と社会的正義の観点からさまざまな改正を行った。具体的には、(a)低所得労働者への保護(最低保障年金額の引き上げ)、(b)複数制度加入者に対する不公平の解消(年金給付額算定の基礎として全職歴を通じた最良の賃金を用いること)、(c)非被用者への不公平の解消(商業自営業者のための強制的補足年金制度の創設)、(d) 17 歳以前から働き始めた人への保護(満額率での年金受給開始年齢の引き下げ)、(e)仕事の肉体的負荷(pénibilité)に対する保護(後述)、(d)遺族の保護(遺族年金の受給要件の改正)、などである。

③ 柔軟性と選択の自由の付与

2003 年年金改革では、各個人がより良い年金を構築できるように、受給開始における柔軟性や個人の選択の自由をより広く保障することが目指された(具体的には後述)。このほか、公的年金を補足する私的年金(個人年金・企業年金)を奨励するため、すべての人が個人的にあるいは労使協定に基づいて利用できる新しい年金貯蓄制度(PERP、

PERE、PERCO)が導入された。また、学生期間 (3年間まで)について保険料を追納して保険加入 期間として算入する権利を認めることや、個々の 被保険者の年金受給権についての情報提供の改善、なども行われた。

④ 年金財政の保障

前述した通り、年金制度の財政均衡の維持は2003年年金改革の最重要課題であるが、2003年年金改革の議論時においても、上述のさまざまな改正を実施した場合でも180億ユーロが不足すると予測されている。そこで、本改革では、一般制度における保険料の将来の引き上げと、公務員制度における使用者の拠出の増大などによって2020年までの年金制度の財政均衡が図られるとされた。ただし、法律案によれば、老齢保険の保険料を引き上げたとしても、全体の国民負担率は変化しない。というのも2020年までに雇用状況が改善し、失業保険の保険料が2020年までに引き下がると考えられたからである¹⁴⁾。こうした楽観的な見通しにより、2003年年金改革時には、一応は年金財政の均衡が保たれると見込まれた。

2 2つの「被保険者の分化|

2003 年年金改革は上述の4つの政策方針に沿ったものであるが、各改正内容を検討すると、そのなかには被保険者の「分化」という現象としてくくられる改正が看取される。具体的には、個人の選択の自由の保障と仕事の肉体的負荷の評価、である。

(1) 個人の選択の自由の保障15)

2003 年年金改革で重視された「個人の選択の自由」は、「いつ年金を受給し始めるか」に関する個人の選択の自由を意味する。これを労働の側面から見れば、いつまで働くのかについての個人の選択の自由を意味することになる。この前提にある

のは、「自由な時間(余暇)と所得とを調和させることは、人間としての権利である」という考えである¹⁶⁾。そこで2003年改革では、こうした個人の自由な選択に対して非中立的な影響を及ぼしている規制を排除、あるいは緩和する以下の改正が行われた。

① 改正内容

(a) 保険加入期間不足における減率割合の引き下げ

一般制度において 65 歳未満で受給を開始する場合、保険加入期間が 160 四半期より 1 四半期不足するごとに 2.5 ポイントずつ満額率から減率されていたのを 1.25 ポイントの減率に引き下げ、これと同時に公務員制度にも同様の減率の仕組みを導入した(法 66 条)。これにより一般制度については、満額率の受給要件を満たさない受給者の不利益が従来より緩和されることとなった。

(b) 繰下げ受給の場合の支給率の上乗せ

これに対し、満額率で受給できるだけの保険加入期間を有する者が 60 歳を超えて働き続ける場合 (年金受給を繰下げる場合)について、支給率に一定率を上乗せする制度が新たに導入された。具体的には、60 歳を超えて保険料を拠出している 1 四半期ごとに年金の支給率を 0.75 ポイントずつ満額率に上乗せして計算する (法 25 条)。この措置には、中高年被用者に就労インセンティブを与える効果もあるため、高齢者雇用促進策としても位置づけられる。

(c) 段階的引退規制の緩和

従来、老齢年金は完全に就労をやめた場合にしか支払われなかったが(就労中は支給停止)(社会保障法典 L.161-22)、1988 年 1 月 5 日の法律により段階的引退が認められるようになった¹⁷⁾。すなわち、パートタイム労働をしながら、老齢年金の一部を受給することが可能になったのである。ただし、この段階的引退制度の利用率は低く、その

理由のひとつが、段階的引退制度利用時に行われた年金の支給請求が最終的な支給請求であり、その後のパートタイム労働がその後の年金額に反映されないというものである。そこでこの問題に対処するため、法30条は社会保障法典L.351-15およびL.351-16を改正し、段階的引退制度を適用した場合の年金の支給請求を「一時的」なものとし、完全に引退した場合に最終的な年金支給請求を行うこととした。

(d) 在職年金規制の緩和

前述のように「段階的引退」の制度は導入され たものの、老齢年金は原則、職業活動を完全にや めないと支給されない。この規制が年金受給者の 就労の選択に非中立的影響を及ぼすため、ライフ スタイル選択の自由の観点から問題視された。そ こで、年金受給者が一定の要件を満たした場合に は職業活動を再開しても年金を支給停止しないこ ととした(法15条)。その要件とは、再開した職 業活動で得られる賃金と年金額との合計額が年金 受給開始前の最終賃金を下回ることと、最終使用 者のもとで働く場合には、年金受給開始から少な くとも6ヶ月後に職業活動を再開すること、である。 もし、賃金と年金額との合計額が最終賃金を上回 るときには、被保険者はその旨を金庫に通知しな くてはならず、その場合には年金の支給が停止さ れる。

② 「個人の選択の自由」の限界と問題点

こうしたさまざまな改正により年金受給における「個人の選択の自由」を保障しようとする動きが見られるが、そこには雇用や社会の現状に照らしていくつかの限界も指摘されている¹⁸⁾。第一に、確かに法 16 条により労働法典 L.122-14-13 が改正され、65 歳未満の労働者を定年退職させられないことになったが、これによりかえって65 歳を超えた段階での使用者による労働契約の解約リスクが高まってしまったこと。第二に、早期退職者や求

職者においては、満額率での受給権を取得したらすぐに受給を開始する傾向にあること。第三に、高齢者のための最低所得保障を下回る年金しか受給できない被保険者としては、たとえ60歳から年金を受給できるとしても、結局引退するのに65歳(最低所得保障の支給開始年齢)まで待たざるをえないということ。第四に、こうした自由を享受できるか否かは職歴によって左右されてしまうこと。つまり、低所得者や不安定雇用に従事していた者、失業期間のあった者などは、より良い年金額を得るために肉体的衰えにもかかわらずより長く働き続けるか、あるいはわずかな年金額のみで引退するか、というつらい選択を現に強いられているのであり、保険加入期間の引き上げはいっそうこうした選択を深刻化させてしまう。

他方で、「個人の選択の自由」の理念についてはより根本的な批判もなされている。それは、「個人の選択の自由」を完全に保障するために必要であるとしばしばいわれる「保険数理的中立性」(いつ年金受給を開始しても個人について拠出額と受給額の期待値が等しいこと)に向けられる。上述の(b)の改正は、高齢者雇用促進のためでもあるが、受給開始時期によって受給額を調整するメカニズムの導入であり、個々人についての保険数理的中立性を目指す動きともとらえられる。こうした「保険数理的中立性」については、リスクの細分化をもたらし、それぞれ異なったリスクを持つ被保険者のカテゴリーごとに老齢保険を分断するものであり、社会保険の連帯原理に反するとの指摘がなされている¹⁹⁾。

(2) 仕事の肉体的負荷の評価

法 12 条では、「法施行後 3 年以内に、仕事の肉体的負荷の定義とそれを年金給付において考慮することについて、使用者団体と全国レベルの代表的な労働組合は交渉を開始する」と定められている。ここでは、各人が行ってきた仕事の肉体的負

荷の度合いによって、年金受給開始年齢を調整する(具体的には、引き下げる)ことが主に目指されている。この政策は、法3条で規定する被保険者間の「公正な取扱い」の原則に応えるものであるだけでなく、満額率受給のための保険加入期間の引き上げともかかわる²⁰⁾。すなわち、後述のように職業間で60歳時の平均余命(特に稼働能力のある状態での平均余命)に差がある状況では、保険加入期間の引き上げの影響は被保険者によって異なるため、特別な配慮が求められることになる²¹⁾。以下ではこうした政策の背景と交渉の経過を検討する。

① 背景

(a) 「事実上の不平等 | の存在

全体状況についていうと、労働災害の減少と寿 命の延びなどから労働者の労働条件や健康状態は 一般的に改善していると評価されているが、他方 で、表3にあるように仕事における肉体的負荷は すべての職業カテゴリーにおいてむしろ増加傾向 にある²²⁾。職業カテゴリー間で比べると、肉体労 働者への負荷は幹部職員などのホワイトカラーの それを大きく上回り、この労働条件の差が職業カ テゴリーごとの寿命の差(特に稼働能力のある状 態での余命) に影響していると考えられている²³⁾ (表4参照)。年金制度においては、寿命の違いは 受給期間の違いとして表れる。また、前述のよう に、保険加入期間の引き上げは、稼働能力のある 状態での余命が短い職業カテゴリーには深刻な影 響を与える。こうした健康と寿命における職業間 の「不公平」による影響を年金制度において是正 し、より公正な取扱いの実現が求められたのであ る。

表3 仕事における肉体的負荷要因下にある労働者割合の推移(職業カテゴリー別)

(%)

	長時間立った状態での作業		長時間つらい	姿勢での作業	重荷の運搬・移動を伴う作業		
	1984年	1998年	1984年 1998年		1984年	1998年	
幹部職員	20	26	5	13	4	10	
中間管理職	43	46	9	26	10	27	
事務職	42	51	13	37	15	36	
肉体労働者	68	76	27	57	40	61	

出所:フランス労働省労働条件調査による (Struillou (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, p.10)

表 4 60 歳時の平均余命の職業カテゴリー間比較

(年)

		幹部職員		中間管理職	戦	肉体労働者	
		1980年	1991年	1980年	1991年	1980年	1991年
平:	均余命	19.1	21.1	18.4	20.4	15.8	18.0
	稼働能力 あり	14.3	17.0	12.8	14.9	10.5	12.8
	稼働能力 なし	4.8	4.1	5.6	5.5	5.3	5.3

出所:STRUILLOU (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, p.21 をもとに著者作成。

(b) コンセンサスの存在

こうした状況に対し、肉体的負荷を伴う仕事に 従事していた者への保護に関しては、社会的なコンセンサスが形成されていた。フランス世論研究 所(IFOP)の調査によると、「肉体的負荷の大きい 仕事に従事していた労働者に早期年金受給権を認 めるべきか?」という問に対して94%の回答者が 「認めるべき」と答えている²⁴⁾。また、2003年1月 6日の6労働組合の宣言においても、講ずべき諸種 の特別措置のひとつとして、「早期引退実現のため に仕事の肉体的負荷を考慮すること」を挙げている²⁵⁾。

② 交渉の経過

2005年2月から、3つの使用者団体 (MEDEF、CGPME、UPA)と5つの代表的労働組合(CFDT、CFTC、CGT、FO、CFE-CGC)とが複数回にわたって交渉を行い、肉体的負荷の基準、予防、労働条件の改善、肉体的負荷の要因については議論が進展しているが、早期年金受給権に関する問題についてはまとまっておらず、いまだに合意には至っていない²⁶⁾。

③ 「仕事の肉体的負荷と年金」が投げかける問題

この仕事の肉体的負荷をめぐる議論は、労働条件の改善や職業上のリスクの予防についての発展を促す可能性があるが、反面で、非常にデリケートな問題をはらんでいる。

第一にこの問題は、民間保険とは異なり、個々人の個別リスクを評価せずに「被保険者集団」として個々人を集団的にとらえ個々人の個性を捨象することによってリスクの分配・所得再分配を行ってきた老齢保険において、「誰が得をして誰が損をしているのか」という問いを投げかけることを意味すると指摘されている²⁷⁾。また、こうした政策は、「さまざまなレベル(職業集団、世帯、個人)

において、いかに拠出と給付とのバランスを図っていくのか | という問いともつながる²⁸⁾。

第二に、「公正な取扱い」という考えを突き詰めると、労働条件以外の基準(例えば、性別)についても公平さを求めるべきなのかという問いが生じうる。もし、こうした項目についても公平さを求めるとすると、連帯原理に基づく社会保険の根幹を揺るがすことになるだろう。この点についてフランス政府は、肉体的負荷の交渉を労使に委ねるなど慎重な態度を示すことによって、ひとまずこの「パンドラの箱」を開けないように配慮していたと評価されている²⁹⁾。

(3) 2つの「被保険者の分化」の意味するもの (1)、(2)で検討してきた政策は、2つの異なる局面 での被保険者の「分化」をめぐる動きととらえられる。つまり、(1)の個人の選択の自由の保障は、 年金受給開始時期についての個人レベルの分化を 推進する動きであり、(2)の肉体的負荷への配慮は、 被保険者集団内における寿命の違いに基づく分化 を認識し公平の観点からこれに対処する動きであ

る。こうした「分化」の動きは次のことを意味す

① 「リスク」の変化

ると思われる。

フランスに限らず多くの国では、老齢保険が導入された当初は、老齢保険がカバーするリスクは「老齢に達したこと」であった。フランスでは、老齢年金制度が導入された 20 世紀初頭の平均寿命は 50 歳前後であったのに対し³⁰⁾、1910 年の最初の強制的老齢保険の年金支給開始年齢は 65 歳に設定されていた³¹⁾。その後、年金の支給開始年齢は 60歳に引き下げられたのとは逆行して平均寿命は伸長し、現在では大部分のフランス人が年金支給開始年齢に達している。これは、まれなケースであるはずの老齢リスクの発生の頻度が著しく高くなったことを意味する³²⁾。

こうした動きを背景に、年金制度で重視される

ようになってきたのは、「老齢に達するか否か」ということではなく「老後の長さ」であるように思われる。それは、2003 年年金改革において、保険加入期間の引き上げの際に現役期間と受給期間との調整を図っていることからも窺われる。さらに、本稿で検討した仕事の肉体的負荷についての動きに照らすと、「老後の長さ」については「比較的長生きしないこと(短い老後)」が問題視されるようになってきている。従来は長寿のリスクが問題であったのが、リスクの変化と相俟って、現在では「比較的長生きしない」職業カテゴリーへの配慮を課題とするようになってきたといえる。

また、個人の選択の自由を重視する動きにより、 老齢のリスクの発生時期を個人が選択するように なった。これは偶発的であるべき保険事故の発生 について、個人の故意を介在させることを意味し、 老齢のリスクの不測性の欠落を意味する³³⁾。個人 が老齢のリスクの発生時期を選択することは、「老 後の長さ」を自ら調整・選択するようになったこ とを意味する。

② 連帯 (再分配)の再検討

被保険者における分化の動きは、老齢保険で機能する連帯(再分配)の再検討を迫るものと思われる。連帯の再検討を求める第一の要因は、「社会的公正の追求」である。つまり、これまで職業集団や性別の違いに起因する「個性・属性」を無視して均一な集団として取り扱ってきた被保険者集団において、職業や性別に基づく事実上の不平等を発見して被保険者集団内での分化を認識し、それを解消するために一定のグループを他のグループと区別して扱い、その両者間でなされてきたこれまでの「不適切な」連帯を適正化することが目指されてきた、と評価できよう。

第二の要因は、「個人の選択の自由」の保障に伴って現れた「保険数理的中立性」の要請である。これは、保険数理的に非中立な被保険者間の再分配

を否定すると同時に、ひとりの個人のなかでの所 得の分配を重視する動きへの転換を意味する。つ まり、個々人について拠出と受給とのバランスを 重視し、それを個人の選択に委ねることは、人生 においてどのように労働と余暇とを分配するか、 あるいは労働中に蓄えた所得をどのように余暇(老 後) に分配するかということについて個々人が主 体的に決定することを意味する。このことがまさ に個人の権利であるとの考えから年金受給におけ る個人の自由が唱えられたのであるが、このこと は年金がこれまでの労働で積み立てた蓄えとして の性質をより明確に持つようになることを意味す る。年金はリスクが発生した被保険者への共同体 における連帯の産物というよりは、個人のなかで の所得の配分としての面を強く持つものとして認 識されるようになってきたことを意味しよう。

Ⅳ 今後の改革の展望と日本への示唆

1 2008年改革への課題

2003年法では、2008年に再び年金改革を行うことを予定している。そこで以下では、2003年年金改革の実効性の評価と2008年に向けた課題を検討する。

(1) 保険加入期間の引き上げの実効性の確保

2003 年年金改革で行われた保険加入期間の引き上げは、現役期間と年金受給期間とのバランスをとるためのものであった。しかし、この改正の実効性には早くも限界が指摘されている。2003 年年金改革では、2020 年までに一般制度について 7 四半期(1.75 年)、公務員制度について 17 四半期(4.25年)の保険加入期間の引き上げを予定していたが、実際の平均受給開始年齢の延びは民間について約0.2年、公務員について約1.5年にとどまると予測されている³⁴⁾。このことの要因としては、①保険加入期間不足についての減率の引き下げが受給開

始時期を早めてしまう、②若年期から就労を開始 している労働者について60歳以下での年金受給開 始が可能となる、③60歳時に満額率の受給権を有 している被保険者は改革の前後を問わず60歳で引 退してしまう、④改革の有無にかかわらず、65歳 時に満額率のための保険加入期間を満たせない被 保険者はやはり65歳まで引退を待つことになる、 などがある³⁵⁾。①の減率の引き下げは、個人の選 択の自由の観点から導入された改正であり、個人 の自由と引退時期の引き上げというそもそも調和 しない理念がひとつの改革に共存していることに 問題の原因があると思われる。また、③と④の要 因については、60歳と65歳という年金受給におけ る年齢の設定が改革の実効性を阻害していると分 析されており、これらの年齢設定の再検討も行わ れよう36)。また、年金方針評議会によれば、保険 加入期間の引き上げの実効性を高めるためには、 高齢者雇用政策のさらなる充実が必要であり、こ の点の改革が今後進められていくことと思われる。

(2) 被保険者間の平等の保障

2003 年年金改革でも公正な取扱いは、重要な政策方針のひとつであったが、年金方針評議会は、2008 年改革についてもそのひとつの重要課題として被保険者間の平等の保障を挙げる。なかでも、①男女間の平等、②職歴に関する平等、③制度間の平等、④私的年金に関する平等、を優先課題として挙げている³⁷⁾。

①については、男女間の年金額の格差が主な問題である。この格差解消のために女性就労の促進が望まれるが、そのためには仕事と家庭の両立支援策も必要と認識されており、他方で、ドイツにならった年金分割などの政策も視野に入れた取り組みが求められている。②については、雇用の中断などの職歴上の問題を抱えている者の年金受給権の問題や、複数制度加入者についての公平の問題に取り組むべきとされている。③については、

公務員以外の特別制度については依然として優遇された取扱いが残っており、肉体的負荷へ配慮しつつ保険加入期間の引き上げが検討されよう。④については、2003年法により私的年金が充実し利用者も増加しているが、複雑な根拠条文の整理と、現役時の所得格差の再生産とならないようにより平等な私的年金へのアクセスの保障が望まれている³⁸⁾。

(3) 年金財政の展望

2003 年年金改革では、失業率の低下による失業 保険の保険料引き下げ分が老齢保険にまわされ財 政均衡が保てる、という展望を示していた。これ については早くから一部の論者においてこの予想 を疑問視する見方も存在していた³⁹⁾。2006年に提 出された年金方針評議会の報告書によれば、2005 年において 9.8%であった失業率が 2015 年までに 4.5%に低下し、それによって生じた失業保険の財 政余剰分を老齢保険に移転し、さらに公務員制度 に追加的財源を拠出しつづければ、公的年金制度 全体は 2020 年までは財政均衡が保てると予測され ている40)(表5参照)。しかし、これにはいくつか の条件がそろっている必要がある。第一に失業率 が 4.5%まで低下すること、第二に失業保険の財政 余剰が他の優先的課題(医療保険など)にあてら れないこと、第三に失業保険を管理運営している 労使が失業保険料の引き下げを行い、財政余剰分 を失業者の権利改善などのために使わないこと、 である41)。こうした不確定要素があるため、年金 方針評議会は支出の抑制のための取り組みも必要 であると指摘する⁴²⁾。

2 日本への示唆

フランスと日本とは、年金制度の体系や社会経済的背景が異なるため、フランスが近年実行してきた改革から日本の年金政策への示唆を引き出すのは難しい。しかし、本稿で特に注目した2003年

表 5 公的年金制度全体の財政予測(対 GDP 比)

(%)

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
公的年金制度の赤字 (財政補塡前)	-0.2	-0.8	-2.0	-2.8	-3.1
失業保険からの財政移転	0.0	+0.25	+0.8	+0.9	+0.9
公務員制度への追加拠出	+0.3	+0.6	+0.6	+0.6	+0.6
公的年金制度の赤字 (財政補塡後)	+0.1	0.0	-0.6	-1.3	-1.6

出所:Conseil d'orientation des retraites, Retraites: perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport), mars 2006, p.154.

改革における「被保険者の分化」をめぐる動きからは、日本の年金政策のあり方を検討するうえでのひとつの視点が導き出されよう。

日本の年金制度の最大の課題は財政問題であり、 2004年年金改革でも重点的に取り組まれていた。 しかし他方で、在職老齢年金制度の改正や65歳以 降の繰下げ制度の導入など、奇しくもフランスの 年金改革と類似した改正内容もそこには含まれて いた。日本のこれらの改正は、高齢者の就労継続 を阻害する要因を緩和し、就労に対して年金制度 をより中立的にするためのものであったといえる。 これには、年金財政の観点から高齢者雇用を促進 しようとする政策的意図もあると思われるが、そ の根底には「いつまで働くか」についての個人の 選択を尊重する考えもあると思われる。そうであ るとすると、フランスの個人の選択の自由につい て考察したように、日本で2004年に行われた改革 には、制度のあり方の変容に向かう理念が隠され ていたとも考えられる。今後こうした政策方針を 進めていけば、年金制度は、不測の老齢リスクに 集団的に備える制度から、労働による蓄えを個人 の選択によって老後の余暇に転換する制度へと変 わっていくのかもしれない。

またフランスでは、仕事における肉体的負荷を めぐって被保険者における連帯(再分配)の再検 討がなされていた。日本では今のところフランス ほど肉体的負荷の問題は顕在化していないが、「格 差社会」といわれる現代においては被保険者の分化という現象はフランスとはまた異なった形で進んでいるように思われる。すなわち、従来日本の社会保障制度が前提としていた雇用形態が崩壊していくなかで、低所得者など十分な年金を受給できない人々も増加し、これまである程度均一であった被保険者(特に被用者)について二極化が進行しているように思われる。このような分化に対し、年金制度内でどのような連帯を構築すべきかは今後の重要な課題になると思われ、フランスでの議論がひとつの手掛かりを提供してくれるだろう。

※本稿は、平成19年度(2007年度)科学研究費補助金・若手研究(B)(課題番号:19730042)の成果の一部である。

注

- 1) Conseil d'orientation des retraites, *Retraites : perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport)*, mars 2006, p.61. (以下, COR, Rapport 2006 として引用.)
- 2) 補足年金の代表的制度が、被用者のための幹部職員退職年金機構総連合会(AGIRC)と補足年金制度連合会(ARRCO)である. 1 階部分の公的年金と補足年金の総額の所得代替率(2000年)は、平均所得の非幹部職員について71.2%、平均所得の幹部職員については63.3%である(http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-75.pdf参照).
- 3) 高齢者連帯手当の財源は老齢者連帯基金 (FSV)

- がまかなっているが、この基金の主な財源は租税に類似した一般化社会拠出金(CSG)である.
- 4) http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?ref_id=NATFPS04611&tab_id=244 参照.
- 5) http://www.cnav.fr/1qui/f syst.htm 参照.
- 6) この計算式の下線部は,2003 年改革以前は 150 四 半期であったが,同改革により 160 四半期に引き 上げられた.
- 7) http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-75.pdf 参昭
- 8) Rapport de l'agent comptable sur les comptes 2005 (http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm) 参照.
- 9) 2003 年年金改革の概要については, 拙稿「2003 年 フランス年金改革と『個人の選択の自由』」法学 68 巻 3 号 (2004 年) 355 頁以下参照.
- Loi n°2003—775 du 21 août 2003, portant réforme des retraites, *J.O., Lois et Décrets*, 22 août 2003, p. 14310 et s.
- 11) Projet de loi portant réforme des retraites, *J.O.*, *Doc. parl*, Assemblée Nationale, n° 885 (2003), p. 4. (以下 Projet de loi n° 885 (2003) として引用.)
- 12) Projet de loi n° 885 (2003), p.5.
- 13) 2003 年年金改革の議論の時点では、2020 年には 167 四半期に達するだろうと予測されていたが、2006 年の INSEE の予測によると、寿命の延びが当初の 予想より小さいと見込まれることから 166 四半期 にとどまると考えられている(Conseil d'orientation des retraites, *Retraites: questions et orientations pour 2008 (Quatrième rapport)*, janvier 2007, pp. 114-115)(以下, COR, Rapport 2007 として引用).
- 14) Projet de loi n°885 (2003), pp.8-9.
- 15) 個人の選択の自由については、拙稿・前掲注 9) 論 文 363 頁以下参照.
- 16) Conseil d'orientation des retraites, Retraite: choix individuels et solidarité — Colloque organisé par le Conseil d'orientation des retraites le 17 octobre 2003 —, pp.8-9, 2003.
- 17) DUPEYROUX (J.-J.)(et al.), *Droit de la sécurité sociale*, 14° éd, 2001., p.602.段階的引退制度導入の経緯と制度の概要について, 森戸英幸「雇用法制と年金法制(3)」法学協会雑誌 110 巻 1 号 (1993年) 65 頁-68 頁参照.
- 18) Bonnin (V.), «Vieillissement et sécurité sociale», in La protection sociale face au vieillissement (Université de Poitiers, Collection de la Faculté de droit et des sciences sociales), 2004, pp.198-200.

- 19) Ib., p.201.
- 20) STRUILLOU (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit* social, novembre 2003, p.954.
- 21) *Ib.*, p.955.
- 22) Struillou (Y.), *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites), avril 2003, pp.8-9.
- 23) STRUILLOU (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : en attendant Godot?», *Revue de droit sanitaire et social*, juillet-septembre 2004, p.550.
- 24) Ib., p.548.
- 25) Ibid.
- 26) COR, Rapport 2007, p.40.
- 27) Struillou (Y.), «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit social*, novembre 2003, p.956.
- 28) Ibid.
- 29) *Ib.*, p.959.
- 30) フランスの平均寿命の歴史的推移については,全 国人口研究機関のホームページ(http://www.ined. fr/fichier/t_paragraphe/16754/paragraphe_img_ l_fr_graphoct.jpg) を参照.
- 31) 拙著『年金制度と国家の役割―英仏の比較法的研究』(東京大学出版会,2006年)174頁.
- 32) Kessler (D.), «L'avenir de la protection sociale», *Commentaire*, n° 87, 1999, pp.625-626.
- 33) Dupeyroux (J.-J.), «L'âge en droit social», *Droit social*, décembre 2003, p.1046.
- 34) COR, Rapport 2007, p.118.
- 35) Ib., p.119.
- 36) *Ib.*, p.122.
- 37) Ib., p.139.
- 38) *Ib.*, pp.140-159.
- 39) MOREAU (Y.), «La réforme des retraites du 21 août 2003: une étape importante dans un processus de long terme», *Droit social*, novembre 2003, pp.912-913.
- 40) COR, Rapport 2006, pp.151-154.
- 41) COR, Rapport 2007, p.167.
- 42) *Ib.*, p.169.

参考文献

Bonnin, V. 2004. «Vieillissement et sécurité sociale», in La protection sociale face au vieillissement (Université de Poitiers, Collection de la Faculté de

- droit et des sciences sociales), pp.187-222.
- Conseil d'orientation des retraites. 2003. Retraite: choix individuels et solidarité Colloque organisé par le Conseil d'orientation des retraites le 17 octobre 2003 —.
- Conseil d'orientation des retraites. 2006. Retraites : perspectives 2020 et 2050 (Troisième rapport).
- Conseil d'orientation des retraites. 2007. Retraites : questions et orientations pour 2008 (Quatrième rapport).
- Dupeyroux. J.-J.(et al.). 2001. *Droit de la sécurité* sociale, 14e éd.
- Dupeyroux. J.-J.2003. «L'âge en droit social», *Droit social*, décembre 2003, pp.1041-1046.
- Kessler. D.1999. «L'avenir de la protection sociale», *Commentaire*, n° 87, pp.619-632.
- MOREAU. Y. 2003. «La réforme des retraites du 21 août 2003: une étape importante dans un processus de long terme», *Droit social*, novembre 2003, pp.909-

916.

- STRUILLOU.Y. 2003. *Pénibilité et retraite* (Rapport remis au Conseil d'orientation des retraites).
- STRUILLOU. Y. 2003. «Pénibilité et réforme des retraites : rendez-vous manqué ou premier pas?», *Droit social*, novembre 2003, pp.954-959.
- STRUILLOU. Y. 2004. «Pénibilité et réforme des retraites : en attendant Godot?», *Revue de droit sanitaire et social*, juillet-septembre 2004, pp.548-559.
- 森戸英幸 1993「雇用法制と年金法制 (3)」法学協会雑誌 110 巻 1 号 pp.54-134
- 嵩さやか 2004「2003 年フランス年金改革と『個人の選択の自由』| 法学 68 巻 3 号 pp.355-381
- 嵩さやか 2006 『年金制度と国家の役割―英仏の比較法 的研究』東京大学出版会

(だけ・さやか 東北大学准教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランスにおける家族政策

清水 泰幸

■要約

フランスでは近年、出生率の向上が目覚ましく、日本においてもフランスの家族政策は注目を浴びている。フランスの家族政策は、その充実した家族給付に関心が集まる一方で、民法、労働法、社会保障法、税制など各種の要素が複雑に作用し合い、かつ、政策理念上の緊張関係が存在する中で発展を遂げてきた。2003年には、乳幼児期の育児関連給付について総合的な改革がなされ、家族生活と職業生活の両立支援、および、当事者の自由選択を促進する方向性が確認されている。フランスの家族政策を支える概念として、フランスの選択した、国家としての「中立性」は興味深い検討課題である。他方で、多子家庭を望まない人々や青少年期の子どもに対する支援が、新たな課題として浮かびあがってきている。

■ キーワード

家族給付、両立支援、育児休業、自由選択、所得税制

Ι はじめに

フランスにおいて 65 歳以上の高齢者が人口の 7 パーセントに達し、高齢化段階に達したのは 1865 年とされている $^{1)}$ 。2006 年には 16.2 パーセントに なったが $^{2)}$ 、高齢化の進行は先進国の中でも緩やかである。

フランスでは、1930年代には出生率の落ち込みが顕著になり、明確に人口政策に取り組み始めた。1932年3月11日法は、企業慣行から始まった家族手当を法定化し、また、1939年7月27日には家族法典が制定された。当時のフランスは、「家族単位の物質的福祉の増進」を図り、出生率の向上を目指したとされている³⁾。こうしたことから、フランスは、人口政策にいち早く取り組んだ国家として知られている。

さて、本稿で扱う「家族政策」をどのように定 義するかは、それ自体で困難な作業である。なぜ なら、社会政策において、家族的要素を全く含ま ないものは、むしろ少数であり、家族政策について述べることは、社会政策全般に言及することになりかねない⁴⁾。そこで、本稿で述べる家族政策について一応の範囲を画する必要が生じる。ときに、フランス会計院が2007年9月に示した社会保障財政に関する年次報告書⁵⁾を見ると、家族に対する公的支援を一応の家族政策と位置づけており、特に、①「子育て費用の公的負担」、および、②「職業生活と家族生活の両立」を現代のフランスの家族政策における重要な分析軸として設定している。そこで本稿では、この2つの軸を中心的な関心事として検討を進めていきたい。

以下では、まず、「職業生活と家族生活の両立」 の前提として、フランス労働法のもとで、出産休 暇、および、育児休業制度について概観する(Ⅱ)。 ここでは、被用者である父親や母親と、使用者と の関係を分析することが主眼となる。

次に、出産休暇、育児休業を支えている所得保 障の体系について検討する(Ⅲ)。本稿では、家族 給付(prestations familiales)に注目する。家族給付は、本来的には水平的な再分配を根本理念としてきた。しかし、1970年代以降に母子家庭などの貧困問題が顕著になるにつれて、次第に垂直的再分配の要素が取り入れられるようになった⁶⁾。近年の家族給付の動向としては、2003年の家族給付改革のもとで、乳幼児期の育児関連給付の見直しがなされ、家族給付は保育制度と密接な対応関係を持つようになった。

また、家族に対する財政的支援のもう1つの柱として、所得税の優遇措置が挙げられる。子どもの数が増加するほど所得税の負担が軽減され、フランス特有の所得税制として知られている、いわゆるN分N乗方式について瞥見する。

最後に、本稿のまとめとして、フランスにおける家族政策のこれからの課題、ならびに、日仏の家族政策の方向性の異同について考察を加える(W)。

■ 家族生活と職業活動⁷⁾

家族生活と職業活動の両立という観点から、主要な関心事となるのが、とりわけ出産・育児と労働との関係であり、妊娠・出産を理由とする解雇禁止と休暇・休業中の所得保障が課題となる⁸⁾。ここでは、これらの課題に対するフランスの取り組みを見ていこう。

なお、本項で参照する労働法典の条文は、遅くとも 2007 年末に一旦廃止されて、2008 年 1 月 1 日からは新たな労働法典に再編されることになっている 9 。

1 妊産婦に対する労働法上の保護と出産休暇

(1) 妊娠している被用者の労働条件

まず、被用者が妊産婦である場合の法的規制について概観する。

妊娠を理由とする採用拒否、研修上の不利益、

試用期間中の解約は禁止されている。また、被用者の意に沿わない配置転換を使用者が強制することも禁じられる。

ただし、妊産婦の健康上の理由による配置転換は、一定の要件のもとで許容される。妊産婦の健康状態から考えて必要のある場合には、使用者は被用者の配置転換をする場合がある。この申し出は、使用者、被用者のそれぞれから可能であるが、使用者からの申し出の場合には、被用者の同意が必要である。この配置転換においては、仕事を変更する医療上の必要性を産業医が証明すること、ならびに、新しい仕事が被用者の能力から見て妥当なものであることが要件となっている。また、当該配置転換は、賃金の減少をともなうものであってはならず、産後には可能となった段階で原職復帰が原則である。

使用者が配置転換の義務を負わなければならないのは、妊娠している被用者が毒性のある薬物を扱う業務にある場合、風疹などの感染症のおそれがあって免疫のない場合、深夜業に従事している場合である。

こうした配置転換につき、使用者が適当な職場を見つけられないときは、出産休暇(congé de maternité)の始期まで、労働契約は中断(suspendre)する。中断期間は、出産休暇の終了後 1ヶ月を超えてはならない。この間の所得保障は、出産保険の現金給付(後述)と同額の給付が疾病保険金庫からなされる。

さらに、妊産婦に対する雇用上の差別禁止について、労働法典は次のように規定している。まず、被用者は、自身が妊娠していることを使用者に伝える法的義務はなく、また、使用者は、被用者が妊娠しているかにつき調査すること、または、第三者をして調査させることは禁じられている。妊娠を理由とする差別が疑われる場合、訴訟においては、被用者側は事実上の差別の存在をうかがわせる要件を示せば足りる。これに対して、使用者

側は、妊娠を理由とする差別ではないとして、差別の疑いを払拭できなければ、被用者側の利益となる 10 。

(2) 出産·養子休暇

① 出産休暇 (congé de maternité) と養子休暇 (congé d'adoption)

出産休暇の期間は、産前6週間、産後10週間である。これは被用者が権利として取得できる上限であり、短縮することも可能である。これに対して、使用者は産前2週間、産後6週間は当該被用者を労働させてはならない。したがって、被用者の希望によって、最短8週間から最長16週間の間で出産休暇を取得できる。

生まれてくる子どもが家族にとって第3子以降となる場合や多胎出産の場合は、出産休暇は通常より延長される。例えば、3人目の子どもの出産の場合は、産前8週間、産後18週間の出産休暇を取得できる。出産時に母親が死亡したときは、産後休暇は父親に切り替えられて取得される。なお、出産に要するすべての費用は、疾病保険金庫から出産保険の現物給付として支給される11)。

養子休暇は、養子とする子どものうち、最初の2人は10週間、3人目からは18週間である。父母となる者の双方がそれぞれ取得できることになっており、11日間の延長が可能である。ただし、この延長分は、父母となる者がそれぞれに配分して取得しなければならない。

② 所得保障

出産休暇、あるいは、養子休暇を取得している間の所得保障としては、出産保険の現金給付がある。ただし、出産の予定日までに10ヶ月間の疾病保険の被保険者期間が必要である。給付額は、基礎賃金日額と同額である(下限日額8.39ユーロ、上限日額71.81ユーロ。2007年1月1日現在。以下同じ)。また、疾病保険金庫からの現金給付が従前の賃金を下回るとき、多くの企業が労働協約に

よって、不足分を補塡しているという12)。

なお、出産休暇や養子休暇を取得したことを理由とする解雇は禁止されている¹³⁾。

(3) 父親休暇 (congé de paternité)

現行の父親休暇は 2001 年に創設された。父親休暇について見ていくと、労働契約の種類や勤続年数にかかわりなく、法的に証明される父子関係にある男性のみが、父親休暇を取得できる。つまり、婚外子であっても、認知によって父子関係が成立すれば父親休暇を取得できるが、それ以外の者は取得できない。例えば、いわゆるシングルマザーの男友達が取得するということは許されない。休暇日数は連続した 11 日間、双子以上の場合は 18 日間である。

父親は、労働法典 L226-1 条に規定された家族休暇(congés pour événements familiaux)により、出産を理由として 3 日間の有給休暇を取得できるので、家族休暇と父親休暇を合わせて 14 日間の休暇を取得できる。

父親となる被用者は、使用者に対して、休暇の 始期の1ヶ月前までに父親休暇の取得を伝えなけれ ばならない。使用者は、この申し出を拒否できな い。父親休暇の期間中の所得保障としては、疾病 保険金庫から、出産休暇に対する給付と同額の給 付を受給することができる。

2 育児休業 (congé parental d'éducation) 制度¹⁴⁾

育児休業をするには、出産日までに1年以上の 動続年数が必要である。通知を受けた使用者は被 用者の育児休業の取得を拒否できない。育児休業 の期間は1年間であり、2度更新可能であるが、子 どもの3歳の誕生日の前日で終了となる。

育児休業を取得するには、原則として、出産休暇が終了する1ヶ月前までに使用者に対して通知しなければならない。書面での通知が一般的である

が、口頭での通知も有効であるとされている。つまり、書面という形式は、育児休業を開始させる 要件ではないと解されている。

育児休業制度といっても、この場合、2つの選択 肢があり、一方は、職業活動を完全に中断するも のであり、他方は、パートタイム労働に切り替え るものである。職業活動を完全に中断する場合は、 後述する保育アシスタントの業務を除き、いかな る職業活動もすることはできない。

パートタイムで労働を継続する場合は、週あたり 16 時間以上の労働に従事することが必要とされている。つまり労働時間が週 16 時間未満の場合は、パートタイム労働への切り替えは認められず、完全に休業することになる。

育児休業に関する被用者の法的地位について見ると、育児休業終了時には原職復帰が原則だが、賃金が同等の類似の仕事に配属される場合がある。しかし、この措置は、労働契約の変更をもたらすものではないとされている。また、育児休業の取得を理由とする解雇は無効だが、使用者側の経済的理由による解雇の場合は、それが育児休業の取得と無関係の場合、解雇は有効である。なお、有期雇用の被用者の育児休業については、休業期間中の契約終了は妨げられない。そのほか、育児休業中の被用者は、一定の社会保障を受給することができる。この場合、現金給付は認められず、現物給付に限られる。

最後に、勤続年数が足りないために育児休業を 取得できず、労働契約を解約することになった者 については、優先的に再雇用される地位が与えら れている。

3 看護休暇 (congé de présence parentale)

育児休業のほかに、子どもが病気になったときに取得できるのが看護休暇である。看護休暇は、被用者の子どもで20歳未満の者が、重い病気のとき、重度障碍となったとき、あるいは、大事故に

より常時付添・継続治療が必要となったときに取得できる。医師の診断書が必要とされるが、3年間で最大310日の取得が可能である。上記の要件が揃った場合には、申請を受けた使用者はこれを拒否できない。この間の所得保障は、家族手当金庫から支給される看護日額手当である(ひとり親の場合、日額47.02ユーロ。両親があるとき日額39.58ユーロ)。

なお、看護の期間が1日または数日間の短期の 場合には、48時間前までに使用者に通知すれば足 りる。

4 小括

以上に見てきたように、子どものために、被用者に認められている法定の休暇・休業のカタログは、日本のものに近いといえよう。ただし、育児休業は、日本では延長して最長で1年6ヶ月であるのに対して、フランスでは子どもが3歳になる前日まで認められること、ならびに育児休業終了時の被用者の原職復帰が法定されていることが大きな違いとして認められる。

IIIでは、家族給付について概観するとともに、 家族に対するフランスの税制上の優遇措置につい て見ていきたい。

Ⅲ 家族に対する経済的支援

ここではまず、フランスにおける育児支援の動向について触れておく。在日フランス大使館が発行している『フランスの統計資料 2007』^[5]によれば、2005年のフランスの合計特殊出生率は1.94であり、90年代に入ってから着実に回復してきた。

また、近年の保育所整備計画も注目される。フランスの保育所の受け入れ能力は、2003 年は約 20万人であったが、2002 年から 2008 年の間に、合計で7万 2000 人分の受け入れ能力の増強が図られつつある¹⁶⁾。また、2003 年には、8 億 5000 万ユーロ

の追加的財政支出をともなう家族給付改革がなされており 17 、出生率向上にかけるフランスの執念がうかがわれる。

1 家族給付の概要18)

家族給付については、フランス社会保障法典第5編に規定されている。同法典 L511-1 条によれば、家族給付は、9つの手当からなる。以下で見るように、家族給付は、(1)「一般扶養給付(prestations générales d'entretien)」、(2)「乳幼児養育給付(prestation d'accueil du jeune enfant: PAJE)」、(3)「特定目的給付(prestations à affectation spéciale)」の3つに分類されている。

家族給付における「子ども (enfant)」の定義は、年齢が 20 歳未満であり、1ヶ月の収入が最低賃金 (SMIC) $^{19)}$ 月額の 55 パーセントを超えない者である。また、家族給付の受給要件として、親も子どもも、フランス国籍を要求されない。

(1) 一般扶養手当

一般扶養手当は、子どもを持つことから生じる 日常的な費用に対して支援をおこなう。一般扶養 手当は、家族手当(allocations familiales)、家族補 足手当 (complément familial)、家族支援手当 (allocation de soutien familial)、ひとり親手当 (allocation de parent isolé)、からなる。

このうち、家族手当は、概念的には日本の児童手当に近い。2人以上の子どもを持つ家族に支給されて、子どもが2人の場合、給付月額は119.13ユーロ、子どもが3人の場合は271.75ユーロであり(いずれも、社会保障債務返済税(CRDS)課税後の金額。以下同じ。)、これ以降、子どもが1人増えるごとに152.63ユーロずつ加算される²⁰⁾。また、11歳以上の子どもには月額33.51ユーロ、16歳以上の子どもには同59.57ユーロの加算が規定されているが、家族において子どもが3人未満のときは、この加算は年長子には適用されない。このことは、

フランスの家族給付が「子どもが3人以上のとき に完全な形で支給される」と呼ばれる一端を表し ている。

家族補足手当は3人以上の子どもを持つ低所得な家族に対する給付であり、家族支援手当は、両親の一方または両方を失った場合に支給される。ひとり親手当は、母子家庭または父子家庭の最低所得保障のための手当である。これら3つの手当には、受給要件として世帯の収入上限額が定められている²¹⁾。

(2) 乳幼児養育給付

乳幼児養育給付は、2003 年家族給付改革によって創設されたものであり、それまでの産前・産後手当や保育費用補助を総合した給付である。この給付は、妊娠7ヶ月目に支給される出産特別手当(一時金で855.25 ユーロ)、養子手当、出産後の生後ゼロヶ月から3歳になる前月まで支給される基礎手当(月額171.06 ユーロ)が基本となる。養子手当は、2005 年の8月から給付額が倍増されて²²⁾、現在、1710.49 ユーロが一時金で支払われる²³⁾。

出産後は、上述の基礎手当に、就業自由選択補足手当 (complément de libre choix d'activité) あるいは、保育自由選択補足手当 (complément de libre choix du mode de garde) のどちらかを選択して、基礎手当に上積みする形で受給する。

家族生活と職業活動の両立について育児の場面で大括りに類型化すると、(a)職業活動を完全に停止、あるいは、パートタイム労働に従事して、子どもの保育は親自身がおこなうか、そうでなければ、(b)パートタイムないしはフルタイム労働に従事して、子どもについては保育を他人に委ねて、その保育費用の公的支援を受けるか、という、(a)あるいは(b)の間で選択することになる。ここで(a)を選択した場合に、育児休業中の所得保障となるのが就業自由選択補足手当である。

他方で、フランスでは所得階層ごとに子どもの

保育方法が固定化していたことが問題視されていた。このような事態の解消を目指したのが、保育自由選択補足手当である。フランスでは、3歳から就学前の子どものほぼ100パーセントが国民教育省管轄の幼稚園(école maternelle)に通っており、公立であれば費用は無料である。したがって、3歳未満の子どもの保育が他人による保育の主要なテーマとなる。

フランスにおける他人による保育は、ベビーシッター、認定保育アシスタント(assistante maternel agréée)の自宅での保育²⁴⁾、集団保育所(crèche collectivité)の大きく3つに分けられる。フランスの集団保育所の受け入れ能力は、3歳未満の子どもの15パーセント程度であり、また、都市部と農村部で人数あたりの施設数の格差が大きいなど問題を抱えている。これに対して、一般に人気のある保育方法は認定保育アシスタントによるものだといわれている。

保育費用については、集団保育所の場合は所得の約10パーセントになるように調整されるが、認定保育アシスタントの場合は、地方により差はあるが、子ども1人あたり月額500ユーロ程度とされている。これにより、裕福な家庭はベビーシッター、あるいは、認定保育アシスタント、それ以外の経済的に余裕のない家庭は集団保育所となるが、定員からあふれて集団保育所に入れなかった場合、親が自宅で保育にあたることになり、親は仕事を中断するか退職せざるをえなくなる。

そこで、親による保育か他人による保育かについて、そこには自由な選択がなされるべきであるという考えのもとに、就業自由選択補足手当が、他方で、所得階層によって保育方法が固定化された状態を解消するために保育自由選択補足手当が創設された。言い換えれば、自宅による保育か、あるいは、他人に預けるかという選択、さらに他人に預けた場合に、どのような保育方法を選べるかということについて、自由選択を保障すること

が 2003 年改革の主眼であり、公権力は家族の選択 について中立であることを示す意図があったので ある。

実際の給付額は、就業自由選択補足手当の場合、職業活動にまったく従事していなければ、月額359.67 ユーロを受給できる(基礎手当を受給していない場合は530.72 ユーロ)。パートタイム労働による収入がある場合は、手当は減額される。また、就業自由選択補足手当の支給期間は、子どもが1人のときは6ヶ月間、2人以上のときは、3歳の誕生日の前月までである。

なお、2006年7月1日から、3人以上の子どもを持ち、12ヶ月以内に育児休業を終了させるオプションを行使するときには、育児休業期間中に職業活動を行わないという条件のもとで、通常の就業自由選択補足手当と比較して、実に200ユーロを超える加算がなされ、月額587.9ユーロが支給される。早期の職場復帰を促進させる意図があるといわれている。

保育自由選択補足手当の場合は、子どもの数、年齢、世帯の収入などにより給付額が異なるが、一例を挙げると、子どもの数が3人で世帯の年収が44795ユーロ以下のとき、3歳未満の子どものために当該家族が保育アシスタントを直接雇用する場合、月額267.69ユーロが支給される。

(3) 特定目的給付

特定目的給付は、特定の事情に注目してなされる給付である。まず、障碍を持つ子どもに対する支援として特別教育手当(allocation d'éducation de l'enfant handicapé)、家族手当を受給している家族に対して住居の補助をする家族住宅手当(allocation de logement familiale)、看護休暇を取得したときの所得保障として看護日額手当(allocation journalière de présence parental: AJPP)、経済的に困窮する家庭に対して、公立あるいは私立の学校に学籍を置く子どもを対象にして、所得制限の

もとで支給される新学期手当(allocation de rentrée scolaire) がある。

2 所得税の優遇措置

(1) N分N乗方式とその論点

フランスの家族政策において見逃せないのが、 N分N乗方式と呼ばれる所得税の算定方法であり、 累進度の効果により多子家庭ほど低い税率が適用 されて、所得税が低額となる。

しかし、ここで留意しておかなければならない 点がある。フランスは付加価値税の発祥の国であ り、その税制は間接税を主体としている。直間比 率は 2004 年の数値で直接税 38.3 パーセント(その うち、法人税が 15.3 パーセントを占める) に対し て、間接税 61.7 パーセントである²⁵⁾。したがって、 所得税において家族の規模に関連づけた累進度の 高い税制を採用しているとしても、その意義につ いては安易に日本と比較されるべきではない。

さて、N 分 N乗方式について見ていくと、この方式では、家族を課税の単位と見なして、家族の総所得額を「家族係数 (quotient familial)」で除して、この家族係数 1 あたりの所得額とそれに適用される税率によって、家族係数 1 あたりの所得税を計算し、再び家族係数で掛け戻す。このようにすることで家族に課税される所得税額が求められる 26 。

家族係数とは、核家族家庭の例で考えると、父親、母親は、それぞれ1とカウントして、子どもは0.5とカウントする。ただし、第3子以降は子ども1人あたり1とする。両親と子ども1人の家族であれば、家族係数は2.5となり、子どもが3人であれば家族係数は4となる²⁷⁾。家族係数が大きければ、その家族の所得を家族係数で割った値は小さくなり、そこにかかる税率は累進的に低下する。そうして計算した課税額に家族係数を掛け戻せば、家族の所得税は低くなる。このように、大家族であるほど所得税額が低くなるか、場合によっては、

非課税となる。ヨーロッパ諸国では子育て費用に関して課税対象所得から一定の控除をする方式が主流の中で、フランスのみが独自に、1948年にこのような所得税制を採用した²⁸⁾。

さて、この家族係数を所得税の算定に用いることの是非については、フランス国内でも長年にわたる対立が続いている。端的にいえば、課税単位を家族とするか、個人とするかを巡る論争である。以下にそれを紹介しよう²⁹⁾。

まず、課税単位を家族とすることに賛成する立場は、家族の成員をそれぞれ消費の単位とみなし、家族構成を考慮した税制を主張する。すなわち、家族主義者や多産主義者の掲げる家族政策の一環として、生活水準の維持に配慮した課税原則の正統性が強調される。例えば、ある家族に新たな出産があれば、家族の成員は増えるが、稼働所得は増えるわけではない。そうすると、家族全体の生活水準が低下する恐れが生じる。しかし、水平的再分配の論理からすれば、子どもの誕生による生活水準の低下は避けるべき事態である。ここで「釣り合い」をとるのが家族係数であり、家族係数は、大家族に対する恩恵と位置づけられるべきではなく、公平な税制を担保するシステムであるとされる300。

これに対して、課税単位を個人とする立場は、 扶養にかかる費用を、所得のある者の課税対象所 得から個別に控除すれば十分であるとし、また、 個人主義の本旨から、そうでなければならないと する。つまり、家族の扶養というコストが生じる としても、個人単位で減税の効果をもたらせばよ いということになる。

ここでの論拠としては、カップルの生活、および、子どもを持つということは、「私事」であって、公権力が恣意的に介入すべき領域ではないということ、および、国家は個人のライフスタイルについて、中立を守らなければならないことが挙げられる。

具体的には、社会は、子どもの扶養の基礎的費用についてのみ関心を持つべきであり、それ以外の私的な選択に属するコストについては関知すべきではないというのである。そして、再分配の必要があるのなら、垂直的再分配こそ重視されるべきであるとする。

(2) 国家の中立性の考え方

上で見てきたような論争の背景には、大きく分けて3つの論理が存在する³¹⁾。それらを見ていくことで、家族と国家の関係について、その考察を今少し深めていきたい。

第一に、家族係数を支持する主要な論拠として 挙げられているのが、人口再生産のために十分な 出生数を確保するのは社会の関心事であり、かつ、 一般利益であると位置づけるものである。ここで は、子どもの誕生により当該家族の生活水準が低 下するのであれば、それを防止することについて、 国家の介入は正当化される。そのため、それぞれ の家族は異なる所得を持ち、実際の生活水準はさ まざまであるとしても、そこでの子育て費用は、 一応、家計に対して相対的なものとして算出され、 そこに対して部分的な支援を与えるのが家族係数 であるとされる。

第二に、個人主義的な立場からは、国家の実施する家族政策は、平等主義に従うのならば、誰もがその利益を享受できなければならないとする。つまり、子ども1人には、子ども1人分の家族政策の利益が等しく与えられなければならないとするものである。この論理からすれば、すべての子どもを対象とした家族給付こそが実施されなければならず、現在のように、親の収入や家族内の子どもの数など、受給要件において多様化した家族給付は一本化されなければならないことになる。

この論理は、家族の規模などについて、国家は 干渉してはならないということに帰結する。大家 族を望まない人々を国家は冷遇してはならないと いう意味で、さらに、子ども1人に対して、等しく1人分の支援を提供するという意味では説得力があるだろう。

第三に、垂直的な再分配に、より注目すべきとする立場である。すなわち、資源配分の効率化であり、裕福な家庭の子どもには国家は支援を与えず、貧困な家庭の子どもにこそ、手厚い支援を提供するべきであるとする。この考え方は、現在の所得要件を備えた家族給付と論理的整合性を見せる。

以上のような3つの論理は互いに相容れない面を持ちつつも、現在のフランスの家族政策は、これら3つの論理の複合体と評価するのが妥当といえるであろう。

税制に関するフランスの「中立性」の選択は、1948年の家族係数の導入であった。すなわち、フランスは、家族の規模という観点からの「中立」を選択したといえる³²⁾。現在でも、N分N乗方式の所得税制について大きな改革がなされていないことを考えると、選択された「中立性」は、今なお支持を得ているものと思われる。

Ⅳ おわりに

フランスでは19世紀中盤にはドイツとの国力の関係が深刻な問題となり、20世紀初頭には、人口構造の高齢化が意識されて多産奨励がなされてきた。しかし、かつての家族政策の理念的根拠が現代のフランスにおいても妥当するという見方は、やはり無理があるだろう。

近年のフランスでは、「子どもが何人欲しいか」という質問に対して、平均して3人弱という回答が返ってくるという³³⁾。このことは、家族が快適かつ豊かに生活するには、子どもは3人が適当という観念が経験的に得られていることを示しているとも考えられる。そして、現在のフランスの家族政策は、「子どもを3人持つには、どのようにす

れば実際に持てるようになるか」というところに 重点をおいているように思われる。したがって、 日本において、少子化対策のために家族政策を充 実させようとする機運とは文脈において「ずれ」 があると考えられる。あるいは、それぞれの家族 政策は、まったく異なるものとして位置づけられ るべきかもしれない。

日本において、カップルは、快適かつ豊かな生活のイメージとして、どのようなものを描いているだろうか。2007年に内閣府がおこなった「社会意識に関する世論調査」³⁴⁾において、「理想の子どもの数」として3人と回答したのは51.6パーセントであったが、「持てる子どもの数」で3人と回答したのは実に26.1パーセントと半減してしまう。「持てる子どもの数」で2人という回答は44.4パーセントであり、現実問題として家族生活のイメージを形成する段階では、「子どもは2人」ということになってしまうようである³⁵⁾。

フランスでは「子どもを3人持ちたい」という カップルの希望と、現在進行している家族政策と の間に一定の合致が存在することが、出生率の向 上として表れているのではないだろうか。

また、これまであまり議論されてこなかったが、 日本の少子化対策が、家族に対する中立性を保て るかについて、今後は、より精密に検討されなけ ればならないだろう。少子化対策を推進する中で、 大家族の形成を望まない人々を冷遇することは、 個人のライフスタイルに対する干渉となりうる。 「家族」という本来的には私的な属性を持つものに 対して、国家がどのようにかかわっていくのか。 まず、その点から考えていく必要があるのではな いだろうか。

フランスの家族政策における今後の課題としては、青少年期の子どもに必要とされる追加的な費用において、乳幼児向けの給付と比較して脆弱な支援しかなされていないことが指摘されている³⁶⁾。こうした評価は、乳幼児期の給付を充実した反面

から現れるものであると考えられる。確かに、出 生率が向上しても、その数年後に続くのは、青少 年期にある子どもの支援であり、さらには若年者 層の雇用の確保へと課題は連なっていく。

このように考えると、家族政策は、出生率の上 昇をもって成功と評価されるべきではない。子ど もから大人になることについて、長期的展望を持っ て家族を支援するという社会的コンセンサスを形 成することにこそ、家族政策の意味があるのでは ないだろうか。

注

- 1) 藤井良治「総論 ——フランスの社会保障体系」 藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障 6 フランス』 5 頁
- 2) 在日フランス大使館『フランスの統計資料 2007』 15 頁。同資料は,在日フランス大使館ホームページ(http://www.ambafrance-jp.org/)よりダウンロードできる。現在のところ,2004 年版から 2007年版が利用可能である。
- 上村正彦「家族給付制度」前掲注(1)164頁~165百
- 4) こうした問題に触れる,最近の論文としては,木下裕美子「家族政策の日仏比較に関する基礎的研究 ——フランスの親保育所の存在——」Cosmica,京都外国語大学紀要(2006年)36号39頁がある。
- 5) Cour des comptes, *La sécurité sociale Septembre* 2007, La Doc. Fr,2007.
- 6) 第二次大戦後の家族給付の発展過程,および,現在の家族給付の体系については,さしあたり,清水泰幸「フランス家族給付制度の現状 ――育児関連給付に関する改革を中心に」労働法律旬報2006年9月上旬号(No 1607)16頁,および,その訂正記事(同2006年9月下旬号(No 1608))を参照されたい。
- 7) この部分の記述の多くは, Diane Rousseau *et al, Mémo social 2007*, Édition Liaisons を参考にした.
- 8) Jean Pélissier et al, Droit du travail, Dalloz, 2006, p. 440
- Ordonnance nº 2007-329 du 12 mars 2007, JO du 13 mars 2007.
- 10) 労働法典 L122-25 条. しかし, こうしたことが法

文に規定されるのと現実とは別のこととされる。 Pélissier op. cit, p. 440.

- 11) 社会保障法典 L331-2 条。
- 12) Diane Rousseau et al, Mémo social 2007, p. 691.
- 13) 労働法典 L122-25-2 条。
- 14) この訳語について、congé という単語に忠実であるなら「休暇」と訳すべきだと思われる。「休業」とは、債務(この場合は労働者による労務の提供)の履行不能に注目しており、日本の育児介護休業法でもそのような構成が見られる。

「休暇」については、「労働者からの請求により労務の提供の債務を消滅させた日」と定義できそうだが(菅野和夫『労働法 第7版』(弘文堂、2005年)215頁、239頁、浅倉ほか『労働法 第2版』(有斐閣、2005年)223頁などを参照)、育児介護休業法の中の「看護休暇」など、現実には、「休業」と「休暇」の違いは判然としない。本稿では実質的には「休業」であっても、短期のものについては、「休暇」と称することにする。

- 15) 前掲注(2) を参照。
- 16) 在日フランス大使館ホームページ, http://www.ambafrance-jp.org/article.php3?id_article=478 より.
- 17) A. Rozan, La création de la prestation d'accueil du jeune enfant, *RDSS*, 2004, p.182.
- 18) 紙幅の都合上,家族給付全体について解説することは不可能であるので,前掲注(6),および,現在の支給額などについては,http://www.caf.fr/catalogue/などを参照されたい。
- 19) 全産業一律スライド制最低賃金 (salaire minimum interprofessionnel de croissance) のことであり, 消費者物価に合わせて改定される最低賃金を指す。 2007 年下期の 1 時間あたりの金額は 8.44 ユーロである.
- 20) 2007 年 12 月 31 日までの金額である。なお,2006 年 12 月 21 日法によって,両親が離婚した場合の 家族手当の支給方法が定められ,両親のもとに交 互にある場合は,デクレの定める要件のもとで家 族手当の分割ができるようになった。
- 21) この事実から、垂直的再分配を意識した手当であると解される。
- 22) 前掲注(16) を参照。
- 23) 出産特別手当および基礎手当には、受給要件として、子どもの数に応じた年収の上限額が定められており、これを超えると受給できない。しかし、約90パーセントの家族は受給できているようであ

る.

- 24) 日本ではなじみが薄いが,県の認定を受けた認定 保育アシスタントの自宅に親が子どもを連れて行 き,子どもはそこで保育を受ける。認定保育アシ スタントが同時に受け入れ可能な子どもの人数, 保育場所の広さなどは,行政から監督される。
- 25) 前掲注(2) 144 頁.
- 26) 詳細については、矢野秀利「財政制度と社会保障 財政」藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障 6 フ ランス』 63 頁以下を参照。
- 27) 実際の計算例については、藤井威「出生率は回復できる<上> ――生活実感で見るフランスの育児政策」中央公論 2007 年 3 月号 236 頁~237 頁が参考になる。この論文の中では、グロスの所得が年 42000 ユーロで家族係数が 2.5 のときの所得税額が 1500 ユーロなのに対して、家族係数が 3 になると所得税額は 840 ユーロにまで減額される例が紹介されている。なお、同<下>は、2007 年 4 月号 172 頁以下に掲載されている。
- 28) Cour des comptes, op. cit, p. 346.
- 29) Jacques Commaile *et al, La politique de la famille*, Édition La Découverte, 2002, p.88.
- 30) 例えば、住環境を例にとっても、多子家族の住居 コストは、子どものない家族や少ない家族よりも 高くなる。
- 31) Cour des comptes, op. cit, p. 344, Commaile *et al*, op.cit, p. 90.
- 32) Cour des comptes, op. cit, p.346.
- 33) 前掲注(2) を参照。
- 34) http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shakai/index.html
- 35) ちなみに、日本における公的教育支出は、GDPに対する比率でも、一般財政に占める割合でも、先進国の中で低い水準に留まっている。この傾向は高等教育において、より顕著に表れている。文部科学省『教育指標の国際比較 平成17年度版』59、62頁を参照。
- 36) Cour des comptes, op. cit, p.366.

参考文献

注で掲げたほかに,

Jean-Jacques Dupeyroux et al, Droit de la sécurité sociale 15°éd, Dalloz, 2005.

http://www.legifrance.gouv.fr/

伊奈川秀和『フランスに学ぶ 社会保障改革』(中央法規,2000年)。

小島宏「フランス語圏における出生動向と家族政策」 人口問題研究 50 号 2 巻(2003 年)1 頁。

(しみず・やすゆき 福井大学准教授)

特集:フランス社会保障制度の現状と課題

フランスの失業保険と雇用政策

松村 文人

■要約

本論文では 1990 年代以降のフランスの失業保険制度および雇用政策措置の状況について検討する。フランスの雇用政策のあり方は、雇用復帰への金銭的奨励策と労働コストの削減策という 2 つの政策の導入により、1990 年代半ばを境に新たな段階に入ったと考えられる。失業保険制度は、PARE (雇用復帰支援政策)の導入によって政策の重点を失業後の所得保障から雇用復帰のための求職支援に移すことになった。雇用政策面では、職業訓練や補助金付き雇用のような伝統的な雇用措置の比重が低下しているのに対し、低賃金層を対象に企業の社会保障費負担を軽減して経営者に対して雇用を促す社会保障費負担軽減策の重要性は増している。日本では、フランスのような失業保険制度の改定や社会保障費負担の軽減措置は当面課題として意識されてはおらず、可能性について理論的な研究を行うところから出発する必要がある。

■ キーワード

失業保険、雇用政策、労働市場政策、フランス、社会保障

| はじめに一雇用政策の転換

本稿の課題は、1990年代以降のフランスにおける失業保険制度および雇用政策措置に関する新たな状況を概観することである。ヤニク・ローティの『新たな雇用政策』(2006年)によれば、フランスの雇用政策のあり方は1990年代半ば以降、「雇用復帰への金銭的奨励策」と「労働コストの削減策」(L'HORTY 2006, p.3)という2つの新たな政策の導入によって根本的に転換することになった。

前者の「雇用復帰への金銭的奨励策」とは何を 意味するのか。1980年代までのフランスの失業対 策の1つの力点は、中高年や3歳以下の子供を持 つ女性のような特定の労働力を労働市場から撤退 させるところに置かれてきた。ところが、1990年 代半ばになると早期退職奨励措置は後退し、逆に 雇用復帰の奨励と雇用復帰がもたらす成果が注目 されるようになった。失業手当の支給率を支給期 間に応じて下げる逓減給付の仕組みが導入されたのち、最低賃金の継続的な改善や雇用復帰手当の設置があり、失業手当と賃金の加算も認められるなど、金銭により雇用復帰を奨励する方向性が強まった。失業保険制度そのものは、2001年に「雇用復帰支援政策」PARE (Plan d'aide au retour à l'emploi)の導入によって大幅に改定された。失業手当は「雇用復帰支援手当」ARE (allocation d'aide au retour à l'emploi)となり、定期面談の基礎となる求職者一人一人に関する「個別行動計画」PAP (projet d'action personalisé)が作成され、積極的に求職活動を行わない失業者には失業手当の削減措置を採ることが規定された。

後者の「労働コストの削減策」とは、低賃金層を対象に企業の社会保障費負担を軽減し、経営者に対して採用を促す雇用政策措置を指している。 社会保障費負担の軽減は、1993年にバラデュール保守内閣が経営者に対して家族手当の負担軽減を 実施したのが初めであり、それ以降2005年までの 間に、ジュペ保守内閣による医療保険の負担軽減、 ジョスパン左翼内閣による週35時間労働制支援 (オーブリ法)、フィヨン保守内閣による一般的軽 減措置など、計8回にわたって実施されてきた。 ここで本稿が対象とする「雇用政策」の定義にふ れておく必要がある。雇用政策支出はこれまで、 「消極的支出」(dépenses passives)と「積極的支出」 (dépenses actives) に分けられてきた。消極的支出 とは失業手当や早期退職奨励措置への支出を指し、 「積極的支出」とは職業訓練や補助金付き雇用など への支出を指している。これらの合計が雇用支出 とされてきたのであるが、1990年代に開始された 労働コスト削減をねらいとする「社会保障費負担 軽減措置 | はこれとは別の支出項目とするのが一 般的であり、現在では雇用政策支出全体の4分の 1に達している。これに対し、早期退職奨励措置は ほとんど姿を消し、職業訓練や補助金付き雇用の 比重は低下している。

1990年代以降の雇用政策は、主に低技能・低所

出所:INSEE データより作成。

得の労働者を政策対象に位置付けて、労働供給側 (労働者)、労働需要側(企業) 双方への助成金あ るいは負担軽減を通じて雇用への復帰や就業の継 続を促すことをねらいとしている。雇用復帰への 金銭的奨励策の対象は労働者であり、社会保障費 負担軽減策の対象は企業である。

本稿では、まず失業保険制度を見た上で、次に 雇用政策措置を検討し、最後に日本の政策への示 唆に言及する。

\blacksquare 失業保険

本節では失業保険について述べる。フランスの 失業の現状を見たのち、失業保険制度の歴史、現 行制度の概要、新たな制度の効果について検討す る。

失業の現状

図1は、1970年から2007年までの失業者数と失 業率の推移である。失業者数は1975年に100万人

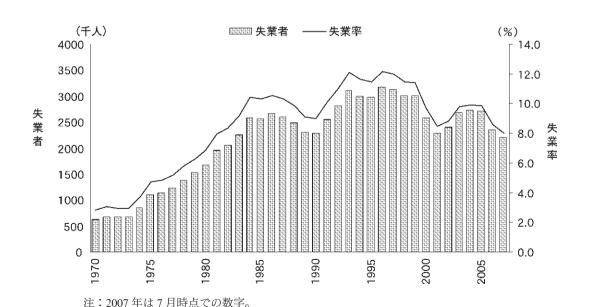


図1 フランスの失業者数と失業率の推移(1970年-2007年)

台を超えたのち急増し、80年代半ばに200万人台の後半に達し、失業率で10%を超えた。1990年前後のバブル期に失業者はいったん減少したが、その後再び増加して93年に300万人、率で12%を突破し、90年代後半は300万人台、11~12%で推移した。失業者が再度減少するのは90年代の末であり、2000年代前半の再上昇を経て、2005年より景気回復の中で急速に雇用が改善している。2007年7月時点で失業者は220.6万人、失業率で8.0%まで低下している。これは、失業者数、失業率どちらで見ても1980年代初期以来20数年ぶりの低水準である。

しかし、失業データを仔細に見ると、フランスの失業構造が変化したとは必ずしもいいがたい。表1のように、失業率を性別に見ると、2007年7月で男性7.4%、女性8.7%である。女性の失業率はここ20年間でかなり改善され、1980年代と比べ

れば男女間の失業率の差はかなり縮小したといえ る。しかし、年齢別に見ると、25歳未満の若者の 失業率は 2007 年で 21.0%と依然として高い水準に ある。職種別に見ると、2005年で労働者が12.5%、 一般事務職が10.3%と高く、学歴別に見ると、高 学歴層(大卒・院卒・グランゼコール卒)の失業 率上昇が注目されるとはいえ、これまでと同様に 低学歴層(学歴なし・義務教育修了)が2005年で 15.0%と高い水準にある。また、失業期間で見ると、 1年以上失業している長期失業者の割合は1990年 代にやや減少したとはいえ、その後再び増え、2005 年で42.5%ときわめて高い水準にある。失業の理 由では、自己都合退職(6.5%)や経営側の都合に よる解雇 (28.1%) が減り、かわって CDD (期間 の定めのある契約)¹⁾や派遣 (intérimaire) のような 有期雇用の期間終了 (39.4%) が一貫して増える傾 向にある(かっこ内は2002年の数字)。このよう

表 1 フランスの失業の構造

	1975年	1985年	1995年	2005年	2007年7月
●失業者数(万人)	91.2	149.2	293.1	271.7	220.6
●失業率 (%)	4.1	10.2	11.6	9.8	8.0
性別					
男性	2.9	8.4	9.8	9.0	7.4
女性	6.1	12.7	13.8	10.8	8.7
年齢別					
25 歳未満	9.1	23.2	23.2	21.4/24.6	21.0
25 歳~49 歳	2.9	7.7	10.6	8.0/10.4	7.2
50 歳以上	2.7	7.0	8.1	6.6/7.2	5.3
職種別					
管理職・高度知的職種	1.7	2.9	5.0	4.9	-
中間職(職長・テクニシャン等)	2.1	4.5	6.7	5.5	-
一般事務職	4.5	10.8	14.7	10.3	-
労働者	4.1	13.7	14.2	12.5	-
学歴別					
学歴なし・義務教育修了	_	11.9	16.5	15.0	-
職業教育修了 (CAP·BEP)	_	9.8	10.7	9.3	-
大学入学資格(Bac)	_	6.6	10.1	9.2	_
大学一般教育課程修了(Bac+2)	_	3.4	7.4	6.6	_
大卒・院卒・グランゼコール卒	_	3.3	6.9	7.0	-
●長期失業者(1 年以上)の割合(%)	16.7	46.8	39.5	42.5	-

注:2005年の失業率・年齢別データは、左が男性、右が女性。平均は不明。

資料:INSEE データより作成。

に失業構造は基本的に変化したとはいえず、若者 の失業と長期の失業が依然として深刻であり、有 期雇用の期間終了による失業が増えつつある。

2 失業保険制度の歴史

失業保険はフランスでふつう Assurance chômage と呼ばれる。失業保険制度は労働組合中央組織(ナ ショナルセンター) と経営者団体が締結する全産 業を対象とした団体協約に基づいて管理・運営さ れている。労使自治による管理・運営がフランス 失業保険制度の大きな特徴といってよい。管理・ 運営は、「全国商工業雇用連合 | UNEDIC (Union Nationale pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce)と UNEDIC が統括する県ごとの「商 工業雇用協会」ASSEDIC (Associations pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce) によっ て行われている。UNEDIC の会長には労使全国組 織メンバーが2年ごとに交互で就く。また、職業 紹介は ASSEDIC ではなく、「公共職業安定所」 ANPE (Agence Nationale pour l'Emploi) が行っ ている。職業紹介機関と手当支給機関が分離され ているのもフランスの特徴である。

現在の失業保険制度は、1958年12月31日の団体協約に基づいて創設された。同協約は第5共和制初代大統領に就任したドゴールの圧力の下で労使全国組織が締結したものであり、これにより失業保険制度にあたる「全国商工業全職業的失業者特別手当制度」(régime national interprofessionnel d'allocation spéciales aux travailleurs sans emploi dans l'industrie et le commerce) が設けられ、既存の公的扶助制度に接続された²⁾。

失業保険制度の改定が繰り返されたのは、高度成長が終わり失業が増え続けた1970年代後半から1980年代前半の時期においてである。1979年3月27日の協約では、失業増大を背景に、公的扶助と失業保険が統合され制度全体を失業保険で運営する仕組みができた。1982年には史上初めて労使交

渉が合意に至らなかったため、失業手当額と拠出率の改定はミッテラン政権(左翼)の手で同年11月24日の政令によって実施された。1984年2月24日の協約では、失業手当が切れた失業者に国から手当てを支給する「連帯制度」(régime de solidarité)が設けられた。保険料に基づく失業手当と長期失業者などを対象とする連帯手当の二本立ての仕組みは現在も存続している。1980年代以降は失業財政の悪化に対応するため、労使合意によって拠出率と労使分配率の改定が繰り返された。改定は、1982年、85年、88年、90年、91年、92年、93年、97年に行われた(ただし失業者が減った90年は拠出率が引き下げられた)。

1990年代前半の制度改定で重要なのは、支出抑制のため1992年7月18日の協定により手当の逓減給付の仕組みが導入され、翌年「単一逓減手当」AUD (allocation unique dégressive)が創設されたことである。これにより給付期間が大幅に短縮され、支給期間に応じて支給率が最高17%まで低下することになった。

1990年代半ば以降になると、雇用政策が雇用へ の早期復帰を奨励する方向に転換し、その中で失 業保険制度も大幅に改定された。雇用政策の転換 そのものは、OECD の 1994 年雇用戦略や EU の 1997年雇用戦略がすでに提起していたものである。 フランスの労使代表は、2001年1月1日、雇用復 帰支援政策 PARE に関する交渉において合意に達 し、「雇用への復帰支援と失業手当に関する協約」 を締結した。PARE の導入により、求職者一人一 人について雇用復帰を目的とする PAP (個別行動 計画)が作成され、これに基づいて求職者との定 期的な面談を行う仕組みが設けられた。また、積 極的な求職活動を行わない失業者に対して手当を 削減する措置や、雇用復帰の際に給付される雇用 復帰手当が設けられた。同時に、労使は失業手当 の逓減原理の廃止で合意した。これは PARE が雇 用復帰を早め失業期間を短縮して財政によい効果 をもたらす可能性があり、逓減原理廃止に伴う支出の増加を償うことが可能であると考えられたためである。さらに 2006 年 1 月 18 日の協約では、早期の雇用復帰支援措置の強化などが規定された。 2007 年 7 月 1 日現在の拠出率は 6.4%であり、使用者負担が 4.0%、労働者負担が 2.4%である。

3 失業手当制度の概要

失業手当制度は、失業保険に基づく失業手当と、 失業手当が切れた長期失業者などに国から支給さ れる連帯手当の二本立てである。

(1) 失業手当

失業手当には表 2 のように多くの種類があり、制度は複雑である。例えば、最も代表的な失業手当である「雇用復帰支援手当」ARE (allocation d'aide au retour à l'emploi)、2001 年制度改定以前の手当であり新制度を選択しなかった者に支給される「単一逓減手当」AUD (allocation unique dégressive)、年金支給条件である 40 年の加入期間を満たしている高齢者に支給される「高齢者失業

手当」ACA (allocation chômeurs âgés、廃止済み)、評価・指導を受け再就職のための訓練を受ける権利を認められた者に支給される「訓練・再就職手当」 AFR (allocation de formation-reclassement、廃止済み) などである³⁾。

この中で大部分の失業者に支給されているのは ARE (雇用復帰支援手当)であり、失業手当といえば事実上これを指すため、ここでは ARE の仕組みについて説明する⁴⁾。ARE の受給は、非自発的に仕事を失い次の条件を満たしている場合に認められる。

- ① 雇用契約の終了前22か月間に少なくとも6か 月間雇用者として働いた
- ② 求職者として登録しているか、あるいは「個 別雇用復帰計画」(projet personalisé d'accès à l'emploi)に登録された職業訓練活動を終えて いる
- ③ 効果的かつ持続的な方法で仕事を探している
- ④ 60歳以下である
- ⑤ 肉体的に仕事をするのに適している
- ⑥ 失業手当制度の適用領域に属する地域に居住

表 2 失業手当と連帯手当(2007年)

失業手当

- ●雇用復帰支援手当 ARE (Allocation d'Aide au Retour à l'Emploi)
- ●単一逓減手当 AUD (Allocation Unique Dégressive)
- ●高齢者失業手当 ACA (Allocation Chômeurs Agés)
- ●訓練・再就職手当 AFR (Allocation de Formation-Recalssement)
- ●雇用復帰支援・訓練手当 ARE Formation (Allocation d'Aide au Retour à l'Emploi Formation)
- ●訓練終了手当 AFF (Allocation de Fin de Formation)
- ●個別再就職協約 CRP (Convention de Reclassement Personalisé)
- ●職業移行手当 ATP (Allocation de Transition Professionnelle)

連帯手当

- ●連帯特別手当 ASS (Allocation de Solidarité Spécifique)
- ●統合手当 AI (Allocation d'Insertion)
- ●待機一時手当 ATA (Allocation Temporaire d'Attente)
- ●連帯特別・訓練手当 ASS Formation (Allocation Spécifique de Solidarité Formation)
- ●退職相当手当 AER (Allocation Equivalent Retraite)
- ●定額手当 AF (Allocation Forfaitaire)

出所:http://www.assedic.fr より作成。

している

⑦ 季節労働者ではない

雇用喪失は、①経営者が決めた解雇、または中小企業を対象に試用期間を2年まで延長できる「新雇用契約」CNE(contrat nouveau emploi)の打ち切り、②経済的理由による雇用契約の解除のように非自発的なものに限定されている。

手当額は、①基準日額 SJR (salaire journalier de référence) の 40.4%+固定部分 (2007 年 7 月 1 日 時点で 10.66 ユーロ、毎年 7 月 1 日改定)、② SJR の 50.7%、この 2 つのうちの高い方である。ARE の日額は 26.01 ユーロを下回ってはならないが、同時に SJR の 75%以上であってはならない。つまり ARE は SJR の 50.7%以上 75%以下の範囲である。支給期間は、表 3 のように 2006 年 1 月 18 日以降締結された雇用契約では、7 か月、12 か月、23 か月、36 か月の 4 コース(filières)がある。支給期間は最長で 3 年である。支給期間の決定条件は、①雇用契約終了時の年齢、②失業保険への加入期間、③雇用契約終了日、以上の 3 つである。

(2) PARE (雇用復帰支援政策) のねらい

2001年1月に創設された PARE は、PAP(個別 行動計画)の作成や定期的な面談を通じて、失業 者一人一人に対して再就職を支援する体制を強化 した。PARE は失業手当の受給可能なすべての求 職者を対象としている。ANPE(公共職業安定所) に登録した失業者は、1か月以内に面談を行って PAP を作成する。PAP は再就職に向けた個別的な 支援措置を記載し、本人の技能、職業能力、希望 職種を考慮して目標の職種を決定する。6か月経過 後も仕事が見付からなかったり募集がなかったり した場合にはPAPの見直しを行い、12か月経って もうまくいかない場合は再就職支援の努力を強化 する。求職者は、積極的に、そして個人的にも職 を探し、求人があればそれに対応するなど求職活 動に積極的に取り組む義務を課せられている。PAP の相談回数は、2001年が延べ230万回であったが、 2004 年には 3 倍の 720 万回に増加した (Cour des Comptes 2006, p.33)_o

義務を履行しなかった求職者に対して、県知事 は不履行の内容に応じて手当の廃止または削減を

表 3 失業手当の支給期間

1. 2006年1月18日以降雇用契約終了の場合の支給期間

コース		50 歳以上*		
(filières)	I	II	III	IV
加入期間	雇用契約終了前22 か月のうち6か月	雇用契約終了前20 か月のうち12か月	雇用契約終了前26 か月のうち16か月	雇用契約終了前36 か月のうち27か月
支給期間	7か月	12 か月	23 か月	36 か月
注:* 60.5 歳				

2. 2006年1月18日以前の解雇手続きの場合の支給期間

コース	年齢	不問	50 歳以上	57 歳以上
(filières)	A	В	С	D
加入期間	雇用契約終了前22 か月のうち6か月	雇用契約終了前24 か月のうち14か月	雇用契約終了前36 か月のうち27か月	雇用契約終了前 36 か月及び年金 25 年 のうち 27 か月
支給期間	7か月	23 か月	36 か月	42 か月

出所: http://www.assedic.fr より作成。

決定することができる。例えば、求職者が虚偽の申請をした場合の手当の廃止、正当な理由なくANPE、ASSEDICなどからの呼び出しを拒否した場合の2か月間の手当削減、積極的な求職活動を行っていなかった場合の2~6か月間の20%の手当削減などである。

2001年の制度改定では、就職が実現すれば支払われる定額の「雇用復帰手当」が新設された。支給期間に応じて失業手当の支給率が低下する逓減給付の仕組みは、同時に廃止されている。

(3) 連帯手当

AREの権利がなかったり支給を打ち切られたりした求職者は、連帯制度に基づく連帯手当を国より受け取ることができる。連帯手当には、前掲表2のように、失業手当 AREの権利がなくなった長期失業者に支給される「連帯特別手当」ASS(allocation de solidarité spécifique)、職務に基づく支給が不可能な失業者(例えば政治難民、留置者、労災被害者など)に支給される「統合手当」AI(allocation d'insertion)、2006年11月より AI を引き継いだ「待機一時手当」 ATA (allocation temporaire d'attente)、60歳前で年金加入40年を満たしている求職者に退職までの最低所得を保障する「退職相当手当」 AER (allocation équivalent retraite) など、多様な手当がある。

このうち長期失業者を対象としており最も受給者が多い「連帯特別手当」ASS について見ておこう。ASS の対象は、① ARE (雇用復帰支援手当)あるいは AFF (訓練終了手当)を支給されていた者、② ASS を自発的に選択した50歳以上のARE対象者、③特定職種(例えば芸術家、漁師、港湾労働)の求職者である。受給には、身体能力と求職活動に関する通常の条件、雇用契約終了前10年間で5年間働いていたという勤務条件を満たす必要がある。雇用復帰者は、定額の雇用復帰手当(現在1,000ユーロ)を受け取ることができる。またASS

は一定の条件の下でほかの収入との加算が可能である。資力調査が課され、単身世帯の場合、ASS 日額の70倍以下、2人世帯の場合、ASS 日額の110倍以下が条件となる。ASS の日額は政令 (décrêt)で決定され、2007年1月1日時点で14.51ユーロ、月額(30日)で435.30ユーロである。

連帯手当は1年後も4分の3が支給を受けており、一般に支給期間が長い。

4 受給者数と PAP の効果

フランスの失業者数は、2007年6月で235.2万人であり20数年ぶりの低水準となっている。AS-SEDICのデータによれば、同時点での失業手当(連帯手当を含む)の受給者数の合計は、216.1万人である。かりにこの2つのデータが事実であり手当の重複がないとすれば、失業者の91.9%が失業手当(連帯手当を含む)を支給されていることになる。失業手当の受給者は169.2万人で全体の78.3%を占め、このうちAREなどが158.7万人で73.4%を占めている。また、連帯手当の受給者は43.3万人で20.0%を占め、このうちASSが34.3万人で15.9%を占めている。失業手当と連帯手当の受給者数の構成比はおよそ4対1であり、この比率はここ10年ほとんど変わっていない。

PARE(雇用復帰支援政策)の下で設けられた PAP(個別行動計画)が、長期失業者の雇用復帰 にどれほどの効果を上げたのか。PAP の効果に関する研究によれば、失業手当は失業者の雇用復帰 によい影響を与えており、能力診断書が再び失業 に陥る危険を減らしているという結果が出ている。しかし、PAP そのものの雇用復帰への効果については、PAP 創設後の失業者の「退出率」は創設前よりむしろ低下しており、雇用復帰の効果が上がったとはいえないという実証結果が出ている(DEBOUCHE=JUGNOT 2006)。雇用復帰支援策はすでに 1998 年から導入が始まっており、2001 年以前の時期については効果があったことが実証されている。

しかし、PARE が発足した 2001 年はフランスの景気後退が始まった時期でもあり、景気後退の要因を取り除いて検証するのは容易ではないといわれる (ibid.)。

Ⅲ 雇用政策

次に雇用政策について述べる。まずフランスの 雇用政策の全体像を明らかにし、次に雇用政策措 置を対象者ごとに説明し、そして社会保障費負担 軽減措置について説明する。

1 雇用政策の全体像

フランスの雇用政策支出はこれまで、「消極的支出」と「積極的支出」に大きく分けられてきた。 消極的な措置とは「失業手当」や「早期退職奨励措置」を指している。失業手当は失業後の所得保障を行うものであり、早期退職奨励措置は中高年労働力の労働市場からの撤退を促すものであるから、ともに雇用措置として消極的な性格をもつ。これに対し積極的な措置とは、「職業訓練」、「補助金付き雇用」などを指している。求職者や就業者に対する職業訓練、若者や長期失業者などを対象に経営者に補助金を出して雇用を促す補助金付き雇用などは、雇用措置として積極的な性格をもつ。ここでいう積極的支出は、欧州でいう積極的労働市場政策に対応している。

表 4 は、1973 年から 2005 年までの雇用政策措置に関する支出額と構成比を示したものである。雇用支出は、狭い意味での「雇用支出」と「社会保障費負担軽減措置」の和である。雇用支出は、失業が少なかった高度成長期には、職業訓練を中心に積極的な支出が全体の7割近くを占めていたが、1970 年代半ばより失業が増加し始めると、失業手当や退職奨励措置などの消極的支出が増え、1980年代初めにはその比率が全体の70%近くに増えた。1990 年代半ばからは、労働コストの削減により経

営者に採用を促そうとする社会保障費負担軽減措置が導入され、2005年時点で雇用政策支出全体のほぼ4分の1に達している。これに対し、これまでの雇用支出は、積極的支出、消極的支出どちらについても金額が伸びておらず、比率を見ると微減傾向にある。

雇用政策支出の GDP (国内総生産) に対する比 率を見ると、高度成長期には1%以下であったが、 1970年代後半に2%、1980年代に3%、1990年代 に 4%へと増え続けてきた。2000 年代に入って、 4%台後半でピークを迎え、近年は安定傾向にある。 2005年の対 GDP 比率は 4.35%で、内訳は雇用支 出が 3.35% (積極的支出が 1.52%、消極的支出が 1.83%)、社会保障費負担軽減措置が1.00%である。 OECD の 2004 年データによれば、GDP に占める 雇用政策支出の割合でフランスはデンマーク、オ ランダ、ベルギー、ドイツ、フィンランドに次い で6位である。OECD の雇用政策の定義はこれま で述べてきたフランスの定義とは異なっているが、 OECD の定義によればフランスは雇用政策支出に おいて欧州の中位グループに属し、その上位に位 置するといえる(DAVOINE 2006, p.20)。

2 雇用政策措置の概要

雇用政策措置は、対象者を基準とすれば、①補助金付き雇用 (emploi aidé)、②職業訓練研修 (stages de formation professionnelle)、③就業早期停止 (cessation anticipée d'activité) の3つに分けられる。3つ目の「就業早期停止」とは1980年代に増大した早期退職奨励措置などを指している。

(1) 社会連帯法による雇用政策措置の見直し

労働省統計では表 5 のように(k)労働力(潜在的労働力)を、(a)雇用者、(b)雇用政策特別措置対象者、(i)失業者の 3 つに分け、さらに(b)雇用政策特別措置対象者を、(c)補助金付き雇用、(f)職業訓練研修、(8)就業早期停止の 3 つに分けるのがふつう

表 4 雇用支出と社会保障費負担軽減措置

	1	2八十 /庄/	пхщент	(八尺只子)小			
							l
			雇用支出		1		
	<消極的	的支出>	<積極的	为支出>		社会保障	
	失業手当	退職奨励 措置	職業訓練	その他	計	費負担軽 減措置	合計
実額 100 7	万ユーロ						
1973	288	240	872	150	1,550	-	1,550
1978	2,621	901	2,533	779	6,833	_	6,833
1983	6,602	7,977	4,689	2,179	21,447	-	21,447
1988	11,726	6,877	8,697	3,349	30,649	-	30,649
1993	18,795	4,256	13,636	8,170	44,857	588	45,445
1998	20,181	4,321	12,765	11,972	49,240	7,778	57,018
2003	29,243	2,121	13,012	13,847	58,223	16,090	74,313
2004	30,442	1,877	13,318	12,880	58,518	16,275	74,793
2005	29,817	1,517	13,437	12,731	57,503	17,193	74,696
構成比%	1				1	ı	1
1973	18.6	15.5	56.3	9.7	100.0	_	100.0
1978	38.4	13.2	37.1	11.4	100.0	-	100.0
1983	30.8	37.2	21.9	11.5	100.0	-	100.0
1988	38.3	22.4	28.4	10.9	100.0	-	100.0
1993	41.4	9.4	30.0	18.0	98.7	1.3	100.0
1998	35.4	7.6	22.4	21.0	86.4	13.6	100.0
2003	39.4	2.9	17.5	18.6	78.3	21.7	100.0
2004	40.7	2.5	17.8	17.2	78.2	21.8	100.0
2005	39.9	2.0	18.0	17.0	77.0	23.0	100.0
対 GDP 均	Ľ %				'	1	'
1973	0.16	0.13	0.49	0.08	0.87	_	0.87
1978	0.76	0.26	0.73	0.23	1.98	-	1.98
1983	1.04	1.25	0.74	0.34	3.37	-	3.37
1988	1.29	0.75	0.95	0.37	3.36	-	3.36
1993	1.69	0.38	1.22	0.73	4.02	0.05	4.08
1998	1.52	0.33	0.96	0.90	3.72	0.59	4.31
2003	1.83	0.13	0.82	0.87	3.65	1.01	4.66
2004	1.83	0.11	0.80	0.78	3.52	0.98	4.51
2005	1.74	0.09	0.78	0.74	3.35	1.00	4.35

注:1) 雇用支出で<積極的支出>の「その他」には「補助金付き雇用」が含まれる。

出所:Dares, INSEE データより作成。

²⁾ 社会保障費負担軽減措置とは、低賃金層に関する経営者の社会保障費負担を軽減する措置全般を指す。

表 5 雇用者・失業者・雇用政策特別措置対象者(1973年-2005年)

(千人)

			(b)雇用政	效策特別措置	置対象者			(1)
	(a)雇用者	(c)補助金作	付き雇用者	(f)	(g)就業 ^E	早期停止	(j)	(k) 潜在的
	(山)淮/17日	(d)	(e)	職業訓練	(h)	(i)求職活	失業者	労働力
		民間部門	公共部門	研修	早期退職	動免除		74 18374
人数・千人	\							
1973	21,119	2	0	57	44	0	593	21,816
1978	21,291	316	3	105	135	0	1,222	23,073
1983	21,323	327	7	140	661	0	2,019	24,476
1988	20,937	627	204	257	425	193	2,456	25,100
1993	20,665	947	371	433	209	251	2,903	25,780
1998	20,674	1,689	438	316	185	276	2,993	26,572
2003	22,825	1,222	438	252	85	385	2,656	27,864
2004	23,126	1,188	327	261	74	399	2,727	28,103
2005	22,791	1,159	258	242	63	409	2,717	27,639
構成比%								
1973	96.8	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	2.7	100.0
1978	92.3	1.4	0.0	0.5	0.6	0.0	5.3	100.0
1983	87.1	1.3	0.0	0.6	2.7	0.0	8.2	100.0
1988	83.4	2.5	0.8	1.0	1.7	0.8	9.8	100.0
1993	80.2	3.7	1.4	1.7	1.7	1.0	11.3	100.0
1998	77.8	6.4	1.6	1.2	0.7	1.0	11.3	100.0
2003	81.9	4.4	1.6	0.9	0.3	1.4	9.5	100.0
2004	82.3	4.2	1.2	0.9	0.3	1.4	9.7	100.0
2005	82.5	4.2	0.9	0.9	0.2	1.5	9.8	100.0

注:1) (k)潜在的労働力=(a)雇用者+(b)雇用政策特別措置対象者+(j)失業者

2) (b)雇用政策特別措置対象者=(c)補助金付き雇用者+(f)職業訓練研修+(g)就業早期停止

3) 総雇用者数は、(a)雇用者(補助金が付かない雇用)と(c)補助金付き雇用者の合計である。

出所: Dares15/12/05 より作成 (元データは、Dares, INSEE, UNEDIC による)

である。2005 年時点で、雇用政策特別措置対象者は213.1万人で労働力全体の7.7%弱を占めている。つまり、失業者271.7万人(9.8%)に近い規模の雇用政策対象者が存在することになる。内訳は、補助金付き雇用が141.7万人(5.1%)、職業訓練対象者が24.2万人(0.9%)、早期退職者などが47.2万人(1.7%)である。

雇用政策特別措置は、2000年代半ばの3つの法律によって改定・簡素化され、様変わりした。3法とは、「社会連帯のための計画作成法に関する2005年1月18日法」「機会均等のための2006年3月31日法」「若者の労働への接近に関する2006年4月21日法」であり、この中で2005年1月の「社会連

帯法」が最も重要である。この改定・簡素化の前後の主な雇用・訓練政策特別措置をまとめたものが、表6である。SEDILLOT(2006)によれば、現行措置は、(I)補助金付き雇用(民間部門)、(II)交互訓練契約、(III)補助金付き雇用(公共部門)、(IV)求職者対象研修(政府)、(V)社会統合支援プログラム、以上の5つに区分される。

表 5 の(c)補助金付き雇用者 ((d)民間部門・(e)公共部門)、(f)職業訓練研修、(8)就業早期停止の 3 措置と表 6 の (I) \sim (V) との対応関係を示せば、(d) \rightarrow (I) + (III)、(e) \rightarrow (III)、(f) \rightarrow (IV) である。(V) 社会統合プログラムは、労働市場への統合がむずかしい者への支援策として 1990 年代末に新た

に導入されたものである⁵⁾。以下、各雇用政策措置 について説明する。

(2) 雇用政策措置

① 補助金付き雇用(民間部門)

補助金付き雇用とは、長期失業者、生活扶助手 当に相当する RMI (統合最低保障) の受給者、技 能水準が低く仕事に就くことが困難な若者などに ついて、経営者に補助金を出して雇用を促す措置 を指している。補助金付き雇用者は、雇用者とみ なされる。同制度は、民間企業を主体とする「市 場部門 | (marchand) と自治体・非営利法人などを 主体とする「非市場部門」(non marchand)とに分 けられる。本稿では両部門を「民間部門」「(公務) 公共部門」と呼ぶことにする。補助金付き雇用は 失業増大の中で 1970 年代半ばに設けられ、1980 年 代半ばより増えて、1990年代に入ると 100万人台 から200万人台に達した。しかし景気回復ととも にここ数年は減少傾向にある。2005年は141.7万 人で、内訳は民間部門 115.9 万人、公共部門 25.8 万 人である。

まず民間部門の補助金付き雇用から見よう。

(I)補助金付き雇用(民間部門):民間企業の雇入れに対する補助金であり、経営者への補助金給付または社会保障費負担の免除により労働コストを削減し、社会統合が困難な者の採用を経営者に促す措置である。2005年社会連帯法に基づく新制度は、表6右欄のように、①18か月の内の12か月以上求職活動をしている50歳以上の求職者などを対象とするCIE(初歩雇用契約)、②生活扶助に対応するRMI(統合最低保障)、失業手当が切れた者に支給されるASS(連帯特別手当)、API(単身親手当)、AAH(成人障害者手当)などの受給者を対象とするCI-RMA(就労最低保障統合契約)、③技能水準が低い16~25歳の若者を対象とするSEJE(企業若年雇用支援)の3制度であり、いずれも旧制度の見直しによるものである。CIEの労

働契約は、CDI(期間の定めのない労働契約)、CNE (新雇用契約)、CDD (24 か月以内) のいずれか、CI-RMA は CDI、CNE、CDD (最低 6 か月、18 か月まで更新可能) のいずれか。勤務形態は、フルタイムまたはパートタイム、時間は最低週 20 時間。経営者への補助金の上限は、CIE で SMIC(最低賃金)の 47%、CI-RMA で RMI と同額(433 ユーロ)である。SEJE は対象年齢や技能資格が拡大された。

(II) 交互訓練契約 (Formation en alternance): 企業研修と座学を交互に行って技能修得と雇用を連携させる契約であり、研修と教育を交互に行うフランス版「デュアルシステム」といってよい。伝統的な①「研修契約」に加えて、②これまでの「技能契約」など3契約が②「専門技能修得契約」に統合された。また、③PACTE(公務職務キャリア支援契約)が新たに設けられ、自治体・公立病院・政府などで、高卒職業資格 (CAP/BEP)以上の16~25歳の若者を対象に1~2年の契約を結び、公務員への正規採用をめざす。報酬は21歳未満で公務員の55%、21歳以上で70%。使用者の社会保障費負担が免除される。

補助金付き雇用者件数は、表7のように、2006年でCIEの新規件数が7万9千件、在籍件数は8万6千件であり、CI-RMAの新規件数は2万3千件、在籍件数は1万8千件である。研修契約は2006年5月時点で38万件、PACTEは毎年2万件程度である。また、CIEの平均持続期間は2005年が18か月であったが、雇用回復により2006年第1四半期には14.4か月に低下した。

② 補助金付き雇用(公共部門)

(III) 補助金付き雇用(公共部門):非営利法人、自治体、公共企業に対して、仕事に就くことが困難な人々の雇用を促す措置である。社会連帯法以後は、①CAE(雇用支援契約)、②CA(将来契約)の2制度がある。CAEの補助金の上限は民間部門

表 6 社会連帯法(2005年1月18日法)前後の主な雇用・訓練政策措置

	旧契約制度	新契約制度
(I)補助金付き雇用(民間部門) (Emplois marchands aidés) □求職者対象契約 (Contrats ciblés sur les deman- deurs d'emploi)	■初歩雇用契約 CIE (Contrat initiative emploi) (1995)	■初歩雇用契約(新方式)CIE (Contrat initiative emploi)
□就労最低保障対象契約 (Contrats ciblés sur les minima sociaux)	■就労最低保障(民間部門)RMA (Revenu minimum d'activité) (2004)	■就労最低保障統合契約 CI-RMA (Contrat d'insertion-Revenu minimum d'activité)
□若年契約 (Contrats jeunes)	■企業若年雇用支援 SEJE (Soutien à l'emploi des jeunes en entreprise) (2002)	■企業若年雇用支援(修正)SEJE (Soutien à l'emploi des jeunes en entreprise)
(II)交互訓練契約 (Formation en alternance)		
(1 ormation on atternance)	■研修契約	■研修契約
	(Contrat d'apprentissage) (1982) ■技能契約	(Contrat d'apprentissage) ■専門技能修得契約
	(Contrat de qualification) (1984)	(Contrat de professionalisation) (2004/11)
	■適応契約 (Contrat d'adaptation)(1984)	■公務職務キャリア支援契約 PACTE
	(Contrat d'adaptation) (1964)	(Parcours d'accès aux carrières de la fonction publique territoriale, de la
	■指導契約 (Contrat d'orientation) (1991)	fonction publique hospitalière et de la fonction publique de l'Etat) (2005)
(III)補助金付き雇用(公共部門)		
(Emplois non marchands aidés) □求職者対象契約	│ │■連帯雇用契約 CES	│ │■雇用支援契約 CAE
(Contrats ciblés sur les demandeurs d'emploi)	(Contrat emploi solidarité) (1990)	(Contrat d'accompagnement vers l'emploi)
•	■補強雇用契約 CEC	
□就労最低保障対象契約	(Contrat emploi consolidé) (1992) ■就労最低保障(公的部門)RMA	 ■将来契約 CA
一	(Revenu minimum d'activité) (2004)	(Contrat d'avenir)
(IV)求職者対象訓練研修(政府) (Stages Etat pour les demandeurs		
d'emploi)	■雇用統合訓練研修(個別的集合的) SIFE	
	(Stage d'insertion et de formation à l'emploi) (1994)	
	■企業アクセス研修 SAE (Stage d'accès à l'entreprise) (1991)	
(V)社会統合支援プログラム		
(Programme d'accompagnement)	■雇用アクセス契約 TRACE (Trajet d'accès à l'emploi) (1998-2004) ■社会生活統合契約 (協会) CIVIS (Contrat d'insertion dans la vie	■社会生活統合契約 CIVIS (Contrat d'insertion dans la vie sociale)

出所:SEDILLOT Béatrice (2006), Les emplois aidés depuis la loi de cohésion sociale, Regards sur l'actualité, *Bataille pour l'emploi*, No.324-octobre 2006, p.36.

表 7 補助金付き雇用者数の推移(2005年-2007年)

(人) 2006年 新規計 2005年 (4-12月) 2007年 (1-6月) 新規 87.558 78,713 27,035 193,306 初歩雇用契約 CIE 在籍 72,514 85,733 61.093 間 部門 新規 6,605 22,684 7,254 36,543 就労最低保障統合契約 CI-RMA 在籍 5,409 18,162 20,870 新規 162,214 376,783 134,851 79,718 公共 雇用支援契約 CAE 在籍 121,016 177,533 202,726 部門 新規 18,029 93,719 36,585 148,333 将来契約 CA 在籍 17,154 87.540 82.048 新規計 247,043 357,330 150,592 754,965

注:在籍は年度末(2007年は6月)の契約数を示す。

資料: Dares, CNASEA-Traitement より作成。

より高く、SMIC の 95%で、CA の補助金は RMI と同額である。契約期間は、CAE が最低 6 か月で、24 か月まで更新可能であり、CA は 2 年で、3 年まで更新可能である。

表7のように、2006年でCAEは新規が16万2 千件、在籍が17万8千、CAは新規が9万4千、 在籍が8万8千である。CAEの平均持続期間は9.6 か月(更新を除く)、CAは2005年第2四半期は 21.8か月であったが、2006年第1四半期には14.6 か月に低下した。

③ 職業訓練研修

(IV) 求職者対象訓練研修:①長期失業者の職業的統合をねらいとする SIFE(雇用統合訓練研修)、②長期失業の危険がある求職者の能力の維持開発をねらいとする SAE(企業アクセス研修)、③文盲への教育や障害者・留置者への訓練などを指す。求職者を対象とする職業訓練は、政府の管轄である。1980年代末より30万人台に増え、1993年に40万人を超えてピークに達したが、その後減少して最近は20万人台で安定している。2005年の対象者は24万2千人であった。

④ 早期退職

早期退職者が1980年代に増えたのは、失業増大 の中で若者に雇用を譲る世代間ワークシェアリン グとして早期退職が政策的に奨励されたためであ る。また、ミッテラン政権が1983年に年金の拠出 期間 37.5 年での支給を認め、同時に支給開始年齢 を65歳から60歳に引き下げたことも早期退職志 向を強めた。早期退職制度は57歳から65歳まで が対象で、給与の65%に等しい手当が支給され、 基幹産業の大規模な雇用調整でも多用された。し かし、長期的な高齢化の予測や維持可能な年金制 度の議論のなかで、同制度は問題とされるように なり、1992年に短時間勤務への切り替えによる段 階的早期退職制度が設置された。早期退職奨励措 置の対象者は、1980年代に60~70万人規模に達し たが、1990年代には20~30万人規模に縮小し、 2004年で7万人とピーク時の10分の1のレベルに すぎない。早期退職措置への支出額も、ピークで あった1980年代の5分の1まで低下している。

しかし、1990年代以降、就業早期停止者の中に「求職活動免除者」が現れ、2005年が41万人で増える勢いにある。

(3) 補助金付き雇用の属性

補助金付き雇用が長期失業や若年失業の解決のために効果的に利用されているのか否かについて、補助金付き雇用者の属性を見ながら検討しておく。表8によれば、CIE、CI-RAM、CAE、CAのいずれについても、長期失業者が6~8割を占め、学歴では職業高校卒業資格(CAP-BEP)の者が4~5割を占めており、技能水準が低い長期失業者が中心であることがわかる。

他方、CIE について、50歳以上の比率が30%と高く、CI-RAM についてはASSの比率が高く、CAについてはRMIの比率が高い。若年失業については、4措置の中ではCAEが26歳以下の比率が35%と高い。若年層については、若年層対象のSEJEの役割が重要と思われる。

3 社会保障費負担軽減措置

(1) 導入のねらい

低賃金層を対象に経営者の社会保障費負担を軽

減して雇用を促す措置は、1993年に初めて導入され、現在は雇用政策の重要な一角を占めている。2005年の負担軽減措置への支出は172億ユーロで、雇用政策支出全体のほぼ4分の1を占めている。対象者も1,080万人に達しており、労働力の4割に相当する。社会保障費負担の軽減による労働コストの削減を通じて経営者に雇用を促そうとする政策論議は、1990年代に入ると欧州で本格化した。同措置を実際に導入した国は、フランス、ベルギー、オランダ、ギリシャなどである。これらの国では、最低賃金制が重要な機能を果たし、経営者の社会保障費負担が比較的高いという2点で共通性がある。低賃金層に対する社会保障費負担軽減措置を最初に設けた国はフランスである(L'HORTY 2006, p.43)。

フランスの軽減措置導入は、1990年代初め、経済計画総局(Commissariat général de Plan)より出された2つの報告書がきっかけとなっている。シャルパン(Charpin)報告書 およびマーレック

表 8 補助金付き雇用者の属性(2007年第2四半期)

		民間	引部門		公共部門			
	CI	E	CI-RMA		CAE		CA	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
女性	5,239	43.5	1,293	42.6	21,862	63.9	6,682	44.9
26 歳以下	1,165	9.7	131	4.3	12,120	35.4	1,139	7.6
50 歳以上	3,672	30.5	652	21.5	5,506	16.1	2,104	14.1
障害者	2,062	17.1	441	14.5	3,021	8.8	1,245	8.4
RMI 受給者	928	7.7	0	0.0	3,197	9.3	11,049	74.2
ASS 受給者	529	4.4	2,604	85.7	1,216	3.6	2,844	19.1
API 受給者	20	0.2	221	7.3	170	0.5	567	3.8
長期失業者	7,960	66.1	2,387	78.6	20,567	60.1	8,820	59.2
女性	3,782	31.4	968	31.9	14,058	41.1	4,015	27.0
26 歳以下	584	4.9	41	1.3	3,951	11.5	438	2.9
2 年以上	4,634	38.5	1,850	60.9	10,887	31.8	5,919	39.7
学歴								
CAP以下 (V bis, VI)	2,136	17.7	596	19.6	8,389	24.5	5,383	36.1
CAP-BEP (V)	5,427	45.1	1,509	49.7	14,851	43.4	6,339	42.6
BAC	2,354	19.6	512	16.9	6,521	19.0	1,822	12.2
BAC以上	2,121	17.6	421	13.9	4,477	13.1	1,351	9.1

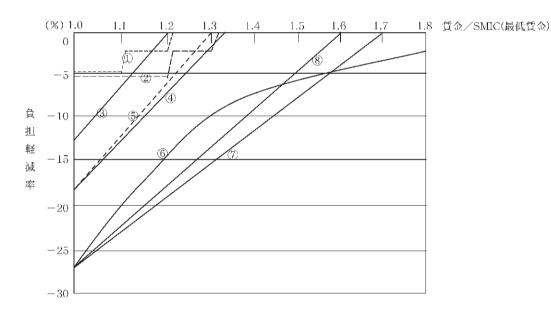
資料: Dares, CNASEA-Traitement より作成。

(Maarek)報告書は、どちらもフランスの社会保障費負担の過重を指摘し、免除方式による負担軽減、それを通じた労働コストの削減を提起した。1992年のシャルパン報告は、全労働者を対象に賃金1,000ユーロについて社会保障費負担を免除することを提案した。これはSMIC(最低賃金)の1.1倍の賃金の労働者について労働コストを4.1%削減する効果があるとされた。翌93年のマーレック報告は、医療保険に限定してやはり全労働者を対象に5,000フランについて負担を免除することを提起した。両提案そのものは実施に移されなかったが、その後の措置導入の契機となった。

実際の軽減措置の導入は、図2のように、1993 年にバラデュール保守内閣(保革共存)が経営者 に対する家族手当の負担軽減を実施したのが初めであり、それ以降 2005 年までの間に、ジュペ保守内閣による医療保険の負担軽減、ジョスパン左翼内閣による週 35 時間労働制支援(オーブリ法)、フィヨン保守内閣による一般的軽減措置など、計8回にわたって実施された。

(2) 一連の措置

1回目の措置は、バラデュール保守内閣が 1993年7月27日法によって、家族手当を軽減したものである。軽減率は、SMICの1.1倍の賃金の者までが5.4%、SMICの1.1倍から1.2倍までがその半分の2.7%であった。2回目の措置は、1993年12月20日の「雇用と職業訓練に関する5ヶ年法」で決



- ① 家族手当負担軽減(1993年7月27日法)
- ② ル 軽減拡張(1995年1月より)
- ③ 医療保険負担軽減(1995年8月4日法)
- ④ 逓減的負担軽減(1996年10月)
- ⑤ 抑制 (1998年1月)
- ⑥ 週35時間制支援(2000年3月、オーブリ第2法)
- ⑦ 新たな統合 (2003年7月、フィヨン削減)

出所:L'HORTY Yannick (2006), Les nouvelles politiques de l'emploi, La Découverte, p.47.

図2 低賃金層に対する社会保障費負担軽減措置

定され、1995年1月から実施された。5ヶ年法は家 族手当の軽減対象を SMIC の 1.3 倍まで広げ、さら に 5 年のうちに SMIC の 1.6 倍まで広げることを予 定した。3回目の措置は、ジュペ保守内閣による1995 年8月4日法であり、医療費負担が軽減され、SMIC の 1.2 倍までを対象とした。ジュペ保守内閣のねら いは、労働コストの低減ではなく、前月に実施済 みの SMIC の 4%引き上げが労働コストを上昇させ るのを防ぐところにあった。1995年の措置では、 賃金が高くなると削減率が低下する「逓減的削減 | が初めて導入された(削減の最高額は800フラン)。 4回目は1996年10月1日に実施され、1993年と 1995年の2つの措置の統合が図られた。SMICの 1.33 倍までが対象で、削減の最高額は 1,137 フラン、 削減率は SMIC の 18.2%であった。5 回目の措置は 1998年1月で、予算法(予算案)で免除の幅を SMIC の 1.33 倍から 1.3 倍に抑制した。削減率は前 回と同じ 18.2%であった。

6回目の措置は、ジョスパン左翼内閣(保革共存)

による 2000 年 3 月の週 35 時間労働法(オーブリ第 2 法)であり、雇用創出のための時短に伴う賃金上昇が労働コストを引き上げるのを防ぐねらいから実施された。削減は逓減的で、すべての賃金層に対象が拡大され、「一般的軽減」の形をとったところが特徴である。7 回目は、2003 年 7 月ラファラン保守内閣が実施した「フィヨン削減」(フィヨンは労相)で、既存の措置の統合・簡素化がねらいであった。対象は SMIC の 1.7 倍までで、2005 年 1 月、8 回目の措置でこれは SMIC の 1.6 倍へ引き下げられた。

1993 年以降の負担軽減および労働時間短縮措置による支出は、表 9 のようである。支出額は、導入が始まった 1993 年以降 1999 年のみを例外として増え続け、2005 年に 172 億ユーロに達した。軽減措置が 2005 年の雇用政策支出全体に占める比率は 23%である。

表 9 低賃金層に対する社会保障費負担軽減と労働時間短縮奨励

(百万ユーロ)

会計 ————————————————————————————————————
588
588
200
1,774
3,150
5,779
7,314
7,778
6,919
11,576
14,416
15,425
16,090
16,275
17,193
_

出所: ROUGUET Brigitte, Le coût de la politique de l'emploi en 2005, *Premières informations & synthèses*, août 2007-No.32-2, Dares.

(3) 雇用創出効果

企業に対する社会保障費負担の軽減が実際にど れほど雇用を創出したのかについて、フランスで は1990年代半ば以降多くの推計が行われている (L'HORTY, 2006, pp.50-60)。一連の措置は低賃 金層を対象としているため、創出されたのか否か 検討されているのは「低技能の雇用 | (emplois non qualifiés) である。ローティは 1995 年から 2004 年 までに行われた計14の推計結果を平均して、50億 ユーロの支出によって創出された低技能の雇用は 25万人をやや上回る程度としている(すでにふれ たように 2005 年の実際の負担軽減額は 172 億ユー 口である)。創出あるいは維持された雇用者1人当 たりの年間コストは計算から 19.700 ユーロとなる が、2005年の SMIC は月 1,700 ユーロであったか ら、19,700 ユーロは SMIC 水準の雇用にほぼ等し い。ここから失業にかかわる社会移転や諸手当を 差し引くと、純コストはその半分の10.000 ユーロ となる。

いずれの推計でも低技能の雇用創出効果が認められる。しかし、「高技能の雇用」(emplois qualifiés) についても創出効果があるのか否か、軽減の対象をどこまで広げるのがよいか、低賃金雇用の創出によりワーキングプアを生むおそれはないのか否かなど、検討すべき課題はあり、負担軽減策の比重が増していくならば検討の必要性はいっそう大きくなると考えられる⁶⁾。

Ⅳ むすび一日本の政策への示唆

本稿では、1990年代以降のフランスの失業保険制度および雇用政策措置の状況について検討した。フランスの雇用政策のあり方は、雇用復帰への金銭的奨励策と労働コストの削減策という2つの政策の導入により、1990年代半ばを境に新たな段階に入ったと考えられる。失業保険制度は、PARE(雇用復帰支援政策)の導入によって政策の重点を失

業後の所得保障から雇用復帰のための求職支援に移すことになった。雇用政策では、職業訓練や補助金付き雇用のような伝統的な雇用措置の比重は低下傾向にあるのに対し、低賃金層を対象に企業の社会保障費負担を軽減して経営者に対して雇用を促す社会保障費負担軽減策の重要性は増している。フランスの雇用政策は、これまでの職業訓練や補助金付き雇用に加えて社会保障費負担軽減を進めるなど総合的な性格を強めているといえる。

以上のようなフランスの雇用政策の転換は、日本の雇用政策に対して何を示唆するのであろうか。 少し私見を述べておきたい。日本では現在失業率が低下傾向にあるため、失業保険制度の見直しは緊急の政策課題とはなっていない。しかし、PAP(個別行動計画)のような求職者一人一人に関する定期面談の基礎となる個別的な支援計画の作成や、求職活動に意欲的でない失業者に対する失業給付の見直しのような雇用復帰支援策が今後検討される可能性は十分にあると考える。

雇用政策における社会保障費負担軽減策については、日本の最低賃金は一般の賃金に対して強い影響力を与えておらず、経営者の社会保障費負担も国際的に見れば必ずしも高いとはいえないため、当面負担軽減策を雇用創出策として導入すべきとする議論もない。もちろん、日本でも最低賃金の改善が課題となっているが、フランスのように最低賃金制を雇用政策の基準に位置付けるためには、制度そのものの大幅改定が前提となる。パートなどの非正規雇用を対象に社会保障費負担軽減策を導入することが日本でも可能なのか否か、またいかなる条件の下で機能するのかを理論的に検討するところから始める必要がある。

注

 フランスの労働契約には、「期間の定めのない契約」 CDI (contrat à durée indéterminée), 1970 年代に 設けられた「期間の定めのある契約 |CDD(contrat

- à durée determinée),「派遣労働」(intérimaires) がある。さらに 2005 年に試用期間を 2 年まで延長でき CDI への移行が可能な「新雇用契約」CNE (contrat nouvelles embauches) が設けられた。
- 2) 失業保険制度の歴史については, FREYSSINET (2004), L'HORTY (2006), http://info.assedic.fr/などを参照されたい。
- 3) 失業手当の詳細については, Bulletin mensuel statistique de l'Uédic を参照されたい.
- 4) ARE について詳しくは、http://www.travailsolidarite.gouv.fr/を参照されたい。
- 5) (V) 社会統合支援プログラム:TRACE (雇用アクセス契約) は 1998 年の「社会排除と闘う法律」に基づいて,技能水準の低い若者への個別的な支援を全国 500 か所の特別施設で行っている。労働市場への統合が困難な者が対象である.TRACE は 2005-06 年の制度改定により CIVIS (社会生活統合契約) に受け継がれた。CIVIS は,2006 年 5 月時点で 20 万 6 千件であり,2006 年の新規件数は 8 万4 千件である。
- 6) この点については**,** L'HORTY (2006) の II 章を参 照されたい。

参考文献

- CLEMENT Mathilde (2006), Les allocataires du régime de solidarité, *Premières informations & synthèses*, avril 2006-No. 17-1, Dares.
- Cour des Comptes (2006), L'évolution de l'assurence chomâge : de l'indemnisation à l'aide au retour à

- *l'emploi, Rapport public thématique*, mars 2006, La Documentation française.
- DAVOINE Lucie (2006), Les politiques françaises de l'emploi depuis 2002 : orientations, inflexions et évolutions, Regards sur l'actualité, *Bataille pour l'emploi*, No 324-octobre 2006, pp.19-32, La Documentation Française.
- DEBAUCHE Etienne, JUGNOT Stephane (2007), Les effets du projet d'action personalisé sur les sorties des listes de l'ANPE, *Premières informations & synthèses*, mars 2007-No. 09-2, Dares.
- FREYSSINET Jacques (2004), *Le chômage*, 11^{ème} édition, La Découverte, Repères 22.
- L'HORTY Yannick (2006), Les nouvelles politiques de *l'emploi*, La Découverte, Repères 454.
- ROGUET Brigitte (2007), Le coût de la politique de l' emploi en 2005, *Premières informations & synthèses*, août 2007-No. 32-2, Dares.
- SEDILLOT Béatrice (2006), Les emplois aidés depuis la loi de cohésion sociale, Regards sur l'actualité, *Bataille pour l'emploi*, No.324-octobre 2006, pp.33-44, La Documentation Française.
- 藤井良治・塩野谷祐一編(2000)『先進諸国の社会保障 ⑥フランス』東京大学出版会

http://www.travail-solidarite.gouv.fr/

http://www.insee.fr/

http://info.assedic.fr/

(まつむら・ふみと 名古屋市立大学大学院教授)

OECD SOCX の更新について

—SOCX 2007edition のデータについて—

国立社会保障 · 人口問題研究所 企画部

はじめに

平成 19年 10月 26日に公表した平成 17年度社 会保障給付費では例年のように OECD 基準の社会 支出の国際比較を掲載した。直近のデータが2003 年であり去年と変わらなかったものの、基礎とな る OECD データベースの更新と国民所得値と国内 総生産値の更新によって前回の数値から若干の更 新があったことに留意する必要がある。平成17年 度社会保障給付費【付録】国際比較において引用 された OECD データは昨年と資料名が異なり Social Expenditure Database 2007edition である。 以下では、平成17年度社会保障給付費で掲載した 各国のバックデータを掲載する。そして前年の2006 年度版からの更新部分について解説する。また、 日本については、OECD に提出した詳細表を 2002 ~2003年度について掲載する。日本の詳細表は、 2000~2001 年度については本誌 No.149 動向に掲 載済みであり、今回は2002~2003年度について掲 載した。

1. OECD 社会支出データベース 2007 edition (OECD SOCX 2007 edition)

OECD の社会支出データベースはホームページ 上で公開されている $^{1)}$ 。

OECD の社会支出は次の三層構造から成り立っている。

- ① Public Social Expenditure (公的支出): 資金の管理が政府および社会保障基金
- ② Mandatory Private Social Expenditure (義務 化されている私的社会支出):管理が非政府機 関で法的奨励または強制を伴う支出
- ③ Voluntary Private Social Expenditure (任意 私的支出):管理が非政府機関で義務化はされ ていない支出

社会保障給付費の【付録】国際比較で日本と諸外国については①と②を合計したベースを基礎として公表している。表1は日本の公的社会支出(①)、表2は日本の義務化されている私的社会支出(②)である。以下の日本のデータは、同データベースに掲載された日本表について翻訳したものである(表1、表2)。

2. OECD SOCX 2006 edition から 2007 edition への変更点

【付録】OECD 基準の社会支出の数値が前年公表 資料と今年(平成17年度)と異なっている。この 背景について解説する。

まず、公表資料 (37 ページ) の日本の社会保障 支出の推移については 1997 年度の「家族」の数値 が更新されたことにより 1997 年度の総額が変更に なっている。その理由は、SOCX 2007edition より 加えられた就学前教育費のデータ(家族の差額) について、OECD の判断ですべての国において 1998

表 1 日本の公的社会支出

(百万円)

図			(日万円)
現 金 給 付 33,771,212 34,809,846	区 分	2002 年度	2003 年度
選 職 年 金 公 33,700,935 34,735,734 11,260,205 11,902,119 11,902,119 17,037,727 17,037,727 17,035 17,037,727 18,9951	高齢	38,616,143	40,154,680
国 民 年 金 (11,260,205 11,902,119 月の2,119 月の2,119 月の37,727 長 林 漁 業 共 済 組 合	現金給付	33,771,212	34,809,846
厚生年金保險 16,711,305 17,037,727 農林漁業共済組合 488,829 548,724 私 学共済 179,901 189,951 船員保險 2,391 2,169 国家公務員共済 1,356,492 1,345,529 旧公共企業体 1,527 1,692 地方公務員 共済 9,425 8,869 国家公務員 恩給 51,364 46,738 地方公務員 恩給 75,041 67,544 早期退職年金	退 職 年 金	33,700,935	34,735,734
農林漁業共済組合 488,829 548,724 179,901 189,951 1 1,356,492 1,345,529 旧 公共企業体 1,527 1,692 1,345,529 旧 公共企業体 1,527 1,692 1,345,529 旧 公共企業体 1,527 1,692 1,356,492 1,345,529 旧 公共企業体 1,527 1,692 1,356,492 1,345,529 旧 公共企業体 1,527 1,692 1,8869 1,504 46,738 地方公務員恩給 51,364 46,738 地方公務員恩給 75,041 67,544 早期退職年企金保 75,041 67,544 早期退職年企金保 12,396 11,835 1 1,287 1 1,286 1 1,385 1 1,287 1 1,286 1 1,385	国 民 年 金	11,260,205	11,902,119
Name	厚生年金保険	16,711,305	17,037,727
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	農林漁業共済組合	488,829	548,724
国家公務員共済 1,356,492 1,345,529 1692 地方公務員共済 3,564,455 3,584,672 1692 地方公務員 共済 3,564,455 3,584,672 日 宗公務員 恩給 51,364 46,738 地方公務員 恩給 75,041 年期退職年金ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	私 学 共 済	179,901	189,951
田 公 共 企 業 体 1,527 1,692 3,564,455 3,584,672 旧 令 共 済 9,425 8,869 国家公務員恩給 51,364 46,738 地方公務員恩給 75,041 67,544 早期退職年金	船 員 保 険	2,391	2,169
地 方 公 務 員 共 済 9,425 8,869 国家 公 務 員 恩 給 51,364 46,738 地 方 公 務 員 恩 給 75,041 67,544 早 期 退 職 年 金 での他の現金給付70,277 74,113 厚 生 年金保険 12,396 11,835 国 民 年 金 保 険 12,396 11,835 国 民 年 金 保 険 12,396 11,835 国 民 年 金 保 険 12,396 61,738 国家 公 務 員 共 済 198 168 旧 公 共 企 業 体 12 1 26 介 護 保 険 57,286 61,738 現 物 給 付 4,844,931 5,344,834 介護 保 険 57,286 61,738 社 会 福 祉 57,286 61,738 社 会 福 祉 57,286 61,738 社 会 福 祉 58,286 61,738 社 会 福 祉 58,286 61,738 社 会 福 祉 58,286 61,738 た の 他 の 現 物 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付 世	国家公務員共済	1,356,492	1,345,529
田 令 共 済 9,425 8,869 国家 公 務 員 恩 給 51,364 46,738 地 方 公 務 員 恩 給 75,041 67,544 早 期 退 職 年 金	旧公共企業体	1,527	1,692
国家公務員恩給 地方公務員恩給 で	地方公務員共済	3,564,455	3,584,672
地方公務員恩給 早期退職年金 一 その他の現金給付 70,277 74,113 厚生年金保険 12,396 11,835 国民年金保験 12,396 11,835 国民年金份 20 25 農林漁業共済組合 33 34 私学共済198 168 旧公共企業体 12 1 26 介護保険 57,286 61,738 現物給付 外護、ホームヘルプサービス 4,844,931 5,344,834 社会福祉 158,748 社会福祉 158,748 社会福祉 158,748 社会福祉 158,748 社会福祉 157,747 社会福祉 158,748 社会福祉 158,748 157,747 社会福祉 158,748 158,748 157,747 社会帝福祉 158,748 157,747 社会帝福祉 158,748 158,748 157,747 社会帝福祉 158,748 158,748 158,748 158,748 157,747 社会帝福祉 176,732 財務 18,909 135,427 ロボオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオオ	旧 令 共 済	9,425	8,869
早期退職年金	国家公務員恩給	51,364	46,738
その他の現金給付 70,277 74,113 厚生年金保険 12,396 11,835 国民年金保険 12,396 11,835 国民年金 20 25 農林漁業共済組合 33 34 私 学 共 済 11 287 国家公務員共済 198 168 旧公共企業体 12 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	地方公務員恩給	75,041	67,544
厚生年金保険 12,396 11,835 国民年金 20 25 農林漁業共済組合 33 34 私学共済組合 311 287 国家公務員共済 198 168 旧公共企業体 12 1 地方公務員共済 21 26 介護保険 57,286 61,738 現物給付 4,844,931 5,344,834 介護、ホームヘルプサービス社会福祉 158,748 157,747 社会福祉 158,748 157,747 社会福祉 6 0 0 社会福祉 4,658,048 5,150,806 生活保險 27,983 36,148 その他の現物給付 - - 遺族年金給付 6,085,710 6,166,715 遺族年金給付 6,085,710 6,166,715 遺族年金給付 138,909 135,427 戦争犠牲者由会保険 3,511,700 3,638,161 農林漁業共済組合 21,697 11,50,854 財生年金保険 3,511,700 3,638,161 農林漁業共済組合 29,443 30,658 国家公務員共済組合 21,697 11,645 私学共済組合 29,951 32,8	早期退職年金	_	_
国 民 年 金 20 25 農林漁業共済組合 33 34 私 学 共 済 311 287 国家公務員共済 198 168 旧公共企業体 12 1 地方公務員共済 21 26 介護保險 57,286 61,738 現物給付 4,844,931 5,344,834 介護ホームヘルプサービス 社会福祉 ¹⁾ 158,748 157,747 社会福祉 ²⁾ 0 0 社会福祉 ³⁾ 152 133 介護保險 4,658,048 5,150,806 生活保護 27,983 36,148 その他の現物給付 - - 遺族年金給付 6,085,710 6,166,715 遺族年金給付 5,969,205 6,051,281 国民年金給付 138,909 135,427 戦争報報告 21,697 1,150,854 厚生年金保險 3,511,700 3,638,161 農林漁業共済組合 21,697 11,645 私学共済組合 21,697 11,645 私学共済組合 29,943 30,658 国家公務員共済組合 29,943 30,658 国家公務員共済 4,510 29,951 32,		70,277	74,113
農林漁業共済組合 私 学 共 済 311 287 国家公務員共済 198 168 旧公共企業体 12 1 地方公務員共済 21 26 介 護 保 険 57,286 61,738 現 物 給 付 4,844,931 5,344,834 介護、ホームヘルプサービス 4,844,931 5,344,834 社 会 福 祉 158,748 157,747 社 会 福 祉 158,748 157,747 社 会 福 祉 20 0 0 社 会 福 祉 3 152 133 介 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付	I .	12,396	11,835
Name	国 民 年 金	20	25
国家公務員共済 198 168 旧公共企業体 12 1 2 1 1 地方公務員共済 21 26 介 護保	農林漁業共済組合	33	34
旧 公 共 企 業 体 12 1 26	私 学 共 済	311	287
地方公務員共済 介護保 (保) 57,286 61,738 現物給付 4,844,931 5,344,834 介護、ホームヘルプサービス 4,844,931 5,344,834 社会福祉 ¹⁾ 158,748 157,747 社会福祉 ²⁾ 0 0 社会福祉 ³⁾ 152 133 介護保 (保) 4,658,048 5,150,806 生活保 ; 27,983 36,148 その他の現物給付 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	国 家 公 務 員 共 済	198	168
(イン・	旧公共企業体	12	1
現 物 給 付 4,844,931 5,344,834 介護、ホームヘルプサービス 4,844,931 5,344,834 社 会 福 祉 ¹⁾ 158,748 157,747 社 会 福 祉 ²⁾ 0 0 0 社 会 福 祉 ³⁾ 152 133 介 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付 — — — 遺 族 年 金 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671	地方公務員共済	21	26
↑護、ホームヘルプサービス 社会福祉 ¹⁾ 158,748 157,747 社会福祉 ²⁾ 0 0 0 社会福祉 ³⁾ 152 133 介護保険 4,658,048 5,150,806 生活保護 27,983 36,148 その他の現物給付 − − − − − − − − − − − − − − − − − − −	介 護 保 険		61,738
社 会 福 祉 ¹⁾ 158,748 157,747 社 会 福 祉 ²⁾ 0 0 0 社 会 福 祉 ³⁾ 152 133 介 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付 — — — 遺 族 年 金 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671	現 物 給 付	4,844,931	5,344,834
社 会 福 祉 ²⁾ 0 0 0 152 133 133 介 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付		4,844,931	5,344,834
社 会 福 祉³) 152 133 介 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付		158,748	157,747
↑ 護 保 険 4,658,048 5,150,806 生 活 保 護 27,983 36,148 そ の 他 の 現 物 給 付		0	0
生 活 保 護 そ の 他 の 現 物 給 付 27,983	I .	152	133
その他の現物給付 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	I .	4,658,048	5,150,806
選 族 6,194,699 6,277,961 現 金 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671	生 活 保 護	27,983	36,148
現 金 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671	その他の現物給付	_	_
現 金 給 付 6,085,710 6,166,715 遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671			
遺 族 年 金 5,969,205 6,051,281 国 民 年 金 138,909 135,427 戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 險 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671			
国民年金 138,909 135,427 戦争 犠牲者 1,220,670 1,150,854 厚生年金保險 3,511,700 3,638,161 農林漁業共済組合 21,697 11,645 私学共済 29,443 30,658 国家公務員共済 319,401 327,726 旧公共企業体 29,951 32,896 地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保險 2,628 2,671			
戦 争 犠 牲 者 1,220,670 1,150,854 厚 生 年 金 保 険 3,511,700 3,638,161 農 林 漁 業 共 済 組 合 21,697 11,645 私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 済 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671	I .		
厚生年金保險 3,511,700 3,638,161 農林漁業共済組合 21,697 11,645 私学共済組合 29,443 30,658 国家公務員共済 319,401 327,726 旧公共企業体 29,951 32,896 地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保險 2,628 2,671			
農林漁業共済組合 21,697 11,645 私学共済 29,443 30,658 国家公務員共済 319,401 327,726 旧公共企業体 29,951 32,896 地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保険 2,628 2,671			
私 学 共 済 29,443 30,658 国 家 公 務 員 共 済 319,401 327,726 旧 公 共 企 業 体 29,951 32,896 地 方 公 務 員 共 689,741 716,732 旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 定,628 2,671	I .		
国家公務員共済 319,401 327,726 旧公共企業体 29,951 32,896 地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保険 2,628 2,671	I .		
旧公共企業体 29,951 32,896 地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保険 2,628 2,671	I .		
地方公務員共済 689,741 716,732 旧令共済 5,064 4,510 船員保険 2,628 2,671	I .		
旧 令 共 済 5,064 4,510 船 員 保 険 2,628 2,671			
船 員 保 険 2,628 2,671			
	I .		· ·
公 萊 廟 生 0	I .		
	一 公 菜	0	0

区分	2002 年度	2003 年度
その他の現金給付	116,505	115,434
戦 争 犠 牲 者	109,937	109,116
国 民 年 金	6,486	6,293
農林漁業共済組合	24	0
私 学 共 済	3	5
国家公務員共済	49	19
旧公共企業体	7	2
公 衆 衛 生	0	0
現物給付	108,989	111,245
埋葬費	108,832	111,123
政府管掌健康保険	20,997	21,706
組合管掌健康保険	15,518	14,935
国 民 健 康 保 険	54,183	56,641
船員保険	647	623
私学共済	1,932	1,929
第 災 保 険	2,224	2,338
国家公務員共済日 公共企業体	4,838	4,714
旧 公 共 企 業 体 地 方 公 務 員 共 済	0	0
国家公務員災害補償	8,415 17	8,159 33
地方公務員災害補償	62	46
旧公共企業体業務災害	0	0
その他の現物給付	156	122
戦 争 犠 牲 者	156	122
7. 18. 12. 14	130	122
障害、業務災害、傷病	3,386,903	3,359,161
現金給付	2,923,371	2,883,692
障 害 年 金	1,674,795	1,685,797
国 民 年 金	1,317,800	1,329,428
厚 生 年 金 保 険	298,842	297,485
農林漁業共済組合	1,802	1,275
私 学 共 済	1,897	1,924
国家公務員共済	12,240	12,095
旧公共企業体共済	5,824	5,557
地方公務員共済	34,866	36,396
旧 令 共 済	43	36
公 衆 衛 生	1,480	1,600
年金(業務災害)	476,141	474,416
船員保険	851	904
国家公務員共済	4,094	4,108
地 方 公 務 員 共 済 国 家 公 務 員 災 害 補 償	6,671	6,629
国家公務員災害補償 地方公務員災害補償	6,812 17,118	6,963
旧公共企業体業務災害	6,608	16,360 6,425
一	433,987	433,027
休業給付(業務災害)	125,332	122,913
船量保险	471	390
労 災 保 険	122,765	120,440
国家公務員災害補償	1,538	1,477
	1,550	1 *, *, * /

\tag{7}	2002 左座	2002 左陸
区 分	2002 年度	2003 年度
地方公務員災害補償	534	580
旧公共企業体業務災害	23	25
休業給付(傷病手当)	241,625	236,476
政府管掌健康保険	143,089	133,205
組合管掌健康保険	81,638	85,699
船員保険	3,650	3,525
私学共済	1,732	1,830
国家公務員共済	2,155	2,149
旧 公 共 企 業 体 地 方 公 務 員 共 済	7.500	0
地 方 公 務 員 共 済 旧 令 共 済	7,580	8,335
その他の現金給付	1,781 405,478	1,733 364,090
厚 生 年 金 保 険	350	386
戦 争 犠 牲 者	554	501
農林漁業共済組合	0	0
私学共済	0	0
労 災 保 険	353,632	312,185
国家公務員災害補償	1,162	1,428
地方公務員災害補償	3,420	3,246
社 会 福 祉	46,140	46,161
公 衆 衛 生	219	183
現物給付	463,532	475,470
介護、ホームヘルプサービス	227,765	239,543
労 災 保 険	5,741	7,180
国家公務員災害補償	13	10
地方公務員災害補償	1,225	3,611
旧公共企業体業務災害	0	0
社 会 福 祉	220,785	228,742
復帰支援 (リハビリテーション)	55	33
社 会 福 祉	55	33
その他の現物給付	235,712	235,894
社 会 福 祉	234,993	234,877
公 衆 衛 生	719	1,017
保健	29,907,136	30,393,243
現金給付	_	_
現物給付	29,907,136	30,393,243
家族	2 666 227	2 601 077
現金給付	3,666,327 1,487,929	3,684,877 1,502,083
家族 手 当	906,004	924,189
児 童 手 当	441,096	444,941
***	81,243	83,847
社 会 福 祉 ⁵⁾	383,665	395,401
出産、育児休業	579,562	575,503
政府管掌健康保険	171,342	165,234
組合管掌健康保険	157,805	154,882
国民健康保険	77,829	77,005
船員保険	412	381
	.12	1

区分	2002 年度	2003 年度
私 学 共 済	5,807	5,886
国家公務員共済	18,409	18,469
旧公共企業体	0	0
地方公務員共済	75,983	76,172
雇 用 保 険	71,975	77,475
その他の現金給付	2,364	2,390
地 方 公 務 員 共 済	2,364	2,390
現物給付	2,178,397	2,182,794
デイケア、ホームヘルプサービス	1,594,721	1,627,556
児 童 手 当	60,731	57,983
社 会 福 祉	1,063,458	1,095,963
就学前教育費	470,532	473,610
その他の現物給付	583,676	555,238
児 童 手 当	33,328	39,841
社 会 福 祉	550,348	515,396
積極的労働市場政策	1,440,029	1,488,846
雇用対策	1,101,587	1,155,517
公 的 雇 用 対 策	1,101,587	1,155,517
職業訓練	210,421	201,687
成人失業者及び高リスク	210,421	201,687
失 業 者 の 再 訓 練	210,421	201,007
若 年 者 対 策	_	_
若 年 者 対 策	_	_
失 業 対 策 補 助 金	92,491	98,548
補助金付雇用	92,491	98,548
障害者補助金付雇用	35,530	33,094
障害者対策	35,530	33,094
失業	2,892,552	2,220,067
現金給付	2,892,552	2,220,067
失 業 給 付、退 職 手 当	2,892,552	2,220,067
雇 用 保 険	2,883,790	2,213,411
船 員 保 険	8,763	6,656
労働市場理由による早期退職	_	_
現物給付	_	_
住 宅	_	_
現金給付	_	_
住 宅 手 当	_	_
その他の現金給付	_	_
現物給付	_	_
住 宅 扶 助	_	_
その他の現物給付	_	_
生 活 保 護	910,744	970,264
現金給付	898,975	957,639
所 得 補 助	788,966	850,066
生活保護	788,966	850,066
上 11	100,700	050,000

	区	分			2002 年度	2003 年度
その	他の	現 金	給	付	110,009	107,573
社	会	福		祉	35	677
公	衆	衛		生	108,752	105,660
地	方 公	務員	共	済	1,222	1,236
現	物	給		付	11,770	12,625
社	会	扶		助	22	673
社	会	福		祉	22	673
その	他の	現 物	給	付	11,748	11,952
公	衆	衛		生	7,067	7,348
社	会	福		祉	4,681	4,604
合				計	87,014,532	88,549,098
現	金	給		付	48,059,750	48,540,041
現	物	給		付	37,514,754	38,520,210

注:1) 老人福祉費

- 2) 社会福祉諸費(高齢者居宅介護事業費補助金など)
- 3) 社会福祉諸費(セーフティネット支援対策等事業費補助金など)
- 4) 特別児童扶養手当等給付諸費
- 5) 児童扶養手当給付諸費

年度以降に加算することになったためである。前年資料(2006edition)では、1997年度についても就学前教育費分が入っておりこれが控除された(表3)。

対国民所得比率と対国内総生産比率については、 『平成 19 年版国民経済計算年報(内閣府経済社会総合研究所)』において、公表値が過去に遡って更新されたことの影響である(表4、表5)。

公表資料 (38 ページ以降) の諸外国については、2つの理由がある。第1に各国の国民所得と国内総生産の額が表6のように更新されたため。第2は、ドイツとイギリスについては、2006editionから2007editionにかけて、表7のようにデータの更新が行われたためである。

ドイツについては公務員制度の年金支出を、「任意支出」から「公的支出」に戻したため変更になった。すなわち93SNAとSOCXの連動のため、事業主負担の年金制度については企業年金と同様の扱いにすることが当初検討され、2006年版においては「任意私的支出」に計上されたため、「公的支出」と「義務化された私的支出」の合計を採用し

ているこの数値には入っていなかった。しかし、 のちに公務員制度であっても、確定給付で基金を 有さない制度については一般被用者年金と同様の 扱いにすることに変更されたため、その部分が追 加になっている。

イギリスの「家族」については、就労税額控除における児童扶養部分が追加されたことにより変更になった。また、「生活保護その他」については、計算式の間違いを訂正したことにより更新されたとの説明をOECD事務局から受けている。

なお、OECD の SOCX データベースはオンラインデータベースとして提供されており、随時公表数値の更新が行われる。平成 17 年度社会保障給付費の【付録】国際比較で使った OECD のデータは2007 年 8 月 30 日現在、データベースに収載されている各国データを使った。なお、OECD のデータベースによると、これらのデータは2007 年 6 月 28日に更新されたデータである(表 8)。

表 2 日本の義務化されている私的社会支出

(百万円)

		(日万円)
区 分	2002 年度	2003 年度
高齢	3,378,916	2,749,702
現 金 給 付	3,378,916	2,749,702
退 職 年 金	2,390,759	2,239,007
厚生年金基金等	2,188,580	1,854,945
農業者年金基金等	202,178	384,062
早期退職年金	_	_
その他の現金給付	988,157	510,695
厚生年金基金等	734,556	482,226
農業者年金基金等	253,601	28,469
現 物 給 付	_	_
介護、ホームヘルプサービス	_	_
その他の現物給付	_	_
遺 族	_	
現 金 給 付	_	_
遺 族 年 金	_	_
その他の現金給付	_	_
農業者年金基金等	_	_
現 物 給 付	_	_
葬	_	_
その他の現物給付	_	_
障害、業務災害、傷病	544,079	561,018
現金給付	544,079	561,018
障 害 年 金	_	_
年 金(業 務 災 害)	_	_
休 業 給 付 (業 務 災 害)	_	_
休 業 給 付(傷 病 手 当)	_	_
その他の現金給付	544,079	561,018
自動車損害賠償責任保険	544,079	561,018
現物給付	_	_
介護、ホームヘルプサービス	_	_
復帰支援 (リハビリテーション)	_	_
その他の現物給付	_	_
保健	_	_
家族	_	_
積極的労働市場政策	_	_
失業	_	_
住 宅	_	_
他 の 社 会 政 策 分 野	_	_
	2 022 005	2 210 522
合 計	3,922,995	3,310,720
現金給付	3,922,995	3,310,720
現物給付	_	_

表 3 日本 (1997年度) 数値の更新について

	社会支出総額	
	億円	家族
2006edition	758,222	27,894
2007edition	753,945	23,618
2007-2006	△ 4,277	△ 4,277

表 4 日本の国民所得

(億円)

				(1)(1)
年月 西暦	度 元号	平成 18 年版	平成 19 年版	平成 19 年版- 18 年版
1996	8	3,791,076	3,806,211	15,135
1997	9	3,827,635	3,819,989	△ 7,646
1998	10	3,725,035	3,689,215	△ 35,820
1999	11	3,667,396	3,643,409	△ 23,987
2000	12	3,715,975	3,718,039	2,064
2001	13	3,609,521	3,613,335	3,814
2002	14	3,557,846	3,557,610	△ 236
2003	15	3,583,968	3,580,792	△ 3,176
2004	16	3,610,126	3,629,009	18,883
2005	17		3,676,303	_

出所:内閣府経済社会総合研究所「平成 18 年版国民経済計算年報」「平成 19 年版国民経済計算年報」。

表 5 日本の国内総生産

(億円)

				(1971 1)
年度		平成 18 年版	平成 19 年版	平成 19 年版-
西暦	元号	1 /5% 10 4/10	1 10 4/10	18 年版
1994	6	4,912,675	4,870,175	△ 42,500
1995	7	4,999,842	4,964,573	△ 35,269
1996	8	5,064,795	5,084,328	19,533
1997	9	5,104,658	5,133,064	28,406
1998	10	5,013,835	5,033,044	19,209
1999	11	4,966,058	4,995,442	29,384
2000	12	5,027,831	5,014,488	△ 13,343
2001	13	4,923,467	4,936,447	12,980
2002	14	4,887,244	4,898,752	11,508
2003	15	4,935,532	4,937,475	1,943
2004	16	4,961,970	4,982,804	20,834
2005	17		5,033,668	_

出所:表4と同じ。

表 6 各国の国内総生産と国民所得

市場価格表示の国内総生産(GDP、2003年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
	億円	10 億ドル	100 万ポンド	100 万ユーロ	100 万ユーロ	100 万クローネ
2006edition	4,935,532	10,793	1,120,675	2,163,400	1,585,172	2,459,413
2007edition	4,937,475	10,785	1,123,854	2,161,500	1,594,814	2,459,413
2007-2006	1,943	△ 8	3,179	△ 1,900	9,642	0

要素費用表示の国民所得(NI、2003年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
	億円	10 億ドル	100 万ポンド	100 万ユーロ	100 万ユーロ	100 万クローネ
2006edition	3,583,968	8,736	875,571	1,572,220	1,159,143	1,775,092
2007edition	3,580,792	8,713	876,883	1,569,110	1,170,164	1,775,092
2007 - 2006	△ 3,176	△ 23	1,312	△ 3,110	11,021	0

出所:日本については表4と同じ。諸外国については、OECD National Accounts 2007ed. Vol. 2a による。なお、国民所得額については同資料をもとに社人研で計算した結果を使用。イギリスとアメリカについては会計年度に調整済み。

表7 2006editon 2007edition の比較

(各国通貨100万単位)

		(170)	100/5 (21)
		ドイツ	イギリス
1.	高齢	38,097	
2.	遺族	2,272	
3.	障害、業務災害、傷病	3,641	1
4.	保健		
5.	家族	△ 7,623	5,500
6.	積極的労働市場政策		
7.	失業		
8.	住宅		
9.	生活保護その他		1,271

注:2007年の数値から2006年の数値を控除した結果。

表8 公的+義務的私的社会支出 社会政策分野別 2003年

(百万:各国通貨単位)

		*	フィンス	3	ンサー・レン	・ジュンボン	・ロー・ロー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー
ţ		¥1.			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		86.66.
(1	公旳+表務的私的社会支出(合計)	51,705,138	293,795	370,418	534,804	168,518	1,201,332
	高壽	42,904,382	167,186	244,126	248,693	71,709	589,453
2.	遺族	6,277,961	30,313	9,356	16,871	2,566	87,977
3.	障害、業務災害、傷病	3,920,179	30,151	66,368	161,843	28,067	158,159
4.	保健	30,393,243	120,386	172,526	175,367	74,872	747,312
δ.	家族	3,684,877	47,864	43,480	87,071	32,887	75,433
6.	積極的労働市場政策	1,488,846	16,911	24,319	31,350	5,735	15,550
7.	失業	2,220,067	29,325	38,929	30,613	5,745	57,746
∞.	住宅	0	13,399	4,888	14,573	16,001	0
9.	生活保護その他	970,264	5,446	10,552	17,116	2,645	59,155
	公的社会支出 計	48,394,418	289,495	345,451	520,604	165,298	1,158,986
	高齢	40,154,680	165,728	244,126	248,693	65,659	589,453
2.	遺族	6,277,961	28,515	9,356	16,871	2,566	87,977
3.	障害、業務災害、傷病	3,359,161	27,690	42,873	147,643	27,676	135,085
4.	保健	30,393,243	120,386	172,526	175,367	74,872	728,040
5.	家族	3,684,877	47,822	42,008	87,071	32,887	75,433
9	積極的労働市場政策	1,488,846	16,911	24,319	31,350	5,735	15,550
7.	失業	2,220,067	29,325	38,929	30,613	2,916	57,746
8.	住宅	а	13,399	4,888	14,573	16,001	а
9.	生活保護その他	970,264	5,446	10,552	17,116	2,645	59,155
	義務的私的社会支出 計	3,310,720	5,758	24,967	14,200	8,970	42,346
1.	高齢	2,749,702	1,458	а	а	5,750	а
2.	遺族	а	1,797	а	а	а	а
3.	障害、業務災害、傷病	561,018	2,461	23,495	14,200	391	23,075
4.	保健	а	а	а	а	а	19,272
δ.	家族	а	42	1,472	а	а	а
6.	積極的労働市場政策	а	а	а	а	а	а
7.	失業	а	а	а	а	2,829	а
∞.	住宅	а	а	а	а	а	а
9.	生活保護その他	а	а	а	а	а	а

注:a 該当無しまたは未計上、網掛け部分が 2006 edition から変更があったところ. 資料:OECD (2007), Social Expenditure Database (SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure) 2007 年 6 月 28 日現在.

注

OECD Social Expenditure Statistics http://fior-diliji.sourceoecd.org/vl=2943704/cl=33/nw=1/rpsv/statistic/s22_about.htm?jnlissn=1608117x

(ひがし・しゅうじ 企画部長) (かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長) (よねやま・まさとし 企画部第1室長) (きくち・じゅん 企画部研究員)

ジャン=クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ著 中原隆幸、宇仁宏幸、神田修悦、須田文明訳 『フランスの社会保障システム』

(ナカニシャ出版、2006年) 米山 正敏

I はじめに

フランスにおいては、日本ほど急激ではないも のの、人口の高齢化が進行している。フランスの 高齢化比率 (全人口に占める 65 歳以上人口の割 合)は、2000年で16.31%(日本は17.34%)、2020 年で 20.84% (日本は 29.25%) である1)。したがっ て、日仏両国にとって、高齢化対策は大きな課題 となっている。年金制度を例に取れば、日本では 2004年に年金改革があり、マクロ経済スライドの 導入・保険料率を将来一定に固定するまで段階的 に引き上げる方式 (保険料水準固定方式) の導入 など、給付と負担のバランスを図り長期的に持続 可能な年金制度とすることが目指された。フラン スでも、2003年7月に年金改革(フィヨン・ラファ ラン改革) が実行されたが、これの主目的は、本 書にある通り、公務員制度を1993年に改革された 一般制度と同水準のものにすることであり、中で も 60 歳以降の平均寿命上昇に比例する形で、就業 年数および保険加入期間を延長することである。 このように、日仏両国とも人口の高齢化に伴い社 会保障制度の改革を断行しており、日本にとって も、フランスから学ぶ点は大きいと考えられる。 以下、本節では、①として用語の整理を行い、② としてこの書評の構成について述べる。

①社会保障 (Sécurité sociale) と社会保護 (Protection sociale)

フランス語の社会保障は日本語の社会保険に、

フランス語の社会保護は日本語の社会保障に相当する。なお、本書の序章によれば、フランス語の社会保護とは、「社会的リスク」(疾病、老齢、障害、労災、失業、出産、社会的排除)に備えた保障の、物理的・制度的現実を考察するために用いられてきた概念である。また、フランスの社会保護の中核をなしているのが社会保障である。

②「書評」の構成

この書評では、まず II で本書第 2 章を念頭に社会保護と経済の関係について簡単に触れ、III・IV・Vで個別制度として順に年金、医療、雇用政策について、本書の概要を紹介する。そして、VI で訳者の補遺である日仏比較について簡単に紹介し、最後のVIIで本書の評価を総括する。

■ 社会保護と経済の関係

本書では、第2章において「社会保護の経済動学」と題して、社会保護とマクロ経済循環の関係について述べられている。本書では、社会保護にかかわる政策は数々のアクターの間での政治的妥協の産物として生まれてくるものであり、経済合理性だけで決まってくるものではない旨述べられているが、「改革はまず国民的レベルで展開される経済政策の結果であり」とも述べられており、社会保護を考える上で、経済との関係を考慮に入れることは必須の過程と考えられる。そのため、この第11節では、社会保護と経済の関係について、

本書第2章を念頭に置きつつ評者によって簡単に まとめることとする。

○マクロ経済変動(景気循環)と社会保護

景気が上昇局面にあるときには、国民所得も上 向き、社会保険料収入も税収入も増大し、支出面 でも失業関連の給付が減少するため、社会保護の 収支は改善する。ただし、景気が過熱気味でイン フレの状況にあるときには、年金の物価スライド²⁾ がある場合には、年金給付が増大するほか、医療 に関係する材料費なども高騰するため診療報酬³⁾を 引き上げる必要がある点に留意すべきである。経 済がスタグフレーションの状況にある場合には、 景気が停滞しつつインフレが起こっているので、 通常のデフレ的状況4)で起こる社会保険料収入・税 収入の減少および失業関連の給付の増大と、イン フレによる年金物価スライドが同時に起こるので、 社会保護の収支は悪化する。このように、社会保 護の財政は、景気動向に強く影響を受けるもので あるが、逆に社会保護が景気に良い影響を及ぼす 可能性もある。つまり、年金の存在が高齢者の消 費の下支えを行ったり、失業関連の給付が失業者 の消費の下支えを行うことにより、景気循環をよ り安定的なものにすることができる。

Ⅲ フランスの年金制度

フランスの年金制度については、本書第4章で詳しく議論されている。そのエッセンスを述べることとする。フランスの年金制度は、強制加入、賦課方式の保障原理に基づきながらも、そのシステムは極度に細分化されており、500以上の個別制度が存在し、互いに異なる規定に従い運営され、その給付水準もさまざまである。フランスでは、1990年代には、積立方式を高齢化に伴う経済の構造的な問題を解決する万能薬と考えるネオ・リベラル派の攻勢を受け、積立方式か賦課方式かの大きな論争が起こったが、2004年の時点ではフラン

スの年金システムにおいて賦課方式と積立方式の 間の新たな均衡を安定化させるような、社会的・ 政治的妥協はまだ確立されていない。両極として 論争の中心に位置する二つのシステムとは、一つ はフランスにおいて全国被用者老齢保険金庫 CNAVTS によって運営されている強制加入・賦課 型・集中的・確定給付のシステムであり、もう一 つは、アングロ・サクソン流の年金基金のような 任意加入型・積立型・分散的・確定拠出のシステ ムである。積立方式の支持者は、次の3点を指摘 する。①将来の人口学的困難(退職者数に対する 就業者数の減少) に対処する上で、積立方式は賦 課方式と比べ、より有効である。②積立方式の方 が受給率がよい、すなわち保険料が同じなら積立 方式の方がより高い給付を分配できる。(3)積立方 式は貯蓄を、したがって投資を増大させるため経 済成長にとっても好都合である。これらの中で、 特に②について注記しておく。②のような主張に ついては、マクロ経済の観点からすれば、積立方 式の受給率が有利なものとなるのは、最低限でも 利子率が常に付加価値の成長率を上回っていると きに限られる。長期的に見て、このような仮説は 成り立たないだろうし、フランスの場合には、過 去のデータから見ても、②の主張を裏付けるもの は何もない。

Ⅳ フランスの医療制度

フランスの医療制度については、本書第5章で詳しく議論されている。そのエッセンスを述べることとする。医療保障を普遍化しようというジュペ・プランが目標とするところは、ジョスパン政権のもとで2000年1月1日 CMU 制度により実現された。基礎的と呼ばれる CMU により、付加的・付帯的制度が創設され、医療保険に加入できず、かつ県単位の無償医療扶助を享受できない者が、一定の住居基準に従って自動的に医療保険の一般

制度に包摂されることになる。なお、強調されて 然るべきは、フランスでは医療システムの進化は 民営化よりむしろ計画化へ向かっているという点 である。国は公的支出の抑制あるいは削減という 展望のもと、「職域間連帯」(保険金庫の複数性と いうビスマルク的伝統)と「国民連帯」(最低限の 医療ケアを無償かつ普遍的に全市民に対して分配 する国民的医療システムというベヴァリッジ的伝 統)とを結びつける新たな妥協点を社会的アクター たちとの間に見いだそうとしているのである。し かし、これは難しい。医療分野においては、民間 の医師団体が圧倒的な力を有し、その力が根源的 に象徴的なものであり、ゆえに独自のものである 以上そうである。他方において、医療保障の民営 化と非普遍化は、米国の経験が証明している通り、 人々の健康とも公的財政の健全性とも、医療シス テムの効率性とも折り合いがよくない。結局、医 療分野を詳細に検討して明らかになるのは利害の 衝突である。

▼ フランスの雇用政策

フランスでは、「失業」が大きな社会問題として 位置付けられており、社会保護の諸施策の中でも、 雇用政策は大きな地位を占めている。この節では、 本書第6章の一部を紹介することで、フランスの 雇用政策について概観したい。

まず、最近の国際的傾向として、社会保護システムの「積極化=就業化」の傾向がある。つまり、1980年代に発展した社会保護と雇用保護との関係が強化されつつあるという国際的傾向である。ただし、フランスにおいては、こうした傾向に基づきながらも、「社会参入」という概念を導入することによって、オリジナリティを示している。

①社会参入政策

社会参入という実践は、社会参入政策の登場以前に存在していた。そのもともとの意味は、労働

という活動が、市民権と社会的統合の根本的次元をなしているというものである。こうした考えに基づく活動は、社会福祉活動部門と、雇用部門、職業訓練部門の間の古い区分を乗り越えてしまい、その後「障害者」など困難をかかえると見なされる人々に拡大されていき、こうして社会参入は「政策」となったのである。

②社会参入最低限所得 RMI

1988 年に導入された社会参入最低限所得 RMI は、競争的ディスインフレ政策の時期に制定された社会的ミニマムの典型であり、所得が特定の基準以下であるような人々のための普遍的給付である。RMI は、貧困が一時的な失業状態による場合は、普遍的給付であるが、それはまた雇用から永続的に隔絶されている人々にとっては、生命維持装置ともなっているのである。

③雇用および労働と、社会保護とのさらなる関係強化

著者が、社会保護の中に雇用政策を含めて考える理由は二つある。一つは、市民に対して十分な雇用創出条件を提供する責任は、社会保護が担っていると考えられることである。二つめは、雇用と社会保護との間の区分が経験的にますます曖昧になってきたという事実による。早期退職が労働市場の管理手法となり、逆に年金改革が雇用を再編することを狙いとするようになっている。なお、ケインズ主義的基準が消失するにしたがって、雇用政策は四つの下位領域へと展開されている。すなわち、①失業補償手当②失業者や労働市場から「排除された人々」を就業させ、訓練することを目的とした社会参入措置③労働市場のいわゆる「構造」改革④高齢労働者の労働市場からの退出を可能とさせる措置、である。

Ⅵ 社会保護の日仏比較

本書には、訳者による補遺として「日本とフランスの社会保護システムの比較」が収載されているが、これは我が国の社会保障制度の特徴を浮き彫りにする上で有意義なものであるので、この節で概要を紹介する。

日本では、厚生年金基金や組合管掌健康保険の ように企業あるいは企業グループを単位とする制 度が数多く存在することが特徴となっている。ま た、医療保険における国民健康保険は、市町村を 単位に自営業者が組織されている、日本に特徴的 な制度である。このような国民健康保険が成立し た背景には、当時日本が第一次産業従事者が全人 口の半数を占める後発国家であったことが挙げら れる。日本もフランスと同様社会保険方式を採用 しているが、両国では制度の運営方法が全く異なっ ている。すなわち、フランスの制度はほぼ同数の 労使代表で運営されているが、日本では国民年金 や厚生年金の運営主体は政府である上、社会保障 財源に占める公費の割合が高いこともあり、日本 はフランスより制度運営における政府の役割が大 きいと言える。また、フランスでは社会保護給付 が GDP に占める比率は、1981 年で 25.2%、2002 年で29.1%であるのに対し、日本では、社会保障 給付が GDP に占める比率は、1980年で10.1%、 2003年で16.8%であり、経済全体に占める社会保 障給付の大きさは日本はフランスに遠く及ばない。 さらに、両国の財源構成を比較すると、フランス では、社会保護の財源のうち、雇用主負担は1981 年で55.2%、2002年で45.9%であり、一方特別税 と国庫負担を合わせた国の負担は1981年で 18.0%、2002年で30.4%である。フランスでは、 この20年の間で、雇用主の負担割合が減少し、そ の分国の負担が増加した。日本では1970年代以降、 労・使・国の三者の拠出がほぼ等しい状態が続い ている。なお、日仏の人口動態を比較すると、次 のようなことが言える。2000年の合計特殊出生率 は、日本1.36に対しフランスは1.89である。フラ ンスの場合、独自の家族政策の影響もあり、人口 減少がほかの EU 諸国と比べても緩やかである。 一方、日本では、少子化に歯止めがかからず、2020 年には人口のほぼ3人に1人が65歳以上になると いう急速な高齢化が進んでいる。フランスでは、 独自な家族手当制度の存在が、親が就労しつつ子 育てができる条件を経済的に支えてきた。次に、 年金制度であるが、日仏で一番大きな違いは、フ ランスでは年金(一般制度の場合)財源に国庫負 担がないのに対し、日本では、基礎年金の3分の 15)と事務費の全額に国庫負担が入っていることで ある。最後に、医療保険制度についてであるが、 ここでも日仏の大きな違いは、例えば日本では政 府管掌健康保険について給付費等の13%の国庫負 担があるのに対し、フランスの医療保険制度の一 般制度の場合、国庫負担はないということである。

Ⅲ 全体的な本書の評価

本書は、年金、医療、雇用政策など社会保護の 主要な項目についての個別の解説の部分と、経済 動向や人口動向と社会保護との関係を述べた総論 的部分とから成る。そして、全体的に経済との関 連で述べた記述が多く、この方面に関心の深い読 者にとっては、興味深い内容となっている。また、 記述全体は平易で分かり易いものとなっており、 とかく複雑なフランスの社会保護について、アプ ローチしやすいものとなっており、評価できる。 各制度ごとの解説については、どのような問題点 があるのか、具体的に指し示されており、単なる 制度紹介には終わっていない点も評価されよう。 そして、前節でも述べた通り、訳者の補遺として、 社会保護の日仏比較が収載されていることは、フ ランスの制度を本書で学んだ後に、改めて日本と 比較してみることで両国の制度的特徴が浮き彫り

にでき、有益なものとなっている。他方、惜しま れる点は、日仏比較をもっと深めて、フランスの 制度から日本が何を学べるのか、どのような政策 的インプリケーションをフランスから引き出すこ とができるのかという点に、もう少し記述を割い て然るべきであったという点である。もっとも、 この点に関しては、読者が自ら本書を通読して考 えるべき点であるのかもしれない。全体を通して、 フランス独自の「社会保護」という概念が、「社会 保障」という用語に慣れ親しんでいる日本の読者 にとって、少々違和感を感じさせる点も否めない。 序章でフランスの社会保護と社会保障の関係につ いて解説はなされているが、ほかの各制度の解説 のときにも、もう少し注意深く社会保護という概 念について訳者注などで言及がなされていれば、 なお一層の読者の理解に資すると考える。このよ うな点はさておき、全体として本書は、フランス の社会保護の制度と問題点、社会保護と経済や人 口との関係などについて、非常に興味深い解説が なされており、フランスの社会保護の研究者はも ちろんのこと、社会保障一般に興味を抱く読者を も惹きつけるに足る好著と言えよう。

注

- 1) (資料出所)国立社会保障·人口問題研究所「人口統計資料集 | 2007年版
- 2) フランスの年金制度においては、裁定を受けた老齢年金の年金額について、経済変動によってその 実質価値が低下するのを防ぐため、物価水準の変動幅を基準とした年金スライドが実施される.(社会保障年鑑 2007 年版健康保険組合連合会編より)
- 3) フランスにおいては、医療における費用償還の前提となる医療の価格は、全国医療保険金庫と医師組合の全国組織との間の医療料金協定によって定められ、これが担当大臣の認可を受けて償還の基礎となる。(注2と同じ資料より)
- 4) 本書第2章では、「競争的ディスインフレーション」 との表現があるが、これはインフレ率が低い代わ りに失業率が高くなる状況を指している。なお、 正確にはディスインフレはデフレと違い物価が下 落するところまでは至っていない。あくまでもイ ンフレ率の低い状況である。
- 5) 日本の2004年の年金制度改革で,2009年度にかけて基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1に引き上げることが決定された。本書p.147参照。

(よねやま・まさとし 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第一室長)

季刊社会保障研究 第43巻第3号 目 次

研究の窓	
『子育て支援』から『子育ち・子育て支援』へ	重宏
特集:多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって	
ポジティブ・アクション,ワーク・ライフ・バランスと生産性阿部	正浩
保育・子育て支援制度の多様化の現状と少子化対策としての課題	
一東京都の取組みを例として一問	燕飛
貧困家庭と子育て支援 岩田	美香
母子世帯の仕事と育児―生活時間の国際比較から―田宮 遊子・四方	理人
少子化問題と税制を考える森信	茂樹
企業による多様な「家庭と仕事の両立支援策」が夫婦の出生行動に与える影響	
一労働組合を対象とした調査の結果から一野口	晴子
投稿(論文) 公的に供給される育児財を導入した出生率内生化モデルにおける育児支援政策の考察	
·····································	匡也
平成 16 年財政再計算のライフサイクル一般均衡分析	
一改革が経済を通じて年金財政の将来見通しに与える影響―木村	真
動向	
平成 17 年度 社会保障費」立社会保障 • 人口問題研究所公	它画部
No. COLUMN TERM	
判例研究	底沙
任云沐桿仏刊例	晴洋
書評	
富江直子著『救貧のなかの日本近代――生存の義務』遠藤	美奈

『海外社会保障研究』執筆要領

1. 執筆枚数

原稿の字数は以下の限度内とします。

- (1) 論文:16,000字(図表を含む) 本文のほかに要約文(400字以内)およびキーワード(3~5語)を添付。
- (2) 研究ノート: 12,000字(図表を含む)
- (3) 動向:8,000字(図表を含む)
- (4) 書評:6.000字

なお、図表は1枚200字に換算します。

2. 原稿の構成

必要に応じて、I II $III \cdots \rightarrow 1$ 2 $3\cdots \rightarrow (1)(2)(3)\cdots \rightarrow ①$ ② $3\cdots \rightarrow o$ 順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書の文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a)(b)(c)または・で始めてください。 完成原稿は横書きとし、各ページに通し番号をふってください。

3. 引用

本文中の引用の際は、出典(発行所、発行年)を明記してください。

4. 年号

西暦を用いてください。元号が必要なときには、西暦の後に()入りで元号を記してください。 ただし、年代の表記については、西暦なしで元号を用いてもかまいません。

5. 図表

図表はそれぞれ通し番号をふり、表題を付けてください。1 図、1 表ごとに別紙にまとめ、挿 入箇所を論文中に指定してください。なお、出所は必ず明記してください。

6. 注

注を付す語の右肩に 1)2)…の注番号を入れ、論文末まで通し番号とし、論文末に注の文を一括して掲げてください。

7. 参考文献

文献リストは、以下の例を参考に論文の最後に付けてください。

(例)

馬場義久 1997「企業内福祉と課税の中立性―退職金課税について」藤田至孝・塩野谷祐一編 『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会

Ashford, Douglas E. 1986. The Emergence of the Welfare State. Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. 1981. "Education and Social Entitlements in Europe and America." In *The Development of Welfare State*, edited by P. Flora and H. Heidenheimer. Transaction Books. Beattie, Roger. 1998. "Pension Systems and Prospects in Asia and the Pacific." *International Social Security Review* 58(3): 63-87.

樫原朗 1998「イギリスにおける就労促進政策と社会保障」『海外社会保障研究』第 125 号pp. 56-72

新藤宗幸 1998 「地域保健システムの改革と残されている課題」 『季刊社会保障研究』 第 34 巻 第 3 号 pp. 260-267

海外社会保障研究

第162号 2008年3月発行予定 特集:地域包括ケアシステムをめぐる国際的動向

バックナンバー

```
第161号 2007年12月発行……特集:フランス社会保障制度の現状と課題
第160号 2007年9月発行……特集:子育て支援策をめぐる諸外国の現状
第159号 2007年6月発行……特集:所得格差と社会保障
第158号 2007年3月発行……特集:先進各国の年金改革の視点
第 157号 2006 年12月発行……特集:ベーシック・インカム構想の展開と可能性
第 156 号 2006 年 9 月発行……特集:諸外国における医療と介護の機能分担と連携
第 155 号 2006 年 6 月発行……特集:ドイツ社会保障の進路—政権交代は何をもたらすか—
第154号 2006年3月発行……特集:介護と障害者施策の関係をめぐる国際的動向
第 153号
     2005年12月発行……特集:中南米の社会保障
第152号 2005年9月発行……特集:住宅政策と社会保障
第151号 2005年6月発行……特集:企業年金の国際的潮流
第150号 2005年3月発行……特集:成長するアジアの社会保障
第 149号
     2004 年12月発行……特集: OECD 諸国における医療改革の流れと今後の方向性
第148号 2004年9月発行……特集:海外社会保障研究の展望
第147号 2004年6月発行……特集:ワークフェアの概念と実践
第 146 号 2004 年 3 月発行……特集:IMF 体制後の韓国の社会政策
第 145号
     2003年12月発行……特集:社会保険医療制度の国際比較:日、独、仏、蘭、加5カ国の医療保
                    険制度改革の動向
第144号 2003年9月発行……特集:ロシア・東欧における社会保障の動向
第 143 号 2003 年 6 月発行……特集:第 7 回厚生政策セミナー「こども、家族、社会―少子社会の政策選択― |
第142号 2003年3月発行……特集:転換期における福祉国家の国際比較研究
第 141号
     2002年12月発行……特集:社会的排除—概念と各国の動き—
第 140 号 2002 年 9 月発行……特集:先進諸国の所得保障政策における障害給付の変化とその背景
第139号 2002年6月発行……特集:日本とカナダの社会保障—加日社会保障政策研究円卓会議の成果—
第138号 2002年3月発行……特集:現代の規範理論と社会保障
第 137号 2001 年12月発行……特集:国際機関における年金政策論
第 136 号 2001 年 9 月発行……特集:保険者機能から見た欧米諸国の医療制度改革と国際比較
第 135 号 2001 年 6 月発行……特集: 第 5 回厚生政策セミナー「アジアと社会保障 |
第 134号 2001 年 3 月発行……特集: グローバル化と社会保障
第 133号
     2000年12月発行……特集:社会保障と情報化
第 132 号
     2000年9月発行……特集:中国の社会保障改革と企業行動
第131号 2000年6月発行……特集:介護保険の国際的動向
第130号 2000年3月発行……特集:社会保障給付費の国際比較研究
第 129号 1999 年12月発行……特集:医療サービスの質の確保をめぐる諸問題
第 128 号 1999 年 9 月発行……特集: EU の社会保障政策の展開
第 127 号 1999 年 6 月発行……特集 1:福祉施策の国際比較
                特集 2:OECD 社会保障大臣会議
第126号 1999年3月発行……特集:各国の年金改革
第 125号 1998 年12月発行……特集: 就労インセンティブと社会保障
```

海外社会保障研究投稿規程

- 1. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、及び「動向」の3種類です。投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に投稿する論文等はいずれも他に未投稿・未発表のものに限ります。
- 2. 投稿者は、審査用原稿2部を送付して下さい。採用の決まったものは、フロッピーディスクも提出していただきます。
- 3. 投稿原稿のうち、「論文」及び「研究ノート」の掲載の採否については、指名されたレフェリーの意見に 基づき編集委員会において決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投 稿者に一部修正を求めることがあります。
- 4. 投稿のうち、「動向」の掲載の採否については、編集委員会において決定します。
- 5. 執筆に当たっては、『海外社会保障研究』執筆要領に従ってください。なお、原稿は採否に関わらず返却 致しません。
- 6. 原稿の送り先、問い合わせ先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

国立社会保障 • 人口問題研究所総務課業務係

Tel: 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816

e-mail: kaigai@ipss.go.jp

編集委員長

京極 髙盲 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

江口 隆裕 (筑波大学教授)

尾形 裕也 (九州大学教授)

駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

髙橋 紘士 (立教大学教授)

武川 正吾 (東京大学教授)

高橋 重郷 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

西山 裕 (同研究所・政策研究調整官)

東 修司 (同研究所・企画部長)

佐藤龍三郎 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

府川 哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

金子 能宏 (同研究所·社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

米山 正敏 (同研究所・企画部第1室長)

阿部 彩 (同研究所·国際関係部第2室長)

山本 克也 (同研究所·社会保障基礎理論研究部第4室長)

川越 雅弘 (同研究所·社会保障応用分析研究部第4室長)

菊地 英明 (同研究所·社会保障基礎理論研究部研究員)

海外社会保障研究 No. 161

平成 19 年 12 月 25 日発行 ISBN 978-4-900849-95-2

編集 国立社会保障 • 人口問題研究所

〒 100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビル 6 階 Tel: 03-3595-2984

homepage: http://www.ipss.go.jp

印刷 よしみ工産株式会社

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1 丁目 13 番 5 号

Tel: 093-882-1661 Fax: 093-881-8467

ISSN 1344-3062

THE REVIEW OF COMPARATIVE SOCIAL SECURITY RESEARCH (KAIGAI SHAKAI HOSHO KENKYU)

Winter 2007 No. 161

Special Issue: The Currents and Problems of the Social Protection Scheme in France
Foreword
How to Understand the Social Protection Scheme in FranceTomoyuki Kato
The Medical Care System
-Recent Developments and Problems Eri Kasagi
The Development of the Long-term Care System in France Keiichiro Harada
The Currents and Prospects of the French Pension System
Family Policy in France — Yasuyuki Shimizu
Unemployment Insurance and Employment Policy in France Fumito Matsumura
Report and Statistics Updating the OECD Social Expenditure Database
-Reference to the OECD SOCX 2007 edition-
National Institute of Population and Social Security Research Department of
Research Planning and Coordination
Book Review Jean-Claude Barbier, Bruno Théret / Takayuki Nakahara, Hiroyuki Uni, Shuetsu Kanda, Fumiaki Suda The Social Protection System in France

ISBN 978-4-900849-95-2 ISSN 1344-3062